

市民民主権原理の情報政策

——民衆のコミュニケーション権を確立するため——

渡辺武達

「市民」とは、他を物理的・精神的に圧迫せず、同時に他からも圧迫されないで生きようと考え、自らの日常生活が国境を超えて地球大に拡がる関わりを持つていて、その認識のもとに、可能な範囲内でその考え方を実行しようと努力する生活者のことである。『市民民主権社会』とは、こうした市民が自らデザインする社会システムのことであり、こうした市民を社会の基本単位と考える思想を『市民民主権主義』という。またメディアがこうした市民民主権主義の立場から、取材・調査・編集、そして情報の提供をおこなうやり方を、メディアの『積極的公正中立主義』という。（渡辺武達の『市民民主権パラダイム論』より）

本稿目次

はじめに 市民主権社会とメディア・情報理論の組み立て

一一二三一ページ

第一章 メディア論・情報論の新展開

一一九ページ

1 マルチメディア社会論の誤解

市民民主権原理の情報政策

- 2 現行インターネット社会論の限界——その一・ネット社会の幻想
　　〈パソコンで取得できる情報の特徴〉　〈インターネット礼賛者の特徴〉
- 3 現行インターネット社会論の限界——その二・危険な産学協同路線
　　〈マルチメディア社会礼賛論の背景〉　〈あるべきマルチメディア社会論とは〉
- 4 NTT分離論への異議と市民民主権ネットワーク

第二章 市民民主権社会の情報原理……

一五九ページ

- 1 情報は誰のものか——市民民主権社会と「情報公開法」の問題点
- 2 社会基盤としての情報インフラと情報デモクラシー
　　〈これから社会と情報デモクラシー〉　〈快適な通信ネットワークと文化の創造〉
- 3 情報ネットワークと私たちの暮らし
- 4 コミュニケーションする権利概念の創出と認知
- 5 市民民主権メディアへの転換——その一・意見広告の活用
　　〈巨大メディアに市民がもの申す手段としての「意見広告」〉　〈意見広告とその掲載基準〉　〈アメリカのケースは?〉　〈日本での困難〉　〈言論の自由の確立とメディア・リテラシーの向上〉　〈なぜ外国のメディアが使われるのか〉　〈ブーメラン効果〉
- 6 市民民主権メディアへの転換——その二・小林よしのり型論調の批判
　　〈「プロのもの書きの責任〉　〈小林氏を持ち上げる社会構造の怪〉　〈小林氏を利用する「卑しい知識人〉たち〉　〈市民概念確立の必要性〉　〈すべての問題は縦糸と横糸で結ばれる〉　〈メディアの報道責任〉

第三章 地球社会のなかの個人情報環境……

一一二ページ

- 1 情報の国家支配から市民主権原理への転換
- 2 情報通信と「あまねく公平」概念、および公共性・公益性
- 3 二十一世紀の情報通信とその国際展開
- 4 これからの情報通信と法規制のあり方

終章 市民主権の情報政策の立案と実施のため

「日本情報通信委員会」、あるいは「日本マスメディア委員会情報通信部会」（仮称）設置の構想

注.....
参考文献.....
.....11110ページ
.....11111ページ
.....11112ページ

はじめに 市民主権社会とメディア・情報理論の組み立て

今日の社会と情報との関係を考えた場合、インフラストラクチャーとしての情報ネットワークの考察だけでは不十分で、少なくとも、①そのネットワークであるメディアによつて送出される、もしくはやりとりされる情報とその内包する問題、および②そのメディアの表面から消されている情報とその原因および背景という、二面からの分析を欠かすことはできない。そしてそのアプローチは徹頭徹尾、情報は社会を根底で支える生活者としての市民が、今後できるだけ早く、またつぎの世代が今よりもいつそう「楽しく、幸せな」生活が送れるようにするにはどうしたらよいのかという視座からのものとならなければならない。

こうした観点からメディアと情報をとらえると、たとえば、一九九六年十一月十七日、ペルーの首都リマの日本大使館で、天皇誕生日を祝して行わられたパーティーのお客約四百人が人質にされた事件も、「情報過多」が嘆かれるとき同時に「マルチメディア社会バラ色論」がふりまかれていた今日の情報環境のなかで、おかしなことに、ことの実相が何も描かれていないことがわかつてくる。じつにこの事件の背景とそこから生起している事象には、現代のメディアと情報の問題と、日本と日本人の世界的構図のなかでの典型的な姿の両方が同時にあらわれてきている。

その第一は、現行日本のメディアの病理だが、一月七日、ペルーの日本大使公邸人質事件の取材で「玄関が開いているのを見て」、現地人通訳とともに邸内に入ったテレビ朝日（系列の広島ホームテレビ）記者・人見剛史氏は出てきたところをリマの国家警察テロ対策本部によつて拘束された事件。

生活者としてのジャーナリストに国籍はあっても、ジャーナリストの扱う情報は人間社会にとつて普遍的で、国籍があつてはならない。またメディアがなければ、地球規模で相關する世界の見取り図だけではなく、私たちの生活じたいが成立しない今日、メディアの情報は単なる商品ではなく、社会全体の共有財産だ。人見氏らのこの公邸「無断訪問」——ただし、日本とペルーの両政府にとつてのもそういう立場からの視聴者・読者のゆがみのない世界観の形成のための情報収集という、あるべきジャーナリズム活動の一環であれば、現地警察による拘留にたいして私たちは抗議しなければならない。

しかしこのテレビ朝日には、組織ぐるみであるにもかかわらず、担当者だけを解雇したアフタヌーンショーの「やらせ」リンチ事件（中川勉『やらせリンチ事件の眞実』コアラブックス、一九八六年、参照）、先の椿発言時における報道機関にあるまじき郵政省と国会への土下座謝罪などのいい加減さ（拙著『メディア・トリックの社会学』世界思想社、一九九五年、参照）などから類推すると、今度の行動も視聴率のためのスクープねらいであつたといつて間違いな

かろう。テレビ朝日本社ももし彼（ら）が拘束されず、無事取材ビデオを持ち出せば、通常のニュース枠だけではなく、ご自慢のニュース・ステーションなどでも繰り返しスクープと銘うち報道したことであろう。その証拠に、この記者はその後の通信取材用に公邸内に無線機をあづけてきており、テレビ朝日の本社もそのことを承知していた。

第二は、現代社会の通信ネットワークに関連しているが、この人質事件の犯人側（トウパク・アマル革命運動）から外部への通報が当初、インターネット・電子メールをとおしておこなわれたこと。電子メールは①リアルタイムの通信を可能にしている、と同時に、技術的な工夫によつて②発信者を特定できないようにし、③途中での他者による「編集」や「妨害」がない状態での通信が「現在のところ」可能だからである。

第三は、外国における現在の日本と日本人のイメージについてで、かつてのアメリカとアメリカ人がそうであつたようには、①日本企業は現地人を犠牲にして世界中でかせぎまくる、②日本人は世界一の金持ち国民である、③しかし日本政府からの発展途上国への政府間援助は被援助国の貧しい民のために使われていない、といったものである。

実際にどうかは別にして、こういう日本觀があるから、先のフィリピンやメキシコでの「企業戦士」の誘拐事件も、そして今度のペルーの人質事件でも日本企業と日本（人）がテロ・誘拐の主たる対象になり、「個人的になにも悪いことをしていない」（と思つて、あるいは思わせられているひとが多い）のに全世界で日本人観光客がねらわれる。

第四は、流布されている情報内容に関連するが、ペルーもふくめ、かなりの「暴力的反政府勢力」が存在しているところは歴史上すべて、当該政府が彼らの自由な言論活動を弾圧し、ひどい状態の刑務所に収監してきたところばかりだということだ。ペルーではフジモリ大統領が一九九二年に反テロ法を制定し、徹底的な取り締まりをはじめた。テロ行為に荷担したとなれば、懲役二十年以上で、警察の取り調べ・拘置も事実上無期限、弁護士との接見も制限される。同国人権調整委員会の調べによると、九二年五月から九五年五月末までに反テロ法や国家反逆罪で収監されたひとのうち、千三百九十人が不当逮捕によるものだという（読売新聞、一九九七年一月十六日、朝刊）。なのに、日本のメディア

アのほとんどがニュース面や社説をふくむ解説記事で犯人側にだけ、日本語では明らかにマイナスイメージをもつた「左翼ゲリラ」とか「テロ組織」という冠をつけた報道することはフェアーではなかろう。

第五は、国家によるメディア・コントロール。事件発生後すかさず橋本龍太郎総理は池田外務大臣を現地に派遣し、フジモリ大統領と会談させ、日本政府の考え方を説明させた。筆者の親しい国會議員によれば、①人質は天皇誕生日の「賓客」であり、なんとしても流血の決着は避けたい、②そのためには日本政府は援助の増額をふくめてできるだけのことをする、との二つが伝えられたという。

つまり、これら一連の事項は、日本社会は経済的権力が政治家と官僚をしたがえて支配する状況下にあるが、その構造の権威は頂点に象徴としての「天皇を戴く」とことによって完成している⁽¹⁾。すなわち、現在の日本は、「年寄りたち」が最後に勲章を授与されて歓喜するシステムである。「天皇制資本主義」のもとにあることをいみじくあらわしているわけだ。

だいたいにおいて「民主主義に王様などはいらない」。国家「君が代」の歌詞をよくながめてみればよい。それは明らかに「天皇制の永久存続」を詠つたものであり、あえていえば天皇にかんする戦後憲法の規定さえ超えた、反市民主権的なものになっている。そんなものを公立の小学校・中学校で歌うことを強制しておれば、後述する藤岡信勝氏らの「自由主義史観」（第二章第六節参照）に典型的なように、日本と日本人の歴史観がゆがんでくるのはあたりまえなのである。

現在の日本における歴史の偽造と超法規的活動はますます強化され、「柔らかいファシズム」とさえいえるほどだ。

毎日新聞九六年八月十八日付け朝刊は「英労効党と関係の深い、社会主義系団体のフェビアン協会が英女王の権限縮小、国歌変更などを求める見解を発表したため、党指導部をあわてさせている。ブレア党首に十一日提出された同協会の提言書は①英女王が持っている政治的権限を議会に移管する②十年ごとに王制に関する国民投票を行う③女王をたた

える現在の国歌へゴッド・セーブ・ザ・クイーン」を改め、国家をたたえるものにする——などとなつてゐる」と報じた。チャールズ皇太子とダイアナ妃の離婚で王室の権威が低下したが大方のイギリス人はまだ懇意的な改革案には懷疑的だし、タイでも公安警察は反権力の社会団体をつぶしたいときには、それらにスパイがメンバーとしてもぐりこんで、王制廃止を提起することによつて、かえつて民衆の支持を失わせるというやり方をするというように利用している。だが私たちの日本ではもう憲法の規定を超えるほどに天皇家を「崇拜」しなければ社会が混乱するほど民主主義は未成熟ではないだらう。

さて、リマ事件での当のフジモリ政権は当然権力としての厳重な報道管制を強いている。伝えられるだけでも、一月十三日午後「パンドルフィ首相とパレルモ教育相が地元テレビ七局の社主や代表と会った際に結ばれ、①ゲリラ側が公邸の窓に掲げる横断幕を放映しない、②ゲリラ側の「声」を放送しない」の二点の申し合わせ（朝日新聞、一九九七年一月十六日、朝刊）があるが、実際には今度の事件情報のはどんどうべてがコントロールされていふのである。

ちなみに「トウパク・アマル革命運動（MRTA）の公式ホームページは <http://www.cybercity.dk/users/ccc/17427/> である。そこからオールターナティブ・メディアで日本語も読めるので、アクセスされたい。

かつて、ジョージ・オーウエルは「現在を支配するものは過去も支配する」といふ（『一九八四年』）、ソ連型社会主義のメディア・コントロールを念頭において、権力が現在の情報環境だけではなく、過去の歴史を作りかえてしまつゝことをいふがいた。問題はこのオーウエルによるメディアと権力の認識が米・日・英といった先進資本主義社会においてこれまで正しいといふ側面があるといふことである。

本稿では、すべての社会情報は歴史を支える民衆・市民のものであるという立場からの立論をするとともに、現在のメディア論とメディアの現状のいくつかを、権力悪を必要悪と考えてしまう小林よしのり氏型言論などを具体例にして

批判する。同時にそれとは正反対の方向性をもつ、NGO（非政府団体）による意見広告を取りあげ、巨大メディアに対抗するための具体的な市民の情報発信の有効な手段として例証する。さらに隆盛をきわめた観察されるマルチメディア論における「情報のところえ方」のマイナス面を分析とともに、「民衆のコミュニケーションする権利」(The People's Right to Communicate) をベースにした、市民民主権社会における情報と情報インフラストラクチャーのあり方についてのいくつかの試論の提供をしたいと考える。

具体的には以下の項目を取りあげ、検討することになる。

- 第一 情報はだれのものかの検証
- 第二 現在のマルチメディア論のいくつかの問題
- 第三 市民主権社会の情報インフラストラクチャーのあり方
- 第四 「あまねく公平」（ユニバーサル・サービス）概念と公共性・公益性とは何かの検討
- 第五 現行のメディア状況下における、市民による有効な「情報発信法」の模索
- 第六 市民のコミュニケーションする権利の確立の具体化
- 第七 これから的情報ネットワークと法制度の考え方の基本

第一章 メディア論・情報論の新展開

1 マルチメディア社会論の誤解

マルチメディア社会論が盛んになつていろんな用語が登場してゐる。「インターネット」や「電子メール」を筆頭に、電腦空間（サイバースペース）や仮想現実（ヴァーチャル・リアリティ）などは近いもの新聞で一日たりとも見ない日はないといつていひほどだ。

第二次世界大戦後の日本の流行現象は、経済・政治・文化だけではなく、学問の分野でもまたほとんどがアメリカの後追いだから、マルチメディアのハウツーものは別にして、マルチメディア社会の研究書や解説書にはかなりざといつていひほど、アメリカの国防総省がいわといふときの情報ネットワークの分散化のために実用化したインターネット構想やアル・ゴア副大統領の提案した「情報スーパー・ハイウェイ」構想への言及がある。

だがこれほど連日のように新聞や雑誌に登場し、日本でもアメリカでも書店にいけば、ハウツーものを中心にもマルチメディアやパソコン情報誌があふれ、日本だけでも九五年と九六年だけでも三百冊以上の関連書籍や雑誌が発行されてゐるにもかかわらず、面白いことはこのゴア構想について、元下院通信財政小委員会議長のエドワード・マーキーがつたののようにいつたと伝えられてゐる」とだ。

「ワシントンからのおまじないは下院議員も情報ハイウェイ構想を支持してゐるからだ。悪い」
ハースはそれがいつたい何のことなのかをだれも知らない」とだ」(Federal Communications Law Journal 46, No. 3,

1994：398)

マルチメディア社会論の誤解の第一は、この評言のとおり、アメリカでも日本でも、単なる表面的な流行だけで中身の議論がそれほどないということである。だが問題を少しでも考えれば、アメリカならずともこの情報ハイウェイ構想、なかんずくメディア論・情報論のインフラ面における最終目標がつぎのようなどころに行き着くのは明白なことであろう。

「社会のすべてのメンバーの間で双向通信が可能になるネットワークを構築する」と⁽²⁾」

しかしながらマーキー氏のような情報論にくわしい政治家からそういう批判的言葉が出るかといえば、①現在のメディア論・情報論、とりわけ情報ネットワークのインフラ論には政治家特有の言葉やかけ声だけが先行し、財政的裏付けがなかつたり、②パソコンやソフトの業界、電器メーカーなどの利益誘導、③通信業者間の熾烈な利権競争、④それらのいずれかに便乗する学者や評論家たちの言動、といったものが市場にあふれているからである。くわえて、それらの議論をやつているあいだにコミュニケーション技術が日進月歩するから議論そのものが現実についていけなくなっているといふことが起こっているからであろう。

このことは日本でもおなじである。さらに、実際の大容量情報インフラの構築に関してはその構想どおりの早期実現には膨大な予算が必要で、①そうした裏付けのないい加減な議論と②社会のすべてのメンバーにそれを保障するにはどうしたらよいのかの研究がほとんどないというレベルでの、空想的議論が横行しているから、マーキーのような諧謔的な言葉がはかれることになる。

しかし、社会のすべてが地球大の拡がりを持つて動き出している今日、地球社会のすべての構成員が「必要な情報を必要なときに入手し、発信できるようにするためのコミュニケーション・システム」の構築はとても大切なことなのだ。

マルチメディア社会論の誤解の第一は、マルチメディア・インターネットの一側面だけが強調され、それがあたかも社会をうごかすすべてであるかのような議論がされやすいことである。たとえば、今（一九九七）年初頭の日本のテレビ・新聞のトップニュースは先のペルーア人質事件について、一月二日に起こった、日本海の「ロシア船籍タンカーによる重油流出事故」だ。この事故でも油回収作業のボランティア活動について、日本の新聞のなかでは日本経済新聞となる重で「マルチメディア社会バラ色論のばらまき」にもつとも熱心な読売新聞が「重油流出支援活動、インターネットが威力」という大見出しの記事を掲載している（一九九七年一月十五日、朝刊、図1、参照）。

現行インターネット論の諸問題については次節で詳述する。が、この記事はたしかにインターネットの使い方の一プラス面である、意識の明確なひとが明確な意図をもつてそれにアクセスすれば、必要な情報がとりあえず入手できるし、入手したい情報がホームページにないときには電子メールで問い合わせが可能であるということをあらわしているにすぎない。しかも、それもまた、世の中の大きな動きのなかで民衆の協力が必要とされる枠組みについて、「巨大活字メディアがボランティア活動の当該ホームページ・アドレスを表示したとき」にのみ有効になるにすぎないのである。そこには、市民が自らの有効な発信メディアとしてインターネットを使い切るという視点は残念ながらない（民衆のメディア連絡会編『市民メディア入門』創風出版、一九九六年、などを参照）。

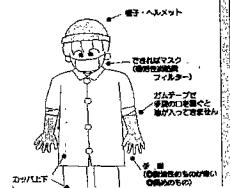
第三は、先の情報ハイエイの冗談の背景にもあてはまるのだが、学者・文化人などがマルチメディア社会論をあお

市民主権原理の情報政策

速報性を武器に、被害状況やボランティア参加を呼びかけるホームページ

Save The Coas

石油灾害ボランティアのスタイル
重油除去作業のための服装



重油流出 支援活動

ハーネットが威力

ボランティア参加 実用情報を提供

重油灾害関係の主要なホームページ

重油災害ボランティアセンター
<http://www1.meshe.net.or.jp/~response/oil.htm>

福井県
<http://www.fukui.jp/japanese/tanker.html>

運輸省第一港湾建設局
<http://www.nliigata-inet.or.jp/lchiken/index.htm>

野生動物救護獣医師協会
<http://www.ask.or.jp/zoovr/>

村田市議会の「津田正敏」
福井県
<http://www.pref.fukui.jp/japanese/tanker.html>

リスボン 油污監視ネットワーク
<http://www.ask.or.jp/zoovr/>

請や

環境から魚類

の回収方法等

ロシード船員さんが重油漏出事故で、「ボランティアの運営に失敗した」とおっしゃった。重油漏出ボランティアセンター「ボーネル」が、水産省の意見で開設していなかった。開設の生じた様子を(おもむろとも)、「船員が来るまでは、船員がいるときに(開設)しておこう」と、「若狭がいいので、安心して(開設)しておこう」と、

神戸市議会の「津田正敏

つる」その後、地元が年

に、船員がいたとされ、

船員がいたとされ、

船員がいたとされ、

船員がいたとされ、

船員がいたとされ、

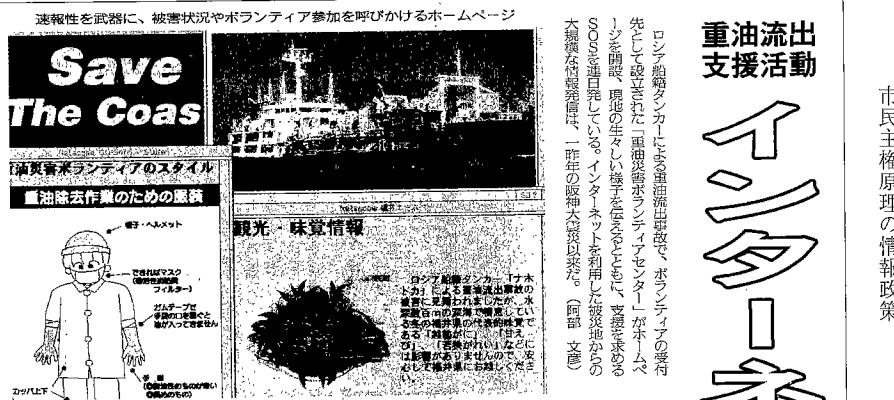
船員がいたとされ、

船員がいたとされ、

船員がいたとされ、

船員がいたとされ、

船員がいたとされ、



観光・味覚情報

ロシア船員さんが重油漏出事故で、「ボランティアの運営に失敗した」とおっしゃった。重油漏出ボランティアセンター「ボーネル」が、水産省の意見で開設していなかった。開設の生じた様子を(おもむろとも)、「船員が来るまでは、船員がいるときに(開設)しておこう」と、「若狭がいいので、安心して(開設)しておこう」と、

船員がいたとされ、

図1 読売新聞 1997年1月15日朝刊

り、それが素人のあいだにマルチメディア・パソコンに対する過剰な期待をもたらしていることである。しかもそれが単行本や雑誌などの活字やテレビCMなどで連発されるから現状のような「異常な社会現象」となつてしまいややすい。たしかに公文俊平氏などは、ネットワークの世界が文明を変革する（情報文明論）NTT出版、一九九四年）という主張をそれなりの誠実さでおこなつてている。が、氏の論も、現行社会のなかの諸矛盾の摘発をおこなうという姿勢をもつていいない（と読める）という意味で、やはり他のマルチメディア礼賛論者と同じ社会的役割を果たしているといわざるをえないだらう。

公文氏は、現在コロンビア大学大学院生のマイケル・ハウゼン（Michael Hauben）が、一九九三年春に「インターネットの世界に参入する市民」という脈絡での「ネット・シチズン」（Net Citizen）という用語を短縮し、「ネティ즌」（Netizen）^{レジストリ登録をつくった人}とを紹介しながら、それに「翻訳」^{日本語をあてて}を添へ。

「今日の（新）ネティ즌たちは、過去の軍事革命と産業革命に続く第三の社会革命としての情報革命の担い手になつてゐるだけではない。彼らは情報権とでも呼ぶ」とが適切な新しい権利の觀念を、国家主権や私有財産権に對置させて、自らの存続の基盤とするばかりか、既存の民主国家（とりわけ十九世紀型の代表制民主国家）や階層的・官僚的な大規模産業企業に対して、さまざま形での異議申し立てを行いつつある。それがより全面的かつ徹底的に行われるのが、私のいう智民革命にはかなうない」（公文俊平編著『ネティ즌の時代』NTT出版、一九九六年、三十八ページ）

しかしこまでの公文氏の言動を見てもそうだし、たとえ氏のいう「智民」が「近代市民革命」に匹敵する政治革命の主体になるであろうと予測しても、それは私のいう「市民主権社会」へ近づいていくにはならないであろう。な

せなら、公文氏の論には現行社会の構造的矛盾の明確な把握と理解がない。さらには、現在の産業界を中心とする社会権力はとてもなく強大、かつ巧妙であるにもかかわらず、それらへの対抗の気構えがないからである。

また現在のマルチメディア論の批判の一つに、「インターネット熱に英語優位主義のおそれ」（読売新聞一九九六年九月二十二日、朝刊「メディア時評」）などという論がある。が、そういう論はお遊び程度のものでしかない。なぜなら、そんな技術的なことは「英日ちょっと辞書引き君」といった英日翻訳ソフトが機械的に解決してしまうし、非英語諸言語の問題はすでにアジア諸国とヨーロッパ（EU）との政治・経済的共通課題になつており解決は時間の問題なのである。またマルチメディアの言語使用ではコンピュータ技術の一層すすんだ国と市場ニーズのあるところの言語がまず優位に立つのは常識であろう。

そういう意味では、公文氏のネット社会論は「メディア時評」氏のそのようなインターネットへの単純な水掛け論とはちがうが、本質を隠蔽しながら局所を拡大、一般化するという意味では同じ方向性をもつたマルチメディア社会称賛論であるといえよう。

本稿ではふれないとマルチメディア社会論においては、パソコンなどのディスプレイから出る「電磁波」が精神異常の原因になつたり、妊婦への悪影響を与えるといった健康面への被害についても本来ならば検討の対象にしなければならない。それについては原子力発電所における下請け労働者たちの日常的な作業被爆と同じように隠されている部分が多く、現行のマルチメディア推進論ではそのプラス面とビジネス利用だけが強調されすぎていてるからである。過去の教訓は、日本のあらゆる社会問題、とりわけ公害に関連する事項は直接関係者の健康面を後回しにした産業政策によって起こっているケースがほとんどであることを教えていることを私たちは忘れないでおきたい。この電磁波問題については、天竺啓祐『電磁波汚染』日本実業出版社、一九九六年、などを参照されたい。

2 現行インターネット社会論の限界——その一・ネット社会の幻想

連日、全国紙にパソコン通信やインターネットについての礼賛的記事が大きく登場している。その傾向はこの二年ばかりの日本のメディアによる提供情報の特徴のひとつだとさえいえる。また書店にも『インターネットのすべて』といったタイトルの解説本、パソコン関係のハウツーものの単行本や雑誌が山積みになり、その数、三百種類近くにもなるという。さらには昨（九六）年六月、金沢市で開催された日本マス・コミュニケーション学会の春季大会でもインターネット社会の到来をプラス評価する発表がいくつもおこなわれた。

たしかに日本だけではなく、世界中でパソコンが売れている。アメリカハイテク調査会社のデータクエストによると、九六年度の日本国内のパソコン出荷台数は前年比三一・七パーセント増の七百五十六万台で、七〇パーセントを超えた前年の伸び率よりは鈍化したが、世界全体の出荷台数の増加率である一七・八パーセントは大きく超えたという（読売新聞、九七年一月三十一日、朝刊）。東京の秋葉原では日本全国のパソコンの一割を売り上げるといわれるが、ラオックスなどの量販店のパソコン売場には異常な熱気さえ感じられるほどだ。

しかし日本での一昨（九五）年の販売実績、五百七十万台でもそうだったが、パソコンだけ買って実際には使いこなしていないひとが多い。対的にパソコンは持たなくとも、学校などの備品パソコンを利用しての電子メール交換とインターネット・アクセスだけをしているひとも多い。たとえば私の担当する同志社大学の三回生ゼミの場合、全十三名のうちパソコンを家にもつているものは二人。ワープロは三名を除いては打てる。だが全員が電子メールのアドレスだけはもつている。しかしその利用のほとんどは友人たちとの「喫茶店的会話」通信だけで、パソコンの宣伝でいわれている「マルチメディア社会の到来」を予見させるような使い方ではない。いまのままだとかつてのラジオ、電話、テレビなどが生活のパターンを変えても社会構造の内実を変えなかつたとまつたくおなじ結果でこのパソコンブームが終わることになる可能性が大なのである。

いまメディアで喧伝されているようななかたちでのパソコン利用とそこでやりとりされる情報がそのエンドユーザーである市民の日常生活の質をほんとうに向上させるものであるならば、パソコン業界による派手な宣伝がたとえ利潤目的だけにあつたとしても、また多少の行き過ぎがあつたとしても、それはメディアの社会的機能からいつても、メディア研究者の社会的責任としても批判すべきことではない。私自身、同志社大学でメディア・ジャーナリズム研究会主宰、またボランティアでセイシェル政府観光局の日本代表をしている。その関係もあり、より適切な情報をより簡便なかたちでより早く、かつ安価に取得、送信するためにインターネットや電子メールをひんぱんに利用している。

確実性にやや難点があつたり、文字化けがときどきは起こるもの、メールはたしかに早く便利だし、通信費も格段に安くあがる。私の場合、つい最近、同志社大学がサーバーとなつた、WWW上にインターネット・ホームページ(<http://www1.doshisha.ac.jp/~twatanab>)を開設し、自分の著作・論文などや社会活動をゼミ・クラスの動きなどとともに「開かれた大学の実践」として開示している。また担当ゼミ生への連絡にも電子メールを使うことが多い。が、いまのまのかたちでパソコンが私たちの社会を根本から変革し、バラ色の未来をもたらすかのような礼賛論に与することも、さらにはそのマイナスの影響を不可避のものとしてそのまま迎えることもできない。

〈パソコンで取得できる情報の特徴〉

昨（九六）年八月一五日、春の訪英時に依頼されたイギリス・シェフィールド大学大学院通信教育日本学研究生たちへの講義「日本のメディアの諸問題」のため広島をおとずれた。受講生三五名、大半が日本語べらべらである。私がメディアの「積極的公正中立主義」（『ジュリスト新総合特集』九七年三月刊「変革期のメディア」収録の拙論を参照）として展開している議論もよく理解され、メディアの病理がいまや国際的共通性をもつていてることをあらためて感じた。講義終了後、日本理解に役立つということで彼らと一緒に、私にとつてははじめての広島球場で対阪神戦を見た。こ

の日、熱狂的な広島ファンが二万三千（球場発表）、赤メガホンを打ち振り応援、十三対五で広島が圧勝。翌十六日は、平和公園内の財団法人平和記念資料館（通称・原爆資料館）をおとずれた。ちなみに敗戦記念日でもあつた前日の十五日の資料館の入場者数は九千一百人であつた（館発表）。

たとえ資料館の入場者数が広島球場のそれより少なくとも、そこを訪れた男子小学生が説明文に目頭をあつくりし、同行していた母親からハンカチをもらい涙をふいているのを見ると日本のこれからにも希望がもてる。野球の結果や資料館の一部展示はインターネット（資料館の場合は広島市が開設するホームページ www.city.hiroshima.jp/japanese）でアクセスできる。」の hiroshima の場合、市民団体「平和博物館を創る会」が昨秋から開設したホームページのほうがより充実している。だがどちらにしても、マルチメディアで入手できる情報に感涙する小学生のすがたはない。こうしたことについては Clifford Stoll : SILICON SNAKE OIL ; Doubleday, 1995 (日本語版は倉骨彰訳『インターネットはからっぽの洞窟』草思社刊、一九九七年) がよくえがいてるので参照されたい。

また在日朝鮮人・韓国人への差別もその理由のひとつとなつて、亀の背中に乗つたかたちの韓国人原爆犠牲者慰靈碑は元安川をはさんで、平和公園の向かい側の歩道と川に囲まれた小さな三角の土地に建立されている。その碑文には、「当時広島にいた一〇万人の韓国人のうち二万人が犠牲になつた。それは決して小さい数ではない」とあつた。

なぜ韓国人・朝鮮人の慰靈碑は平和公園内にできなかいか。それはだれもがもつ疑問で、碑の前に置かれた「いつかこの慰靈碑が平和公園内に……」という、大阪府寝屋川市立南小学校六年一組生徒たちからのメッセージが切実なものとしてきこえてくる。毎年原爆投下一日先の八月五日におこなわれるここでの慰靈祭についての情報提供も広島市のインターネット・ホームページにはない。それどころか、韓国人慰靈碑についての位置説明さえ、資料館発行のパンフレットにはあつてもインターネットにはない。

さらに、私は広島を訪れるたびにこの資料館をたずねるのだが、今回はその展示法にマルチメディアが多用されてい

ると感じた。だが、そのメッセージ内容には問題があつた。たとえば、二階の一室にある「核実験の犠牲者コーナー」。そこに湾岸戦争のときに有名になつた、油にまみれた水鳥の写真が置かれていた。これはブッシュ大統領がフセイン・イラク大統領の原油による環境破壊の証拠として告発したものとして有名だ。が、それには場所を特定できる資料がなくはたして本当に湾岸で撮影されたものかどうかには問題がある（新藤健一『写真のワナ』情報センター、一九九四年、参照）。くわえてブッシュによつて発表された場所、サウジアラビアのカフジで水鳥がまみれた原油は、一九年の大晦日に放映されたテレビ朝日の特別番組『ザ・スクープ』で衛星写真等をつかつて証明されたように、アメリカ軍がイラクの石油基地を爆撃して流れた原油によるものであつた。つまりブッシュはうそをつき、それを支持していた日本政府もそのうそによる情報操作に加担していたのだ。原爆資料館までもがそうした説明抜きにこの写真だけを展示するのはアメリカ政府の情報操作を追認し、世間の誤解を増幅することになる。

また、こういう水鳥の写真の背景ストーリーなどは絶対に現在のインターネットではわからない。それはインターネットがその発信者の開示する情報だけを提供しているだけで、観察者・記録者・情報提供者としてのジャーナリストによる批判的視点がそこにはないからだ。もちろん、テレビでも新聞でも、雑誌でも、それに自分の目でたしかめる体験でもそれなりの誤解の幅はある。が、インターネットの特徴はホームページの設置者が開示している情報に、パソコン操作者が求めた範囲においてしかアクセスできないから、問題がより大きい。他の例でいえば、インターネット上の神戸市の震災復興情報に復興計画への市民サイドからの批判・問題点や市による反省のことばはないのも同じである。

一方、市民運動サイドは必死になつて「大切な情報」を発信しようとしているが、巨大メディアの発信とその影響にたいしてはほとんど無力に近い。たとえば民衆のメディア連絡会 (<http://www.jca.or.jp/pmn>、会員数は九七年二月一日で一一三名) の場合、とりわけ日に十通以上も任意の会員からその他の全会員に発信される電子メールによる情報の交換活動には目を見はらせるものがある。が、そのインターネット・ホームページへのアクセスは九六年十一月の開設か

ら九七年二月四日までの三ヶ月でわずか一千人である。ただし、このホームページの開設者とそれへのアクセス者の活動のほうに歴史の真実があることはたしかであるが――。

いざれにせよ、インターネット上の情報にそんなこと欠点があることは常識なのに、パソコン・インターネット礼賛者がひきもぎらないのはどうしたことか。

〈インターネット礼賛者の特徴〉

立花隆氏といえば、着実な問題設定と緻密な論理の展開で著名だが、フリーライターには必要な能力のひとつとはいえる、危ないテーマに手を出さない」と、時流にうまく乗ることに秀でていることでも有名である。たとえば天皇制や原子力発電の問題。もし、氏ほどの能力のあるライターであれば、天皇家が万世一系の日本文化の体現者などではなく、その出自が朝鮮半島（もしくは日本以外）にあることを書かざるをえなくなる。また、原子力（発電）業界の言説のでたらめさについても見過ごすことができなくなる。

その反対にこの立花氏、日本経済の今後をささえさせようと財界がもぐるむ、科学・技術の最先端の出来」との紹介には異常なほど熱心で、パソコン関連でも『インターネット探検』（講談社、一九九六年）という著作をひっさげて登場、雑誌等でもパソコン礼賛者の筆頭となつていて。氏は最近の週刊誌（『週刊現代』九六年八月二四・三一日合併号）でも吉村伸氏と「電腦対論・言論統制・ワイセツ刈り……日本をインターネット後進国にする官僚たち」と題する論を展開、インターネットが世界をプラスに大転換するから、その批判といかなる情報規制も有害だといつてはいる。

官僚批判などいくらしてもこわくないし、大丈夫だ。むしろ読者がふえるし、その主張にも正当性がある。だが、メディアと社会の問題を考え、基本的視点からすこしでもよりよい社会の建設に役立てようと考える私などからみると、立花氏の言動は宮台真司氏などとそれほど違わないようにもみえてくる。

宮台氏は『ヘルメス』九六年九月号、に「見当違ひの倫理主義を排斥せよ」という論文を寄稿しこうのべる。

「パソコン通信のような「多数の個（N）×多数の個（N）」メディアの問題の実効解決は、個人次元では、自己決定能力の習得。社会次元では、自己責任原則が貫徹するメカニズムの設計、ということになる」「これからの……年少世代に必要なのは、（老人たち）の実存的理由で吹きあがる倫理的反動ではなく、むしろ現実を学習したうえで自分の身の振り方を、生き残りをかけて選択できる自己決定能力なのだから」

宮台氏についてはすでに『朝まで生テレビ』のトリックと題した文章で、言葉の巧妙な使い方だけに秀で、真実をおおいにかくす人物として批判した（拙著『メディア・リテラシー』ダイヤモンド社、一九九七年、収録）が、このインターネット論でもそのことがあてはまる。氏はここで、パソコン情報のあり方を倫理として考えようとする人たちを「老人」とひとくくりにしてしまう。しかし、九六年七月二一日放映の『朝まで生テレビ』で、出演した西部邁、大前研一、木元教子、藤井良樹氏などとともに、私大付属高二年の柳川圭子さんらから、女子高生は皆こうだと十ばひとりからげにしてほしくないと批判され、彼女らに同年九月八日、女子高生の手による反撃集会を企画されてしまっているではないか。仲間だと自認してきた茶髪の女の子たちからも相手にされない氏はいつたいなんなのか。

もつとも氏の先の論文にも現在のパソコンブームが、不況を克服するための財界の戦略であるという認識だけはあるようだ。が、現在のパソコン通信のメッセージが大枠としてテレビ、新聞、雑誌等と相似形の反市民主権の情報であふれていることと、そのことが社会的強者たちによつて意図的に放任、もしくは推奨されていることの意味の把握とそれへの批判的言及はない。

□頭コミュニケーション主体のところに新聞ができれば社会は変化するし、ラジオ主体のところへテレビが登場すれば

ば、それにともなう巨大な社会的変化が起ころのはあたりまえである。メディアはそれほど大きな社会的起動力なのだ。だからこそ、それぞれのメディアの特徴をふまえた倫理規定がインターネットをふくむマルチメディアにも必要になる。その意味では、立花氏も宮台氏も後述する西部邁氏も、最近の大和銀行のアメリカでの金融不祥事（詳しくは、井口俊英『告白』文藝春秋社、一九九七年、参照）でも、大蔵省の自己正当化のためだけに「日本社会独自論」を開いていたり、大蔵省国際金融局長の榎原英資氏（『進歩主義からの訣別』読売新聞社、一九九六年、などの著者）とおなじ反市民性をもつてゐる。

立花氏についてだけはさらに今後をみていかなければならぬ。すくなくとも氏には宮台・榎原・西部氏らのように、受験向きではあるのだろうが、社会改革思想に欠如したその頭のよさだけをひけらかす「反動」であつてもらつてはこまるのだ。それに比較すると、ほんとうにパソコンの好きな若者をのぞけば、メディア本や雑誌の若手執筆者たちの多くは、博士課程を修了したような学者の卵たちで、実際には思つてもいらないパソコン礼賛論を「食う」ためにだけ唱えているのだからまだ許せる。

3 現行インターネット社会論の限界——その二・危険な産学協同路線

現在議論されているインターネットやマルチメディア社会については、議論そのものにもその受け取られ方にも大きな錯覚があるようだ。それはかつての、産業社会からポスト産業社会への移行に関する議論の多くがそれによつて工業や農業などの生産業があたかもなくなつてしまふかのような前提にたつていたのとおなじである。つまり、現在いわれている「情報化社会」にしても「マルチメディア社会」にしても、そうなつて変化するのは、物質的生産と情報の流通と価値という二分野における人間活動の社会的な相対比率なのである。物質的生産とその消費によつて人間は生きてい

る。いかにパソコンを中心のマルチメディア社会になろうとも、現在の農業・工業、あるいはサービス業などがなくなりはしないのである。

それに今日の私たちの生活はすでに情報化社会のまつただ中にある。マルチメディア社会にもすでに突入している。だが、農業や工業は現にあるのだし、そうした分野で生産されるものを日本は外国から輸入しないと生活じたいができるのだから、日本社会が大きな構造的变化をしているとはいへ、様相を正反対にするわけではないのだし、地球規模では今のところ全体としての変化は何もない。

また現代の社会がエレクトロニクス技術によつて支えられたコミュニケーション・システムによつて成立していることは事実だ。だがそれは、インターネットの出現とそれへの依存を可能にしているだけではない。衛星で送られてくるニュースや電話通信だけではなく、私たちの日常生活そのものであるテレビや新聞の現場はすでにエレクトロニクス技術の応用なくして制作できない。銀行でもコンビニ・チャーンでもそうで、それらはすべてオンライン、つまり電子コミュニケーションで結ばれてはじめて有機的に機能する。



図 2

その意味では、マルチメディアの末端で使われるパソコンはそうした企業レベルのコンピュータ利用がダウントレーディングで各個人の仕事や家庭にまで入つてくる時代になつてきたということにすぎない。パソコンが扱えないこと、現代社会の知的作業の遂行のいくらか

さそり座のA型。腰带はスリーパー
地で、腰带はスリーパー
は細かなプロファイルが強調された

が困難になつてきたわけだ。しかしその一般的利用といえば、前節でも述べたように、技術革新によつていろんなことの連絡網（情報通信ネットワーク）が便利になつたということだけで、そこでの情報のやり取りの内容と情報の大きな流れそのものについては、パソコン以前の状態と変わつたとはとてもいえない。むしろパソコン通信への過度の依存がコンピュータ・シンドロームともいわれる、たとえば若者たちが「ときめきメモリアル」の藤崎詩織や「ノエル」の清水代歩、あるいはCGタレントの伊達杏子といったバーチャル・アイドル（女から男への場合もこれと相似）だけしか愛せないといった新たな社会病理・神経症を生み出している（図2、参照）。

またインターネットをふくめ、パソコン通信で開示されている情報は開示者たちがそうしたいと思っているものだけだから、その情報だけでは社会の実体ではなく、その上辺（発信者の情報）だけしか分からぬという深刻な社会情報環境があることは先述したとおりである。

〈マルチメディア社会礼賛論の背景〉

テレビが登場したときもそうで、その議論はプラスとマイナスの評価に極端に分かれていた。実際にはテレビは新聞メディアとは違う「映像文法」で動いているにすぎなく、社会の質的改革のために特段に役立つたとはとてもいえないのに、である。繰り返すようだが、そのことは現在もてはやされている、インターネット・パソコン通信でも同じなのだ。いま、解明しておくべきは、パソコン通信社会がけつしてバラ色の未来ばかりを約束するものではないのに、新聞やテレビなどのメディアがなぜそれほどもてはやさなければならぬのかということのほうである。

その第一の理由は、メディアのスポンサーとなる産業界が、生産業の必然的な空洞化とともに経済的理由から情報関連産業をつぎの「儲け口」とせざるを得ないこと。第一は、新聞やテレビは、そうした産業界の広告費によつて事業が成立している面が多く、産業界の意向に「絶対」に逆らえないという事情があること（拙著『メディア・リテラシ

ー』ダイヤモンド社刊、五九ページ、参照)。第三、なんでもいいからもうかれど……という産業界の企業戦略に、これまで省エネと省労働力を内容とするリストラのためにマルチメディア化せざるを得ないマスコミ産業が賛同し、同調していること。第四は、そうした産業界の動きに追随したほうが生活の糧になり、同時に、产学研協同政策の「日本政府」におぼえめでたいほうが「各種の政府審議委員になれたり、研究援助が受けやすい」と考え、それに協力する学者・執筆者たちが数多くいるからだ。

第四のケースでも、産業界や学界の主流は最初は、インターネットを含むパソコン通信の意味を理解できず、もうかるらしいと分かつてはじめて「マルチメディア社会の礼賛」を始めたにすぎないことを私たちは知つておいたほうがよい。

第五として、さらに大きな理由。それはすでに世の中じたいが、パソコンなくして現在のビジネスと日常生活の一部が成り立ちにくくなってしまっていることがある。

たとえば私の場合、たいていの雑誌原稿は携帯パソコンで書き、機械から直接編集部にファックス送稿する。この方法だとたとえ外にいてもグレーの公衆電話ならどこからでも送稿できるし、携帯電話からでも送稿可能だ。最近、ダイヤモンド社から出した、拙著『メディア・リテラシー』や同志社大学出版部からの『メディアの公正と社会的責任』などの原稿はすべてがフロッピ入稿であり、そこには紙に印刷されたものはない。また雑誌原稿の場合には、電子メールによる直接送稿を求められることが最近では多くなってきた。それはファックス原稿とちがつて、受信者はそのまま自分でワープロ入力したのとおなじ状態で自分のパソコンから取り出せる。つまり、ファックス受信の場合のように、もう一回同じ原稿を打ち直す手間がはぶけ、従来印刷屋に支払っていた代金がおおはばに節約できる。もはやそつした方法をつかわないと業界はコスト的にもやつていけない。極端にいえば、現在の出版業界では、執筆者の段階から印刷であがつてくるまでに版元が手を加えるのはレイアウトだけなのだ。もちろん、実際には原稿の間違いとか校正のこと

で問い合わせはしょっちゅうあるのだが……

いざれにせよ、ここでいう私のメディア社会論、インターネット論はメディア・アレルギーといったものでもないし、専門家から否定的に見られるものでもない。たとえば、ミノルタカメラから松下電器に転じ、光ディスク開発プロジェクトのリーダーを務めた、現在技術評論家の神尾健三氏はまさに私の論と同じ時期に同じことをこう表現している。

「昨年あたりからマルチメディア、ワインドウズのPC、インターネットの三部合唱が家庭にまでこだましていて……だがこの三部合唱は選挙演説の、がなりたてるスピーカーからの、ひどい雑音に似ている。これには多分に仕組まれた意図がある。パソコンを家庭に普及させて、安定需要を得たい売らんかんな関連企業の期待、あすの基幹産業に育てたい政官の意図、それに調子を合わせるタイコ持ちの学者、評論家。コンピュータにのめり込んでいる子供のようなマニア層。そして一部マスコミのマッチポンプの姿などが透けて見える」⁽³⁾

〈るべきマルチメディア社会論とは〉

名著『江戸時代の教育』を書いたロナルド・ドア氏が最近こういつている（NHK衛星第一、一九九六年八月十八日、フォーラム『戦争の記憶・メディアの責任』）。

「正しいことは正しいといい、分からぬことは分からぬといいう知識人の基準と、ある程度のこととは隠しておいたほうがよいとする政治家の基準があるとすると、メディアは知識人の基準で報道すべきです」

電波、活字を問わず、メディアにおいてマルチメディア論を展開するときにもこのドアーリー氏の主張は貴重である。しかししここらのなかでは分かりながら、そうでない議論を横行させているから、マルチメディア論そのものが混乱するのである。さらには、「知識人」のなかにもさまざまなタイプがあるといふこともその混乱に拍車をかけている。

私は①そうしたバイアスをなくしたうえで、②ドアーリー氏のいう「知識人」のレベルでの議論をはじめる、そして③そこから出てきたものを今後私たちがどのような社会を形成していくたらよいのかという市民主権主義の立場から真摯に検討することによって、④おぼろげながらマルチメディア社会とその後の「脱情報化社会」の展望が可能になつてくる、と考える。

ところで、このドアーリー氏とは反対の論をはき、メディアにおいて政治家型の評論活動をおこなつてきたのが先頭なくなつた、高坂正堯氏である。私はドアーリー氏・高坂氏の双方と直接お出会いしているが、メディアの役割は「視聴者にまともな社会的判断をするための基礎資料を提供すること」（私のいう「積極的公正中立主義」のメディア機能論）であるとするから、メディアによる報道はドアーリー氏型でなければならないと考へる。

高坂氏は学者としても、テレビ朝日系列『サンデー・プロジェクト』などのテレビ評論家としても高名であった。が、それは社会的な強者に取り込まれ、迎合するメディアがつくりだした虚像で、双方の分野で、私にいわすれば、権力者たちの行動の「合理的」説明者としての役割をつとめていたにすぎない。

たとえば、私は学生時代、同志社大学アジア研究会の代表として、氏を講演会の講師として招き、当時のベトナム戦争についての議論をした。が、氏はそこでつぎのようにのべ、世界中からのアメリカ批判の声による影響を無視した。

「アメリカがベトナムで負けはじめているのは、善悪によつてではなく、北ベトナムの軍事力がアメリカのそれより強かつたからだ、それにアメリカの税金が高くなり、アメリカ人の戦争反対者が多くなつたからだ」

それはその背後に人間社会の倫理を置きながら科学的なデータに基づいておこなうまともな学者の分析ではなくて、都合のよい、表面的な現象だけを取り上げておこなう、「政治家の言説」であったといつてよい。

元TBS外信部デスクの秋山豊寛さんは一九八九年、社内の宇宙記念プロジェクトに応募、ソ連のソユーズTMに乗り込み日本人初の宇宙飛行士となつた。宇宙工学をはじめとしてある意味では世界の最高水準の科学を学び、体験したわけだが、その秋山さんはいま、福島県阿武隈山地の滝根町で農業を営んでいるという。メディアの喧伝する先端科学の辯だけでは社会は成り立つていかないことを悟つたわけだ。前節でふれた、立花隆氏もアメリカの宇宙飛行士たちの多くが『宇宙からの帰還』（同氏著書の題名、中央公論社、一九八三年刊）後、宗教活動にかかるなどそのほとんどがNASAの仕事を継続しなかつたことを報告している。間違いなく現在のマルチメディア社会の先端でもそういうことが起つており、コンピュータの専門家ほどコンピュータを信頼していない。クリフォード・ストール氏の著作をはじめ、アメリカではそうした観点からの書物がすでにいくつか出始めている。

さて、コンピュータ社会の深刻な問題の一つはまずプライバシーの保護や「禁じられた場所」への無断侵入などをどうするかということだ。それはコンピュータ・ネットワークそのものの欠陥だが、先にもあげたアメリカの天文学者、クリフォード・ストールはドイツからアメリカのコンピュータに侵入し、国防情報を盗み出したハッカー事件を発見、調査し、一九八九年『カツコウはコンピュータに卵を生む』（日本語版は草思社刊、一九九一年）を出版、その詳細を報告している。コンピュータを利用した犯罪は日本でも銀行員たちによる他人の資金の不正引き出しをはじめいくらでもある。それはやるほうが悪いということで片づけることも可能だ。が、社会のマルチメディア化が避けられないとすれば、マルチメディア社会論・情報論はコンピュータが中心となる社会がもたらす、健全な人間生活維持への阻害

要因の摘出とそれへの対処をどうするかの、市民主権による解決法の提示をする方向でなされなければならない。

この分野の研究でも日本のそれは遅れている。アメリカでの議論では、コンピュータ・ネットワークが人間の物理的移動を最重要の課題としないため、身体に障害のある人たちの問題や地球的規模の時間差を克服するすばらしい側面をもつ半面、動ける若者が動かなくなり、まともな社会生活が送れないといった、パソコンのさまざまな病理を報告している。日本では、残念なことに、情報社会論の主流はまだ中村伊知哉『インターネット、自由を我等に』（アスキー出版）などの立場に傾いている。この本の帯には「残るか、ジャパン……突破口は、メディアしかない」「郵政省でその騒乱と交渉の現場に身を置く筆者が綴る」と、その内容は題名どおりばかばかしい。いずれにせよ、私たちは現在の日本本のマルチメディア論の、産業界の仕掛けた金儲け主義だけには惑わされないようにしておきたい。

4 NTT分割論への異議と市民主権ネットワーク

世界的規模でリアルタイムにつながる今日の私たちの社会はエレクトロニクスに支えられた情報ネットワークと通信技術の不斷の革新によって成立している。そのことに私たちが期待を寄せるのは、それらがなければ社会が成立しないことを知り、ネットワークとそこでやりとりされる情報のあり様と質が私たちの生活そのものを規定すると考えざるをえないからである。

しかるに、NTTの分離・分割問題を焦点にして日本の各所で最近とみにさかんになつてきた情報通信に関する議論の多くが、第一、市民・国民一人ひとりのコミュニケーションする権利の確保（第二章四節で詳述）、ならびに、第二、世界的視野にたつた日本の最適情報ネットワークを確立するという視点をもたず、いたずらに政治的に偏したものであつたり、特定企業の経済的利益を誘導しようとするもの、すなわち真の公共性と公益性に立脚した議論になつてい

ない、という二つのことをまず指摘しておかねばならない。

NTTを分割すべきかどうかということは、NTTの企業利益が守られるかどうかということから議論すべきではない。同時に、分離・分割の推進論もまた、①新規参入者の企業利益、②政権政党の権力と利権の拡大、③NTT労組・全電通の分割による野党勢力の弱体化、などを目的とするものであつてはならないわけだ。

だがこの議論が紛糾するのは、後述するような多様な問題をはらんでいる情報通信論のむずかしさからだけではない。NTT自身が経営陣・職員の質の向上をはかり、外部からの声を謙虚にきくことを長年怠ってきたことも率直にいつてその原因の一つとしてある。また、NTTの経営陣のなかには政治工作はうまいがトータルとしての日本社会の最適通信ネットワークに関連することなど考えたこともなく、これまで一社体制にあぐらをかいて安住してきたものが多くのいることも否めない。彼らの多くがNTTに天下りした郵政官僚たちとつるんで、人びとの暮らしの安全と社会の向上をもたらす、安心できる情報ネットワークづくり、一人ひとりの利用者の利便性とネットワークの構築、およびそれを可能にするソフト産業の育成などをはかつてこなかつたといつてよい側面があるのだ。とくにマルチメディアを利用者本位に展開するには機材だけではなくこうしたことを可能にするソフトが不可欠であるにもかかわらず、ソフトの開発などは商業利益第一の業者やゲーム機器関係者とその下請け的組織に任せきりにしてきたという実状もある。それほど日本のメディア産業と情報の現場、およびそれらに操られてきた一部の学者・文化人たちによるこれまでの情報通信論は反市民主権的であつたのである。

さて、このNTT分割論はすでに十年以上の議論を積み重ねてきてている。が、政治的配慮ばかりが優先されて結論が先送りされてきていた。しかし昨（九六）年二月、電気通信審議会の答申によつて「長距離通信の分離・東西二分割の方向性」が打ち出され、年末には政府・郵政相とNTT側の折衝によつて、①東西二社と長距離通信の三体への分割、

②それぞれの会社の株式を持つ「持ち株会社」と「連結決算」システムによる二社の関係維持、という妥協案が模索されはじめ、全電通もそれに賛同せざるを得なくなっている。

しかしこの推移には多くの疑問がある。市民主権原理の立場から問題点をまとめると……

第一、NTTの一社独占体制のままでは、①良好なサービス、②適正な料金、という二点において利用者の意見がとおりにくいことがたしかにある。

第二、通信事業は地球的規模に展開する国家的・国際的事業である反面、情報はエンド・トゥ・エンドで完結するものであるから、その円滑化のために支障がないかぎり、自由競争促進のためにも新規業者の参入は歓迎されるし、歓迎すべきである。

第三、通信ネットワーク事業は、①情報という今やかけがえのない生活上の価値をもつたものを扱うことと、さらには②災害などの緊急事態にも市民の生命・財産の確保に必須の役割を果たし、その損傷の復旧も当座の商業的利害を超えてなされる必要があることから、さいてい一社は日本全国の全家庭を網羅するインフラをもつていることが望ましい。

第四、NTTの分離・分割論がこれまで紛糾し、外からわかりづらかった背景には、世界の通信事情についての事実・情報が意図的にねじ曲げられ、「規制緩和」が改革の金科玉条のようになり、一部学者やマスコミを動員しての「通信事業の分割が世界の趨勢である」かのような「情報操作」がなされてきたということがあることを指摘しておかねばならない。

たとえば、日本の情報ネットワークの論議、とりわけそれがNTTの分離・分割論になると、「規制緩和」ということが絶対的プラス価値として出てくる。だが、市民主権原理の哲学なき規制緩和が何をもたらすかといえば、それは①

自由市場原理という名の資本の横暴であり、②表面から見えにくい部分（弱者や少数者グループ・少額利用者へのサービス、など）の軽視、などがすぐ指摘できる。またアメリカの航空産業の規制緩和がもたらした悲惨な結果については Paul Dempsey & Andrew Goetz : *Airline Deregulation and Laissez-Faire Mythology*; Green Wood, 1992 (和訳は『規制緩和の神話』日本評論社、一九九六年刊) がくわしく分析・報告している。

この問題の実際面について日本で一番くわしい、関秀夫氏はつむのようにしている。

「NTT分割論のモデルはAT&T（米国電話電信会社）の分割（一九八四年）にあるがその十年後の検証をする」と、私はその「分割」は失敗だったと見ていてる。その理由は、米国の、①高度情報通信インフラ構築を遅らせた、②研究開発力を低下させた、③ハイテク産業の競争力復権に役立たなかつた、④基幹ネットワークが混乱した、の四点である」（『日米マルチメディア戦争』P.H.P.、一九九四年、「はじめに」より）

この関氏の主張は、ヨーロッパ最大の電話会社ドイツ・テレコム（DT）のロン・ゾンマー会長が昨（九六）年十一月、NTTの沢田茂生会長にあてた書簡でつぎのようについていることでも裏書きされる。

「ドイツでもDTの分割論があつたが、八四年の米AT&Tの分割があまりにも非効率だったこと、英国や豪州などでも分割論は否定されたことなど海外の事例が証拠となり、分割は国際競争力を損なうという我々の主張が理解された」（読売新聞、一九七一年一月十四日、朝刊）

以上のことからいえることは、NTTの一社体勢を保持しながら、新規参入社（いわゆるNOC）の自由参加を法的

に保障することが、①国民生活の安全と②サービスの向上、③利用料金の適正化、等の確保・実現という点からも理想的だということである。

この主張が妥当性をもつことは、たとえば東京・大阪間の通信の半分以上が現在、非NTT系に移ってしまっていることがしめすように、新規参入業者が利益の上がる部分にだけ営業申請をしていることからもはつきりする。また新規業者の大手の主体は、京セラであったり、トヨタ自動車であったりする。つまり京セラはNTTが禁止している通信機器の製造・修理を自社関連でおこなえるし、トヨタにはこれまでの自動車電話のノウハウがあり、関連の企業が背後にひかえているというふうに、彼らにはこれまでのノウハウを利用しながら自社（関連）内で利益をたらい回しするこ

とが可能になっているのである。またこの件には政治・経済的利害が色濃く反映しており、京セラの稻盛和夫会長が会頭を務める京都商工会議所だけがNTTの分離・分割の要望書を郵政省などの関連機関に提出しているといった具合である。

こうした議論の紛糾と強烈な情報操作が功を奏しているかのような観があるので、これまでのNTTが一社独占体制のうえにあぐらをかけてきたからである。さらには現在のNTTはその営業規模を金銭的にみると、別図3に見られるように、世界第一の規模の通信事業者であり、他国からの競争相手を蹴落とせという世界戦略の犠牲になっている部分もたぶんにあるからである。

上述のような基本認識のもとに、私たちは経営者・労組・市民団体・学者たちに呼びかけて、一九九五年十一月、全電通近畿地方本部を事務局とする「二十一世紀の情報通信を考える円卓会議」を結成、私が座長となつた。そこで議論

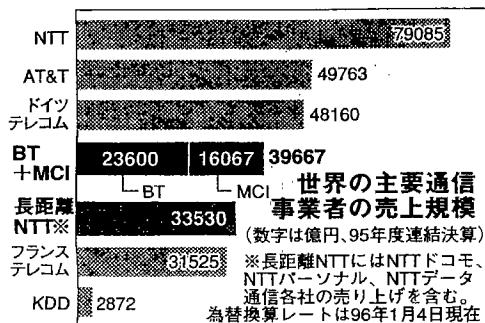


図3 読売新聞 1996年11月14日朝刊

は、これから日本の最適情報ネットワークはどうあるべきかを中心とし、全委員はその所属する機関・団体の立場を離れ、自由に意見交換をするという原則によっておこなうこととした。この田舎会議での検討をとおして、政府や財界などでおこなわれている各種委員会における議論の多くが、市民にとっての「あまねく公平」(universal service)な情報環境の追求、地球規模の豊かな文化と市民主権社会の創造、適正な競争によるサービスの向上と料金体系の合理化、通信事業にかかる受容者・参加者によるアクセス権の行使、などについて、「一〇〇年の大計で正しい判断を」という考え方方に立つていないことを再確認させられた。官製の委員会は日本と日本人の暮らしの安全と平和に重大な影響をもつ、NTTのあり方をその分離・分割という視点、ならびに市場原理・競争原理による活性化という観点からのみ議論し、性急な結論づけをおこなう愚をおかしているのではないかという結論に私(たち)はいたつたのである。もちろん私(たち)はNTTの経営者と被雇用者にたいしても、利用者へのサービス、利用者による情報政策作成への参加を考え、自らの基本的体質改革をおこなうなどのきびしい自己点検と自覚をもとめるとともに、私たち自身もまた世界を見渡した情報戦略をたてる必要性を痛感することになった。

これから日本を支える産業として、福祉・医療分野、航空産業、情報・通信産業、文化の創造などのいつそうの発展が想定できる。が、それらのいずれにたいしても日本の各界各層の対応が、マルチメディア論に象徴的なよう、とすれば利権中心になつていてるところに問題がある。とりわけ情報・通信産業分野における対応がまざいのは、それが一般にわかりにくい内容をふくむ議論であるため、官界・政界や財界が自らの利益構造擁護のためだけの議論をして、その欺瞞性が外部に伝わりにくいである。それらが重なつて、日本の情報政策の議論がともすれば市民不在でおこなわれてきたわけである。

また現在の日本の情報・通信産業が放送だけではなく、全体として郵政省の一括管理となつてることにも問題があ

る。残念ながら現在の中央官僚たちは多くは、日本の将来よりも自己の保身や定年後に備えての経済界との関係強化のみに関心をもち、戦後の日本をつくってきた大胆な将来ビジョンを描けるような、かつての力を失いつつある。つまり彼らの言動にはこれから日本の成長産業を飛躍的に発展させる方向ではなく、むしろその発展を阻害する方向に向かわせかねない危惧があるのである。いま必要なのは質の行政改革、工業社会の常識から情報・文化社会の常識への価値観の大転換であると私は考える。

こうした状況認識のなか、私たちの「二十一世紀の情報通信を考える円卓会議」は、九五年十二月二十五日、以下の三つの理由によって、「日本の最適情報ネットワーク確立のための緊急提言」をおこなった（『マスコミ市民』九六年二月号に全文掲載）。

(1) 日本の情報インフラをどうするかという、私たちにとってきわめて重大な問題が、たんなる郵政大臣の諮問機関である電通審の答申によつて左右されること、しかもそれが電波放送、CATV、プリント・メディア、ビデオ、双方向性マルチメディアといった情報伝達ネットワークを総合的にとらえることなくなるのはこのましくない。

(2) 情報ネットワークの問題はこれから私たちの暮らしにとっての最重要課題である。そしてそのネットワークのあり方は利用者である国民・市民のニーズをみたすと同時に、利用者自身の情報政策形成への参加によつて議論されるべきものである。にもかかわらず郵政省や一部の関連事業者の意見のみによつてその動向が決定されかねないのは、議論の過程において民主的ではないし、そこから必要な情報に必要なときにだれもがアクセスできるというシステムである「情報デモクラシー」という考え方は出てきようがない。

(3) マスメディアは世論の形成にきわめて大きな機能を果たしているのだが、電波・活字をとわず、マスメディアの多くがこれからの日本の情報ネットワークの問題を電通審の議論の動向や経団連の通信委員会、または総理府の公正

取引委員会の議論の紹介をするだけで、情報ネットワークのあり方そのものをまともに検討せず、NTTの分離・分割論争や新電電の参入形態と規制緩和というレベルの議論にしてしまっていることを私たちはとうてい受け入れられない。

しかるに、九五年一月二十九日付で提案された電通審答申は、これから私たちの暮らしの安全と、政治・経済・文化の調和ある発展のためという視点をもたず、単にNTTの①長距離部門の分離、②地域部門の東西両社への分割、③国際通信事業への参入や、④KDDによる国内通信事業への参入許可、などを骨格とするだけのもので、官僚と政界がつるんできたこれまでの政府委員会そのままの審議のやり方と結論であった。この答申をつぶさに読み、検討すれば、それが日本の今後の情報戦略とネットワークの基本構想という、私たちにきわめて重要なことを軽視し、通信事業者たちの利益配分や競争による活性化ということからのみ議論してきたことがわかるのである。

日本の今後の最適情報ネットワーク確立のための基本はつぎのようでなければならないと私は考える。

第一　これまでの情報政策がともすれば情報産業としての側面からのみ議論され、それがどのようにしたらそうした情報ネットワークを利用しにくい、いわゆる「情報弱者」「情報貧層」(information poor)をつくりださないですむのか。また瞬時に大量の情報がどこからでも取り出せるようになつたとき（オン・デイマンド）、個人の基本的人権としての通信の秘密やプライバシーはどうに保護されるのかといった問題がともすればこれまで軽視されてきた傾向がある。マルチメディア環境の整備はたんにインフラだけではなく、そこでやり取りされる情報が人間の社会生活を疎外しないよう、徹頭徹尾、市民・国民主権に立つた議論をおこない、それに基づくネットワーク構築の実現に努力することからはじまらなければならぬ。

こうした観点からすれば、情報デモクラシーの基本とは、正しい情報の、社会的・経済的格差のない分配とアクセス

の保障ということになる。そしてそれこそ豊かな文化の創造と、受容者とりわけ「情報弱者」保護の立場にたつた、情報の安定した社会的利用と流通を促進する原理であり、私たちはまず何をおいてもそのことの実現に努めるということが大切であろう。

第二 現在のNTTが一社体制において日本全国に事業展開していることは、①日本社会の安定、②日本人の生命と財産の安全の確保、③ビジネスの円滑な展開、④豊かな文化の創造、⑤主権者である国民・市民にとつての情報デモクラシーの確立過程、などにとつてきわめて重要なことである。よつて私（たち）は、利潤論理、競争原理のみによる単純なNTTの分離・分割論に与することはできない。

第三 自由市場、資本主義的競争による活性化はこのましい面も多く、今後の日本の情報戦略は従来からの新電電（NCC）各社および新規事業参加者との自由な競争の場を保障するために、時代にそぐわない規制を緩和し、不必要な法律を撤廃、あらたな法制度を展開することによってNCC各社のさらなる参加が歓迎されるべきである。つまり日本の情報ネットワークはNTTの一社体制の維持とともに、新規事業者の参入を容易にし、両者の併存と競争を保障するものでなければならない。

第四 現在のNTTの組織と経営のやり方には利用者の声が届きにくい部分が多くあることは否定できない。さらには、郵政省による情報ネットワーク事業の一括監督に起因する官僚主導のやり方にも大きな問題がある。それらを是正し、主権者である国民・市民の声が直接反映され、専門家たちのまじめな意見が尊重され、それらが平場で政府および事業者と討議され、決定されることが日本の情報政策となるよう準独立行政・司法組織である「日本情報通信委員会」（仮称、終章で詳述）の早急な設置が必要である。

そうした視点から、電通審答申におけるNTT分離・分割論を批判的に検討するところのようにまとめられる。

① NTTの分離・分割論と利権の論理

これまでのべてきたように、NTTの分離・分割は利用者にとってすこしもプラスにならない。それではなぜこの十一年間、この分離・分割が議論されてきているのかといえば、新規参入事業者たちの利権や、官僚・政治家主導によるNTTの分離・分割が彼らに大きな利権をもたらすこと、さらにはその結果としてのNTT労組・全電連の分断が一部政治勢力にとって都合がよいことなどもその理由として考えられる。

つまりNTTの分離・分割論がこれほどさかんなことの背景には、関連企業などと協力した新規事業者間の利益や高级官僚の天下り先の拡大、事業契約数の増大による政治利権の増大、といった問題もからんでいることが推定される。

②二十一世紀の情報環境と市民民主権社会

市民にとってのあまねく公平な情報環境の追求と地球規模の豊かな文化と市民民主権社会の創造のために、NTTの一身体制存続はすくなくともマイナスにはならない。またいま必要な長期的視点の議論、国家一〇〇年の大計としての正しい判断、日本と世界にとっての理想的なネットワークづくりに必要とされるものは何を明らかにするための建設的な議論は利益至上の小さな通信事業者だけによる激烈な競争とそれに追随した官僚と企業人たちの発想からは生まれにくい。

③NTT分離・分割のマイナス

かつての国鉄の分割・民営化についてはさまざまとらえ方がある。が、NTTの場合には民営化そのものはすでにほぼ完了している。また国鉄の場合とちがつて、労使の紛争によつて情報通信が混乱することもこれまでのところはなかつた。ただし、後述するように、長いあいだのお役所的発想と仕事ぶりによつて利用者からの苦情に敏感に対応できていない部分も多々ある。こうした側面はNTTの経営者と労働者が謙虚に反省し、利用者の声に耳をかたむけることによって改善が可能になる。またNTTは地域や公的機関等へのさまざまな協力や支援活動をおこなつてきているが、

「企業市民」としてのそれらの社会活動が分離・分割によつて鈍化してしまうことが予測される。

④ 株主の保護

NTTは日本電信電話株式会社として民営化されたとき、國の方針としてその保有株式の三分の一が一般購買用に放出された。これらの株主は全国一社体制のNTTに投資したのであつて、分離・分割が実行されれば、現代産業社会の基本である株式投資のシステムが崩壊しかねない。またそれは株主の権利をいちじるしく侵すものとなるばかりか、日本の社会・資本制度の根本をゆるがしかねないものとなるであろう。

⑤ 一社体制としてのNTT存続のプラス価値と全電通

もしNTTが分離・分割されるとすれば、それは名実ともに早晚、他のNCC・新電電各社とそれほどのちがいがなくなつてしまふことである。ということは日本の通信ネットワークが利潤獲得という資本と競争の論理だけで運営されるということであり、そうした弊害はかつての国鉄からJRへの例や、水俣病・薬害エイズなどの根本原因の分析からいとも容易に類推できることである。またそれは、NTT労組である全電通の分断をもたらし、商業利益第一主義が加速する。

そうした点ではNTT労組である全電通の存在価値は社会的にも大きく、それがたとえば阪神・淡路大震災のときにしめた敏速な災害対応ボランティアに見られるように、一社体制であつてはじめて効率的に作動するという局面を否定できない。また、全電通近畿地方本部は阪神・淡路大震災のさいのボランティア活動の記録を私家版『阪神・淡路大震災、一一七六時間の記録』（一九九五年八月発行）として刊行し、その後、私が中心となつてその英語版を編集・発行した【THE KOBE EARTHQUAKE : OUR RESPONSE】（新紀元社、一九九六年）が、それなども震災を英語でまともに紹介した唯一の刊行物であることもあつて、全電通の国際理解活動の実践として高く評価できるであろう。

第二章 市民権社会の情報原理

1 情報は誰のものか——市民権社会と「情報公開法」の問題点

日本政府の設置している行政改革委員会（飯塚庸太郎委員長、略称・行政改革委）の行政情報公開部会（部会長・角田礼次郎元最高裁判事）は一九九六年十一月一日、「情報公開法要綱案」と「要綱案の考え方」の最終報告書をまとめ、行政改革委に提出した。

同年十二月、行政改革委はそれらの二つの文書に基づき、橋本龍太郎首相に意見書を提出した。今後政府はそれを参考にして法案（情報公開法）づくりに着手、国会に提出されることになる。

後述するようにこれは内容的に問題の多いものだ。またこの意見書の提出までくるのに二十年以上もかかっている。が、それでも情報を独占することによって自らの価値を高め、いわば「独裁的な政治」をやつてきた官僚たちと、彼らのいうがままになっている腰の重い政府がようやく「情報公開」をやらざるをえなくなってきたことは市民要求が動かした時代の変化であるといえる。この国家レベルの情報公開法案はこれから私たちの生活に大きな影響をもつものだし、ここまでもつてこれたのも日本ではじめてアクセス権を主張した堀部正男氏らの尽力があつたからである（堀部正男『アクセス権とは何か』岩波新書、一九七八年、等を参照）。が、市民権社会の情報のあり方という視点からすると、この行政改革委から提出された案には国民は「行政情報の所有者であり、それを知る権利と義務がある」という点が市民権主義に敵対する勢力によって「故意にあいまいにされてしまった」という本質的な欠落点がある。

まず第一に、内容以前の問題として、このような重要な報告書が行政府のいつもの手で、自らが任命した委員によつ

て官僚たちのこのむ形式と内容で作成されたということである。本稿関係でいえば、NTTの分離・分割問題を答申したやり方もこれとおなじで、私たちがすでに批判したような「国民は」ミユニケーションする権利を持ち」（第二章四節参照）、「安定した情報ネットワークと情報提供システムの確保をいかに保障するか」という基本問題の討議がそこでは意図的に避けられていたのである。

第一は、行政情報はだれのものかという哲学がちゃんと理解されていないことである。現行日本国憲法に「主権在民」の規定があるように、主権者は国民である。つまり、立法・行政・司法という三権も主権者である国民がより円滑な社会運営のためにその制度をつくり、私たちの代表者にその活用を依託しているものだ。私たちの住む社会がほんどの局面において直接民主制だけで運営できる規模を超えていたという理由のみによって、官僚や政治家たちは国民にかわって、国民の利益のために「仕事をまかされている」だけなのである。

今度の情報公開法案が「行政情報公開部会」で討議されたことがしめしているように、それは①国の、②行政情報を対象にしたものだ。上述のように、国のあらゆる情報は本来、国民の所有にかかるものであり、国民は政府（官僚）に仕事を一時委託しているだけだから、私たち国民は依託した当事者として政府のやっていることをすべて「知る権利」をもつだけではなく、まともな社会的判断をするために、それらを「知る義務」さえあるわけだ。

日本国憲法第二十一条は「言論の自由」、「検閲の禁止」等をさだめている。この「言論の自由」にはつぎの一いつの点が重要な要素としてある。一つは、市民が正しい情報を提供されることによってまともな社会的判断を出来るようになる、そしてそうした判断に基づきながら、同時にどこからも誰からも圧力を受けずに良心にしたがつて意見の表明をする」とができるということである。もしそうでなくて、まともな情報を提供されない今まで——あるいは一部の社会的強者たちによって情報を操作された今まで——たとえ何がいえてもそれはベースになる情報にまちがいがあるということで、本当の意味での言論の自由ではない。二つ目は、情報の自由とはいかにそれが正しい情報に基づいていても、その

自由な言論は現行社会の権力批判の自由を根幹とするものであつて、他人のプライバシーの侵害や弱いものいじめをするためのものではないということである。

こうした意味での言論の自由は、行政がそのもつ情報をあますところなく公開する事によつて、市民がまともな判断をすることができる環境設定を前提とする。さらに、現代の日本においては、直接民主主義がかなわない部分においてのみ行政府にたいし市民は「政治・行政の代行をさせている」だけであつて、行政府によつて市民はコントロールされる存在であつてはならないことはいうまでもない。つまり、市民・国民は自らが選び、政治・行政の代行をまかせたものがまともな仕事をしているかどうかをチェックする義務さえ負つてゐるわけだ。そのチェックがうまく機能しないと日本の現状がそうであるように官僚制と代議員制は腐敗してしまふ。そしてその信頼関係の確認のためにも「知る権利」が必要不可欠であるし、学界でも憲法上の「表現の自由」が「知る権利」を含んでゐることは常識なのである。

〈なぜ民衆の「知る権利」を否定するのか〉

だが今度の報告書はこの国民の「知る権利」を、「権利として社会的に認知されていない」、つまり用語として熟していないという理由で記載拒否した。それは用語が熟しているかどうかの問題ではなく、情報は誰のものかという根本問題であり、こうした行革委の態度はその根本において「行政情報公開の原理と精神」を否定しているということである。

第三は、国の情報公開の制度のあり方を検討する委員会であるにもかかわらず、行政官僚たちがその部会の事務局をつとめているのだから、まさに「泥棒が刑法をつくっている」ようなものだということだ。議員たちによる歳費の「お手もり引き上げ」決議ならば金の問題ですが、国民・市民の情報の公開基準を官僚たちに勝手に決められては困るのである。

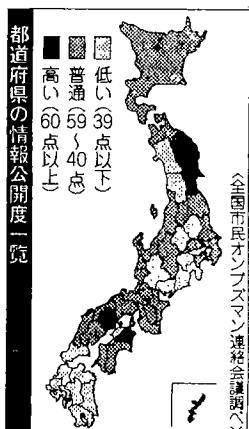
こうした行政側による横暴は新憲法の制定以後もずっとづいてきたことであり、「最近の厚生行政などに象徴的に表現されているように、事件になるまでは国民には眞実が知らされていない。むしろ眞実をおおいからそうとするへ虚構」の事実が大義名分として喧伝されている。そのような「虚構」の事実を有名大学の「学者」たちが「学問的」にもつともらしく正当化しており、マスコミはそれを一方的に国民に「たれ流し」する。これは形を変えた五十年前の「大本営発表」の構図と酷似している」（北野弘久「腹の立つことなど」『マスコミ市民』一九九七年一月号）、といわなければいけなくなる。

第四に、この案で非開示とされたものが六項目ある。要約すると、①外交や安全保障にかかわったり、国際機関の信頼を損なつたりするもの、②犯罪捜査など、公共の安全に支障をきたすもの、③個人情報、④法人、その他の団体に関する情報、⑤審議会などの政策決定前の情報、⑥監査、検査、争訴などの情報、である。いかなる法律も誰がどのようになに解釈し、どう適用するかにその正否の大半はかかるから、文章だけでその価値を決めるとはできない。しかしこの非開示項目の列举をみただけで、「官僚たちは行革委を利用して個別にそれぞれの抜け道を用意した」ことがすぐわかる。

たとえば、①だけをとりあげても、政府・官僚の判断によつてすべてが拒否されてしまう可能性がある。たしかに要求に応じて行政機関が公開しない時には、総理府に新設される第三者機関の「不服審査会」に申し立てができる。審査会は当該文書を提出させ、公開の適否を判断するが、国が審査会の判断に従わないことも可能な制度・仕組みになつてゐる。それに承服できない場合は請求者は裁判の場で争わなくてはならない。つまり、国は現在の最高裁判事の任命において①国の意向に沿うことをよしとするひとを対象としているのと同じで、この審査会委員もそうして選出される、また②裁判は長期化することが必至で、請求者には金銭面と労力面で多大の出費が強制されるということだ。これではとうていこの「情報公開法」案が市民の利益を第一に置いたものといえないことが明らかであろう。

マス・コミュニケーション倫理懇談会全国協議会の機関誌四四五号によれば、全国で四十三紙が最終報告書について社・論説で論じ、非開示条項の内容について批判しながらも、それが「国民に説明する責務」を掲げたことなどに一定の評価を与えたとという。

地方自治体レベルでは、一九八一年三月、山形県の金山町が日本ではじめての情報公開条例を制定、翌月から施行した。つづいて八三年四月、神奈川県が条例を制定した。こうして、市民が要求した行政情報の公開は昨（九六）年四月段階で全四十七都道府県において、二百八十九市・区・町・村が同種条例を制定せざるをえなくなった。もちろん、行政情報は自分たちのものでその公開の基準は自分たちで決めるのが筋であると考える市民と、情報の独占をして自分たちの仕事をしやすくしたいと考える官僚・役人（・政治家）たちとの意識上のギャップは大きく、条例の施行後も公開されない



情報公開度総合ランキン

都道府県の情報公開度一覧	
順位	都道府県名
1位	城北島山手葉取良根鴻川井媛道阪山川島知玉庫賀重森山野都田馬川京島口岡崎崎木本阜知分梨賀岡形
2位	宮沖徳岡岩千鳥奈島新石福愛北茨大和神広福高崎兵滋三青富長京秋群香東鹿山福長宮柄熊岐愛大山佐静山
3位	
4位	
5位	
6位	
7位	
8位	
9位	
10位	
11位	
12位	
13位	
14位	
15位	
16位	
17位	
18位	
19位	
20位	
21位	
22位	
23位	
24位	
25位	
26位	
27位	
28位	
29位	
30位	
31位	
32位	
33位	
34位	
35位	
36位	
37位	
38位	
39位	
40位	
41位	
42位	
43位	
44位	
45位	
46位	
47位	

図4 朝日新聞 1997年2月4日朝刊

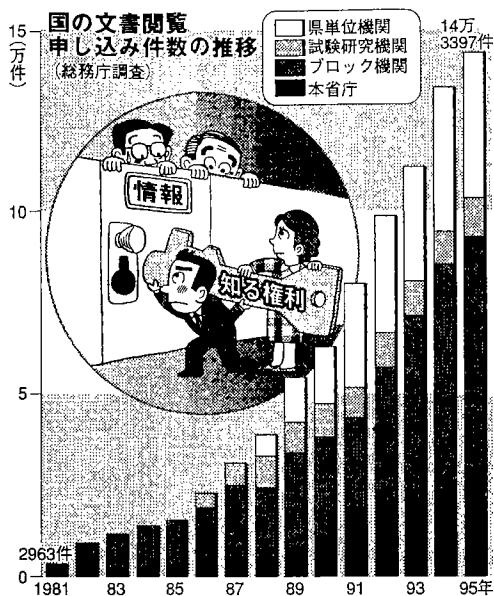


図5 読売新聞 1997年1月5日朝刊
この図は行政情報の開示をもとめる国民の激増
をしめしている

い情報も多い。そのため各地で係争中の事件になっているものもいくつかある。
たとえば、原子力発電に関する」となどは秘密が多く、国は自治体に対しても情報公開してきていない。そうした秘密主義が背景にあるから「もんじゅ事故」なども起つたし、高木仁三郎氏などが中心となっている原子力資料情報室の『もんじゅ事故報告書』(一九九六年十月二十六日刊)のいうように、事故が起こつてからも隠されている情報はあまりにも多いと推定される。ところとしては、私たち市民の側が常時きびしい監視をつけなければ、業界・企業の利益を官界と組んで守るだけの政府・行政の情報公開にはそれほどの期待はできないことになる。ちなみに、全国市民オンライン連絡会議(代表幹事・高橋利明弁護士)が本年一月三日に発表した、全国自治体の情報公開度ランキングは図4の通りである。

アメリカでの「民衆の知る権利」を表題にし、副題を「公の記録と議論の手続きにたいする法的アクセス」とする本(Harold Cross: *The People's Right to Know—Legal Access to Public Records and Proceedings*; Columbia University Press, 1953)がコロンビア大学出版部から出されたのが一九五三年。この「民衆の知る権利」はアメリカ憲法修正第一条の規定にその起源をもつており、その研究書は多い。しかしそれを「知る権利」として明確に位置づけたのはこの本である。それから四〇年が経過した九四年に、おなじコロンビア大学の「自由言論メディア学センター」(The Freedom

Forum Media Studies Center) からおなじタイトルの本が出た。(Frederick Williams & John Pavlik ed.: *The People's Right to Know—Media, Democracy, and the Information Highway*; LEA, 1994)。この本の副題には「メディア・リモート・ハーネス情報ハイウェイ」とあり、今日的なマルチメディア社会を展望したうえでの着実な議論の展開となつてゐる。

2 社会基盤としての情報インフラと情報リモート・ハーネス

[一] これから的情報社会と情報リモート・ハーネス

① マルチメディア環境の創造的開発と展開

いまやかんにマルチメディアといふことは、メディアを賑わしているが、それはまだ幕を開けたばかりで、今後どのような展開をするかについても、先述のように、予断をゆるべないものがある。今確実にいえることは、それが資本、技術、企業、組織、個人、が複雑に交差する場所としてグローバルな競争社会という枠組みのなかで発展していくだろうことである。

もちろん、技術の進歩は早晚、光ファイバー網で日本をおおいしくし、それがまた世界中とネットされることを可能にするであろう。実際の使用現場でも情報通信が従来のマスメディアを中心とする送り手から受け手へといった二者間の一方通行的なものだけではなく、いわゆるインターネットティグな通信環境がこれから社会活動に多くの可能性を開くことに間違いはない。

問題は、このマルチメディアに関連し、日本での議論がともすれば情報産業としての側からのみ議論され、マルチメディアの機器、およびソフトの入手が経済的にむずかしいひと、ならびに、そうした機器の利用が不得手なひとを「情報弱者」(information-haves-not あるこは information poor) いふなどすれば、そうした人たちを出来るだけすくなくする社

会的対策が後回しになつてゐる。マルチメディア環境の整備はたんにインフラだけではなく、そこでやり取りされる情報が人間の社会生活を疎外しないよう、徹頭徹尾、市民・国民主権に立つた議論をし、それに基づくネットワーク構築の実現をはからなければならぬ。

②情報アクセスにおける平等性と民主社会の確立

先述のように、情報デモクラシーの基本は、正しい情報の、社会的・経済的格差のない分配とアクセスということであり、それこそ豊かな文化の創造と受容者、とりわけ弱者保護の立場にたつた情報の社会的利用を保障する原理である。そのことの認識なくして情報デモクラシーは成立しえないのである。

③新しい受益者負担論理の創出

いかなる事業も単独での利益が保障されないかぎり長期的な継続は不可能である。しかし通信事業は情報を媒介し、社会の健全な発展と繁栄をはかるという特殊な業態をもつがゆえに、情報アクセスの不可能な人びとをつくりだしてはならない。つまり情報関連事業のあり方の議論には単なる受益者負担の論理ではない、全社会的な情報流通とそれによる人びとの生活レベルでの恩恵の保障¹¹「民衆のコミュニケーションする権利」ならびにそれに見合う負担の実現を社会的・公的に保障するという視点が必要である。それには新しいかたちの受益者負担の論理をつくりださなければならぬし、今がその時機である。

④消費者・生活者に開かれた議論の展開

今日さかんにおこなわれてゐる議論の多くは、主として、既成の業界（NTTならびにNCC各社）、政府関係者、新規参入を計画している事業者、およびハード納入業者によるものであり、そこでは情報の受容者であり、アクセスの主権者であるメディアのエンドユーザーとしての市民・組織・ビジネス界の立場、および地域間格差拡大の問題等がともすれば軽視されてきた傾向がある。情報の消費者・生活者にとつてより実りの多い構想を提出するためには利用者に

たいし開かれた議論の場を保障、全面的に再構築する必要が大である。

[2] 快適な通信ネットワークと文化の創造

対面コミュニケーションの範囲を越えてうごく社会にはからずなんらかのメディアが必要である。しかもその大きさが地球規模になつている今日、そしてまた日本がますます高齢化社会になりつつある今日、コンピュータとマルチメディアをベースにした新しい情報環境哲学と暮らしのネットワークの創造が必要となる。それには以下の諸点の再考がもとめられる。

① あまねく公平の理念と豊かな暮らし、および基本的人権の尊重

情報通信と生活文化は密接に結びついている。通信関係の法律やそれらの関連議論にいわれる「あまねく公平」とか、「ユニバーサル・サービス」という概念は、いずれの立場にたつかによつてその解釈は変化し得る（第三章四節で詳述）。が、共通する部分はすべての人びとが個々のレベルでネットワークとその情報にアクセスしそれらの恩恵をうける権利と義務を持つている（「民衆のコミュニケーション権」の確保）という認識でなければならない。

さらに、メディアの発達と高速検索および通信の発達は個人のデータがいとも簡単に外部から取り出せるかたちで集積されていることを意味している。それは同時に個人のプライバシーが当該人物の了解なしに侵されることでもある。さらにコンピュータによつて他人の情報にアクセスすることが簡単になり、通信の秘密の侵害もおこりやすくなる。そのことは逆に権力をもつものにとって検閲が容易におこなえるということでもある。コンピュータ時代の言論の自由の意味がよく検討されなければならなくなるわけである。

② 利用者・消費者と通信労働者、ならびに事業者（経営者）相互間の協力と信頼の確立

通信の利用者と通信産業の労働者、ならびに通信事業経営者の利害は本来的な「あまねく公平」の理論からすれば一

致するはずである。それがともすれば対立項として存在してきているのは、一部事業者による目にあまる利益至上志向と、通信事業労働者の自覚の不足、利用者による過大な期待とのあいだにかなりのギャップがあるからである。これら三者の密接かつ活発な意見交換の場が公的にも保障され、それぞれの立場の相互認識が深化することが重要である。

③通信産業労働者の雇用の安定・創出と労働力提供のシステム化

情報ネットワークは今日のいかなる社会においても不可欠な基幹産業として存在する。その職場の雇用の安定と適切な労働力の提供は通信事業の安定運営の基盤となり、社会の健全な発展と安定性をつくりだし、結果として情報産業におけるさらなる雇用創出となる。

日本経済や産業・企業が世界的水平分業時代に入りつつある今日、情報産業はきわめて有望な成長産業である。日本にはそれを積極的に展開していくための人材とノウハウが蓄積されており、こうした潜在資源を有効に利用していく必要があるであろう。

その第一歩が情報産業の市民本位の展開による雇用創出である。今日の日本経済は統計史上最悪の失業率三・四パーセントに象徴されるように、深刻な状況下にある。幸いにしてこの認識は通産省・郵政省だけではなく、日経連や連合などの共同調査でも明らかにされており、さらなる雇用創出のための踏み台にしたいところである。そしてその継続的保障のため、さらにはまた日々刻々と変化する情報産業の世界的変化に対応するため、経営者の責任をうながし、労働者の意識をたかめ、社会的要請に応えられる有為な人材をこの重要な産業分野に継続的に提供できる社会教育システムを構築していかねばならない。

そのことが、国際環境に適応できる日本社会の体質改善をうながし、社会の構造的転換に適応できる人材を養成することにつながるであろう。

④地域格差の是正と伝統産業の育成・保護

今日の私たちの暮らしは電話をふくむ通信ネットワークとメディアによつて大きな恩恵を受けて成立している。そしてそれらのインフラは日本各地の地理的差異を超えるものとして、日本社会の円滑な進行に貢献している。しかるにそれらのネットワークが地域ごとに分割されるようなことがあれば、それはJRの今日がそうであるように、経済的効率と利潤獲得の原理のみによつて地域間格差を増大させることによつて、日本社会のバランスある発展を阻害するものとなるであろう。

より具体的には生活に「ゆとり」の必要性が求められている現在、情報化社会の実現により、就業スタイルとしてのサテライトオフィスや在宅勤務が可能になることが予見されているし、すでにその一部はパソコン利用により実現している。こういった新たな就業スタイルによる通勤地獄からの解放や、地域・家庭との結びつきが高まり、従来にくらべ個人の自主性と自律を尊重した社会生活がますます実現性をおびてくるであろう。

また、短絡的な競争原理と利益至上主義によるNTTの分離・分割がもし実行されれば、文化的に価値の高い、そしてそれゆえに効率主義とは相容れない部分をもつ伝統産業などを日本各地において弱体化させることにもつながるであろう。情報ネットワークとメディアは技術やコンピュータとおなじくその能力を人間の楽しく暮らせる社会システムの構築のために利用されるべきであり、私たちは文化の総合的発展という見地からの情報政策をたてる必要があるのである。

3 情報ネットワークと私たちの暮らし

いかなる情報も究極的には私たちの暮らしの安全・安心に役立たなければならないし、情報ネットワークもそうした視点から構築されねばならない。以下、暮らしと情報ネットワークについて記しておく。

①情報ネットワークの公共性と公益性とは

公共性とは社会一般の関係性のことであり、公益性とはその観点からの公衆の利益・必要性・利便性のことである（同志社大学『評論・社会科学』五一号の拙論を参照）。ここでいう公衆には一般的の個人ユーザーだけではなく、それらの形成する企業・団体等もふくまれる。がいざれにしても、情報とそのネットワークは社会的弱者を犠牲にせず、すべての人びとに経済的に無理なくそれへのアクセスを保障するものでなければならない。このことは今後の日本社会が弱者にやさしいシステムを開発していくかねばならないときにとって強調されるべきことである。

②情報ネットワークのあり方と社会的弱者の保護

日本社会では今後ますます高齢化が進行し、社会的生産の現場から離れるひとが多くなる。そのことは経済発展と生産中心の社会から取り残されかねない人たちの増大化を意味する。また社会の機械的発展はすでにさまざまな病理を生みだしているし、今後その傾向はますます顕著となるであろう。それらのことを見通したネットワークの構築がもとめられるゆえんである。

たとえば自ら命を断とうという気持ちになつたひとがかける「いのちの電話」や一人暮らしのさびしさを電話による会話でいやすネットワークである「フレンドリー」のような、電話ネットワークを利用した福祉機関の存在はNTTのような、公的性格の強い全国ネットをもつ会社による理解と応援という、「企業市民」的考え方によつてのみ可能になることであろう。

さらには世の中には技術の発展の恩恵に経済的な側面などから浴せない人たちが出てくることは現実状況がしめしているところである。情報政策の策定にあたつてそうした人たちをそのまま放置することは許されることではない。こうした「情報弱者」ともいふべき人たちを疎外しないための施策を立てるることは、利潤追求主義の一般私企業に十分対応できることではなかろう。それこそ一社体制のNTTを活用して、国家政治によつて実現しなければならない情報政策

上の重要課題の一つである。

③エレクトロニクス時代のメディア倫理の確立

日本国憲法の保障する通信の秘密の保持、各種基本的人権、とりわけ通信と報道に関する人権の侵害には注意していく必要がある。昨今の通信技術のいちじるしい発展は国境をくぐらかと越えると同時に、通信回線によつて茶の間への瞬時の情報送り込みを可能にするもので、従来の法規制ではそれらへの充分な対応が不可能になつてきている。従来法の規制の緩和をおこなうと同時に、新しいかたちの法整備が痛感されるゆえんである。

これらの問題は、技術の進歩とエレクトロニクスのつくる情報ネットワークの実態とそこでやり取りされている情報内容について、倫理的側面からの検討が遅れていることからも生起している。身近な例では、NTTのダイヤルQ2が悪用されている問題がそうであるし、国際的なコンピュータ・ネットワークであるインターネットなどの通信内容が各種犯罪に利用されたり、健全な社会の維持にマイナスになつていていたりすることがどうである。マルチメディアとコンピュータ・ネットワーク時代にふさわしいメディア倫理の確立が要請されるゆえんである（第三章四節で詳述）。

④災害時における対応

情報ネットワークの安定的展開は市民の暮らしの安定・安全の必須要素である。そしてそれは多数の民間会社の乱立状態によつても可能であるかのような議論がしばしば見られる。が、実際には今回の阪神・淡路大震災におけるNTTによる迅速な復旧活動が証明したように、そうした場合には短期的な利害を考えず、とにかく国民の生命と財産を守るうという姿勢を実行することが大事で、それは全国一社体制のNTTの存在によつてはじめて可能になつたことである。さらにはふつうのひとには何でもないことでも障害者や高齢者にはあたかも災害時のことのように感じられることがしばしばある。こうした社会福祉的対応にも全国一社体制のNTTの存在は日本社会と私たちの暮らしにとって貴重な財産であるといえよう。

4 コミュニケーションする権利概念の創出と認知

「コミュニケーション権」成立のプロセス

世界的なレベルでいえば、現代社会の物的動きは、①軍事、つまり「暴力」と②商業、つまり「利潤獲得」論理の二つを基本にして動き、③強大な国家を先頭にした序列的経済単位がそれをささえるという仕組みになっている。情報通信分野においてもこれは例外ではない。

世界像・社会像と社会力学のこのような把握は現代社会の問題、とりわけ世界的問題群の解決に取り組んだことのあるひとには常識である。そしてこの認識は政治・経済だけではなく文化の面においても例外ではあり得ない。その結果、国際連合において教育・科学・文化の面の活動責任をもつユネスコはマスメディアが社会変革に果たす役割の大きさに期待し、一九七八年、「平和と国際理解を強化し、人権を伸張し、人種差別主義、アパルトヘイトならびに戦争宣伝に反対するための、マスメディアの貢献に関する基本原則の宣言」（略称・マスメディア基本原則宣言）を採択した（拙訳のマイケル・クロネンヴェッター著『ジャーナリズムの倫理』新紀元社刊、一九九三年、に収録、を参照）。このマスメディア基本原則宣言は前文でつぎのように述べる。

国際連合総会が一九四八年に採択した世界人権宣言、とりわけすべての者は、意見および表現の自由についての権利を有する。この権利には、干渉されることなく意見を持つ自由、ならびにあらゆる方法により、国境とのかかわりなく、情報と思想を求め、受け、伝える自由を含む」と規定する宣言の第一九条、ならびに、これと同じ原則を第一九条において宣言し、第二〇条が戦争宣伝、国民的・人種的または宗教的憎悪の唱道、ならびにあらゆる形

態の差別、敵意または暴力を非難している……

一九六五年に国際連合総会が採択した、青年の間ににおける、民族間の平和、相互尊重および理解の理想の促進に関する宣言を想起し、新国際秩序の樹立、およびこれに関してユネスコが果たすことを求められている役割についての、国際連合の諸機関が採択した宣言および決議を想起し……

つづいてそれは次のようにいう。

一九四六年に国際連合総会が採択し、「情報の自由は基本的人権であり、国際連合が実現を目指すすべての自由の試金石である……」「情報の自由は、この特権を乱用することなく行使する意志と能力をその不可欠の要素として必要とする。それは、偏見なく事実を追求し、悪意なく知識を広める道徳的義務を、基本的規律として必要とする」と宣言した決議五九を想起し……

以上二つの引用文から分かることは、国連がその創設当初から世界の恒久平和の基礎として①国境を超えた個々の市民レベルでの思想と情報伝達の自由の尊重、および②それを保障する権利としての「情報の自由権」を想定していたということである。この考え方は後述する「民衆のコミュニケーションする権利」の基礎として指定しておくべきことだと私は考える。

私が一九六七年に同志社大学の大学院新聞学専攻に入学したときの「マス・コミュニケーション論」のクラス担当者は鶴見俊輔氏であった。氏は社会の根底を支えるものとしてのコミュニケーション・システムとその市民生活レベルにおけるあり方について繰り返し言及された。クラスでのテキストとしてはシュラム編『マス・コミュニケーション論入

門』の英文原典 (Wilbur Schramm ed. : Mass Communications ; University of Illinois Press, 1960) を中心として、これにはカール・マルクス『ドイツ・イデオロギー』などを取り入れ、その本の『マス・コミュニケーション研究上の重要性について』で議論した。この『マイツィデオロギー』の位置づけについてはイギリスのピーター・ガールディングらが一九七六年に取りあげたことが評価されている (テレス・マクウェール『マス・コミュニケーション理論入門・第三版』Mass Communication Theory, The Third Edition ; Sage, 1994, 英語版七六ページ)。」などと考えると、鶴見氏の議論は当時の世界でも抜きんでたものであったと言ふ。この視点とアプローチを当然私は引き継いでいるが、こうしたマス・コミュニケーション研究の分野においても、また学説論においても日本ではまだ欧米偏重や社会的強者主導のメディア理論がはばをあかしてゐる。

その「」とは現在のコンピュータとマルチメディア社会の構想においても同様である。

たしかにインターネット構想の始まりから各段階での飛躍的発展の着想と初期開発は、軍事と経済という二つの論理には縁遠い学者や研究者、あるいはコンピュータ愛好家たちによるものが多い。が、その実用としての展開はアメリカの国防総省が（日）ソ連からの奇襲攻撃を受けたときでも、情報中枢がクモの巣のように同じかたちでいくつもあるれば、ダメージが少なくすぐ反撃できるネットワークだということで実現されたものだ。①その軍用技術が②商業ベースにのるとどうなるかと民間転用された後、③それがアメリカで始まった開発といふことと④その言語が英語主流になり、④しだいに需要（市場要請）のある他言語用のソフトが開発され始めたという歴史をもつのも経済の自然な流れからきてくる。

だから、国内、国外を問わず上述の二つの社会・経済力学の中心から遠いところに位置していると、このインターネットや電子メール通信などからは必然的に隔離されることになりやすい。今私が理事長をしている民間の国際交流団体・日本セイシエル協会の作業でも、西インド洋の真ん中にある人口わずか七万人のセイシエル共和国にインターネット

・アクセスの国内サーバーが実用化されたのが昨（九六）年十月といふことで、それまで私たちの通信はファックスやテレックス、あるいは電話や手紙に頼っていた。

もちろんそれまで何度となく私（たち）はセイシェル政府の関係部局にたいし、電子メールでアクセスできるように要請してきた。そのたびに彼らは、現在の世界の情報ネットワークではセイシェルのような小さな国の「コミュニケーショノする権利」（The Right to Communicate もあるいは The Communication Right もしくは The Communicative Right）が奪われていると残念がつた。情報の幹線を光ファイバーが支える国内通信網、およびそれにリンクする衛星通信網が完備されなければインターネットは十分な効果を發揮しない。ところが、その整備と拡充、ならびに技術輸入に必要な金額はセイシェルのような人口がわずか七万人あまりで、年間国家予算の総額も二五〇億円ほどの三十二国家には簡単にはまかなえない。このことは他の発展途上国でも同じだし、他メディアである出版分野についても同じことだ。軍事的メリットがなかつたり、商業利益が見込めなければ、一民間人が本を独自に出すこともむずかしいのである。同時にそれは日本においても売れる本しか出版されず、一年たてばコミ箱行きという刊行物が市場にあふれることにつながつてゐるのだが――。

私はこのセイシェル国民との民間親善交流を一九八一年からつづけており、すでに四十四回もの訪問経験がある。この国についてのガイドブックさえ書いている（『セイシェル・ガイド』恒文社、一九八三年）のだが、八〇年代の初期からアルバート・ルネ大統領はじめ政府要人との会談でこの通信ネットワーク整備に関連し、発展途上にある諸国との民衆のコミュニケーション権の確保ということを何回となく話し合つてきている。この「コミュニケーション権」という概念は一九七〇年代初めから、国連の一機関であるユネスコなどの議論にも登場しだしたし、その関連文書でも使われだした。それはいわゆる「南北問題」にかかる国際経済関係とともに、一社会内における経済的弱者がラジオ・テレビ・新聞といったマスメディアに接触できない生活（マスメディア情報受容不可）や電話が経済的に設置できない

(情報受信と発信の不可)といったことが社会と情報ネットワークの問題となつてきた時期と一致している。

社会を一個の「人間の身体」にたとえれば、電子情報ネットワーク (Telecommunications) は「神経」にあたるとは情報社会論でよく使われる比喩表現である。神経がなければ痛さも熱さも感じないから人間は危険な状態に置かれてもそのことじたいがわからない。同様に、対面コミュニケーションの範囲を超えた社会であるのに情報ネットワークが発達していなければ、たとえちゃんとした情報が、そのチャネルに提供されていても、それらの情報そのものが社会的に行き渡らない。問題の所在が分からずそれらを解決するのもできない。こうした状態では社会の健全な発達など期待できないわけだ。こうしたさまざまレベルのことをふくんで、世界的な通信問題の議論の前提認識として使われだした概念がこのひづれ「民衆のコミュニケーションする権利」(The People's Right to Communicate) である。

〈民衆のコミュニケーション権再定義〉

この権利概念について、私自身のこれまでの体験やそれらの用例からとりあえずつまのように再定義しておきたい。

「コミュニケーション権」個人・民衆・市民・企業・団体・自治体・国家・国際団体・地域統合体などが、地球的規模の平和で安定した暮らしを確保するために、市民主権の原理に基づいてそれぞれのレベルにおいて保持している、あらゆる情報に接しあらゆる情報を発信する義務と権利」

何人にも束縛されたくないという願望が自由の概念として、十五世紀のジョン・ミルトンの『アレオパジチカ』によつて対権力関係としての「言論の自由」の考えを生んだ。それが十八世紀のスウェーデンやアメリカにおける法制度において「プレスの自由」概念になり、その後の「市民の知る権利」に基づく「報道の自由」や「取材の権利」になつて

いつたことはメディア史の常識である。それが発展して市民・民衆の「知る権利」となり、今度は巨大になってきたメディアそのものの情報政策の形成にいたする市民の参加を保障する権利概念としての「アクセス権」に発展してきたといえる。

こうした言論の自由の概念発達史のなかでこの「コミュニケーション権」という考え方は①一人ひとりの人間の平等性を基本にして、②市民権社会のグローバルな発展にブラックボックスをつくらないという考え方とその保障のためにも、③地球社会の平和と安定のためにも必要な概念である」ということができる。私はこのことについて日本マス・コミュニケーション学会の九六年春の大会における発表のなかで言及した。そのとき会場からの質問のひとつは現行のインターネットの進行が世界を発展させると信じているひとからのもので、どうして「コミュニケーション権」などという権利を思いついたのかというものであった。私はそのとき、世界における富と情報の偏在が平和と安定をおびやかすものであり、世界をこれまで百か国以上歩いてきてその均衡ある発展には情報ネットワークのバランスある配置とそれらへのアクセスの保障が不可欠だということが自然にわかるものだと答えた。

昨年からの日本のメディア事業界の最大の話題の一つは、オーストラリア出身のメディアの多国籍事業者、ルパード・マードック氏（米国籍）と日本ソフトバンクの孫正義社長によるテレビ朝日の株式の間接的所有にまつわる件であった。メディアとその運ぶ情報の国際化じたいはこのましいことだ。が、私が本稿でいう市民権のメディア戦略からすれば、この二人の頭のなかにあるのはメディアへの民衆のかかわりを娯楽産業としての進展によつてさらに深めようとするだけ、そこには「民衆のコミュニケーション権」確保などという考えがまるでないと思われる。マードック氏らの日本のメディア界への参入については、そこどころがいちばん大きな問題となる。このことは日本のコンピュータ事業の草分けの一人であり、マイクロソフト社でビル・ゲイツ氏の片腕であった現アスキー社長の西和彦氏にもいえる。氏もまたコンピュータ産業の発展を事業としての成功としてだけとらえているのだ（九六年七月一十三日の大津

市民教養大学での講義『インターネットで社会はどう変わるか』を参照)。

日本政府と産業界がアメリカとアメリカの情報戦略を中心とする世界の動き、ならびに自己の商業利益に基づいておこなっている現行のインターネット構想になんら疑問をもたない人たちにとって、この「コミュニケーション権」という概念はまだ理解が困難なものかもしれない。さらには、日本政府の「行政情報公開法」の原案が「知る権利」さえ未成熟の用語であると片づけ、記述・定位しないような現況ではなおさら理解がむずかしかろう(本稿第二章第一節)。というわけで、日本で私のいうこの「コミュニケーション権」への社会的理説が深まるまでにはあと十年ほどの時間が必要であるかもしだれない。

さて、この「コミュニケーション権」という用語を初めて使用したのは、内川芳美氏によれば、フランスの元国営放送局長で、元世界放送通信機構会長のジャン・ダルシー(Jean d'arcy, 1913-82)であった。彼は一九六九年に書いた『直接放送衛星とコミュニケーションする権利』という論文で、「世界人権宣言は、二一年前にその一九条で初めて規定された情報に関する人権よりも、もつと包括的な権利をみとめなければならない時がくるだろう。それが人権としてのコミュニケーションカードする権利である」と書いているという(「コミュニケーションカードする権利の概念」内川芳美・森泉章編『法とジャーナリズム』日本評論社、一九八三年、収録)。

本稿執筆の時点ではダルシーの論文そのものについては未見だが、内川氏のこの紹介の仕方には多少の問題がある。内川氏の論文でもふれられてはいるが、先述のように、ダルシー氏がこの言葉を使うはるか以前に国際連合総会が一九四八年に採択した世界人権宣言がその第十九条で「すべての者は、意見および表現の自由についての権利を有する。この権利には、干渉されることなく、意見を持つ自由、ならびにあらゆる方法により、国境とのかかわりなく、情報を思想を求める、受け、伝える自由を含む」と規定しているその意味は、私が先に「コミュニケーション権」を再定義したように、個々人が地球的規模の拡がりのなかでのすべての情報インフラにアクセスし、受信・発信する義務と権利が

保障されなければ世界の平和の問題は語れないことをダルシーの理解よりも「鋭く、かつ広く」とらえているからである。もちろんそう記述しなくてもダルシー自身にはその認識はあるかもしれない。が、その「コミニケーション権」のなかに個人の市民のほかにあらゆる社会的レベルにおける情報の受容・発信行為が含まれているかどうかについては、内川氏の紹介からはつたわってこない。なぜなら内川氏は前掲論文の最後をこうしめくつてあるからである。

コミニケートする権利は、理念的・感覚的には一定の新鮮な方向性をもつてゐるが、他面で概念があいまいすぎて理論的發展性に欠ける嫌いがある。社会や国家にもコミニケートする権利があるというは、場合によつての議論としては理解できるが、それを越えるとコミニケーションに対する政府の管理・統制権を不恰當に正当化する論拠として働くおそれがある。全体的にいつて、コミニケートする権利概念の理論化は、あまり進展していず、入り口のところで理念談義が続いており、一箇の文明批評の枠をまだ出でていない。

自分の賛同できない、あるいは理解できない議論を「理念的談義」とか「文明批評」といつて片づける内川氏流言い方は学界によくあることだが、内川氏がそう書いた（一九八三年）の十五年も前、それもダルシーの用語使用の前に、日米安保条約の反市民性、アメリカのベトナム戦争参戦は反民衆の行為であることを見抜いていた鶴見俊輔氏はすでにこの「コミニケーションする権利」に言及していた。また内川氏の論文執筆以前に私（たち）は西インド洋のセイシエル共和国の政府関係者と情報通信分野における、アメリカ中心の世界支配の打破について話しあっていた。そうした切実な情況のなかでの議論は当時の世界各地でなされていたはずだから、そうしたことを知らないで、あるいは故意に無視して内川氏などが「入り口のところで理念談義が続いており、一箇の文明批評の枠をまだ出でていない」などという「度胸のよさ」の背景には、学問は「ペーパー」のなかに独立して存在しているという「悪しき幻想」がある。もちろん

ん、いの、いとは自らに対する反省のよすがとおしなければならないのだが——。

さて、いの、「ヒューマニケーションする権利」は現在でも執筆者・使用者によつて多面的な使われ方がされているのは「論議の自由」「プレスの自由」といった抽象性の高い用語・述語のケースの常である。たとえば、イギリスのブリティッシュ・テレコムなど通信関係企業労組が助成しておこなわれた研究の成果『Richard Collins & Cristina Murroni : New Media & New Policies ; Polity, 1996』はいの概念について Communicative Right として言葉を用ひてゐる。だがそことの意味は、情報ネットワーク事業における「ユニバーサル・サービスに基づいて、ひとがテレビやラジオ、電話を保持し、それから情報を取得する権利」ということである。私が本稿で主張しているのはそれだけではなく、ひとはあるレベルのネットワークでやりとりされる情報にアクセスすると同時に、それによる通信に参画していく義務と権利をもつてゐるという基本認識であり、いの本の解釈よりもやや広いものである。

ついに先にも述べた公文俊平氏の「情報権」（『情報文明論』NTT出版、一九九四年）概念（第一章第一節）は、近代文明の特殊進化の三局面の第三としての、ネットワーク化・情報化・智業化・智場化を特色とする文明段階を「情報化局面」といい、人間の主体権としての「行為の調整活動の側面にかかる権利」としての「情報権」が想定される。そしてその情報権には①情報自律権、②情報帰属権と、その派生権としての「情報優先権」、③情報管理権とその派生権としての「情報プライバシー権」の三つがあると主張される。しかしの公文氏の情報権も社会のなかで情報不ツトワークに参加できない人たちのことを想定していない。

昨（九六）年二月十五日から三日間にわたつてアメリカ・セントルイスで開催された市民運動の会議で採択された「民衆コミュニケーション憲章」（The People's Communication Charter）にはいののようにある。しこて云ふは、そいでのいふえ方が私がいのじらう「民衆のヒューマニケーション権」に運動論としては近いものである。

①すべての個人と社会の生活にとつてコミュニケーションは基本である。

②すべての人びとはあらゆる社会においてコミュニケーションに参加する資格をもつ。

③コミュニケーションの手段に対する人びとのアクセスする機会は不平等であり、世界の人びとの大多数はコミュニケーションのために最小限必要な技術的資源さえもつていない。

④ますます多くの国で、情報と文化が公共サービスとして供給されるのではなく、私的な利益のためのものとなつてている。

⑤世界におけるコミュニケーション富民とコミュニケーション貧層との間の溝を今日の「コミュニケーション革命」がますます拡大する傾向がある。

この憲章は「コミュニケーションと人権センター」（オランダに事務局）、「第三世界ネットワーク」（マレーシアに事務局）、「コミュニケーション・ラジオ放送事業者世界連合」（ペルーおよびカナダに事務局）によつて準備されたものであり、圧倒的な力でコントロールを強化するメディア資本と権力に抗して民衆のメディア・コントロールをシステムとして確立しようとする姿勢がここにはある。しかし、こうした市民運動にありがちな認識上の欠陥も随所に見られる。

たとえばこの憲章のなかにある「世界的な運営者の集中が、公共圏（The Public Sphere）を弱め、公共的なメディアにとつてかわり、意見の多元性・文化的表現の多様性の提供や少数者の言語（身体言語を含む）の使用を危機にさらしている」とある情況認識を私は共有する。が、そこでの用語法である「公共圏」（エッフェンリッヒカイト）や「公共の……」についてはすでに論証した（同志社大学人文学会『評論・社会科学』第五三号の拙論「メディアの公共性と公益性」）ように、エルゲン・ハーバーマスのマス・コミュニケーション論・公共圏論はヨーロッパの自由主義知識人のサロン談義的発想であり、そこに市民運動やメディアの市民主権主義による改革論に役立つものはあまりふくまれてい

るとは思えない。

つまりこの「民衆のコミュニケーション憲章」もまた市民運動にしばしばみられる、ある学術語（この場合はハーバーマスの「公共圏」）をよく意味も分からず、風間にしたがつて使つてているという欠点をもつ。またそれは、市民が個人としてあらゆるレベルの通信網とコミュニケーション手段に参加する「義務と権利」の両方をもつてているという認識には到達していない。

この二月八日から十一日まで南アフリカのヨハネスブルグで開催されたAPC・全アフリカ進歩的コミュニケーション連合（The Association for Progressive Communications, Africa）の戦略会議がその最終日の十一日に採択した「全アフリカ電気通信者の声明」で主張されていること、以下のように、先の「民衆コミュニケーション憲章」と立場を共有している部分があり紹介しておく。なおこの声明の署名者には、ブラジル・米国・エクアドル三国のAPC事務局、バラザンネット（マリ）、エボネット（アンゴラ）、エコニユース・アフリカ（ケニア）、ENDA（マグレブ）、エプロシロン・オメガ（マラウイ）、グリーンネット（イギリス）、ヘルスネット・アフリカ（タンザニア）、ムクラ（ウガンダ）、ワンワールド・オンライン、ザザンパートナーズ・プロジェクト（南アフリカ）、南アフリカ・SANGOネット、ザンビア研究開発協会（ザンビア）、などが名を連ねている。

①インターネット技術はアフリカでの社会、政治、経済に劇的な変化をもたらす可能性を秘めている。

②安価で相互協力的なネットワーク、質の高い地域情報、最大多数の参加、という我々の到達目標は、いまのインターネットマニアが死に絶えたとしても続くものである。

③今後の優先作業課題としてつぎの四つを設定する。

- ・電子ネットワークのサポート、

- ・NGOコミュニティでの情報コミュニケーション技術の戦略的使用の促進、
- ・情報の中身とツールの開発、

・ロビー活動と市民の権利主張・擁護活動。

④アフリカに関連した情報（コンテンツ）が、アフリカの中で生み出され、管理され、適切に配布されなければならないという立場からすると、現在アフリカで実用化されつつあるインターネット・サーバーにはアフリカ人の利益にならない面が多くすぎる。

⑤規制緩和された市場での個人や会社による投資は、現在のところ大都市に集中し、都市部以外における電話などの通信インフラへの投資が足りない。これは自由化では解決できない問題である。また、技術的なトレーニングと受容能力の養成に対する国際的な投資が非常に少ない。これは女性をネットワーキングに参加させるために特に緊急を要するニーズであるが、アフリカにおいてはあまりにも無視されている。

⑥回線提供業者と準国営電気通信会社との間に同盟関係が結ばれつつあり、彼らは各区政府に対して国内の利用可能帯域について圧力をかけている。業者は通信容量を大きくすることにのみ関心があり、人々をつなぐことには関心がない。

⑦アフリカにおける電気通信技術の発展を左右する AIE, ANI, AISI, AFCOM, SDNP, ACACIA, Leland Initiative といった組織や機関は事前に我われからもつと多くの助言を求めるべきである。我われが安価なアドバイザーとしていき使われたうえで無視されるのか、あるいは現在進行中の事業プロセスのカギをにぎる者として尊重されるようになるのとでは大きな違いがある。こうしたことを主張していかない限り、アフリカでの情報社会の発展は至んだものになり、アフリカはまたもや発展の中心から周辺部においやられてしまうことになるであろう。

アフリカの現状にはすべての面でヨーロッパ列強の植民地政策とそれに迎合する国内資本によつていつようにされた結果が出てゐる。情報化の実際でも、アメリカ・ニューヨークのマンハッタン一地区の電話回線数、電気通信量がじつに全アフリカ五十四カ国のそれよりも大きいといわれるほどに情報インフラ整備の格差が出来上がつてゐる。しかもそのネットワークを流れる情報が欧米中心であるとき、このような声明が出されるのも当然なことだ。同時に、そうした運動が世界的な波となりつつある現状に私は未来社会への希望を感じる。

5 市民民主権メディアへの転換——その一——意見広告の活用

〈巨大メディアに市民がもの申す手段としての「意見広告」〉

「アメリカの有力新聞、ウォール・ストリート・ジャーナルのアジア版が「あなたは心配ではありませんか? マスコミの責任問題は万人の関心事である」(本文英文、別図6参照)とのシリーズ「意見広告」を掲載した。創価学会インターナショナル(以下SGI)が昨(九六)年十二月一日から連続五回で出したものだ。

これらの意見広告は、戦争責任を自覚せず、松本サリン事件の犯人誤報や弱者たたき、マルコポーロ誌の意図的ねつ造記事、特定団体(の特定人物)をセンセーションナルにとりあげ商売する文春や新潮を代表とする日本の出版社、とりわけその雑誌ジャーナリズムのあり方を批判したものだ。

筆者のつとめる同志社大学への留学生や諸外国の友人たちにも現在の日本的一部雑誌の、まともなジャーナリズムとはとてもいえない報道内容にはまゆをしかめるものが多い。彼らのなかにはこんどの意見広告を見て「なるほど、巨大メディアの横暴に対抗するにはこういう手段があつたのか」と勇気づけられるものもたくさんいる。

このSGIによる意見広告が画期的で、日本のメディア史・言論史、また市民運動史に特筆されるべき新境地を拓い

Throughout World War II,
Bungei Shunju, one of Japan's largest
publishers, delivered rosy accounts
of Japan's war efforts.

Has the character of Japanese journalism
changed since then?

Mass media plays an important role
in shaping public perception
and has an inescapable responsibility
to monitor and expose
corruption and injustice.

A healthy society in which
individual rights are protected
requires a balanced and responsible media.

It requires our constant vigilance.

**SHOULD
YOU
BE
CONCERNED?**

Responsibility in Media is Everyone's Concern.

Soka Gakkai International
15-3 Sanzen-cho, Shinjuku-ku, Tokyo 160, Japan
medwatch@polijustice.jp e-mail

昨年12月2日付『ウォール・ストリート・ジャーナル』アジア版にSGIが掲載した意見広告。第二次大戦中、文藝春秋が日本の戦争に協力したことを探り、「それ以来、日本のジャーナリズムの性格は変わったのでしょうか」と疑問を投げかけている。

図6

たといえるのは、メディア・ホークス（偽情報の送出）と人権侵害や政権政党への追随を主たる目的（？）とした日本の一報部メディアに的確な一矢を報いたからである。とくに文春や新潮などの週刊誌は、実売部数こそ五十万部前後とはいえ、女性のヘアーストードをほとんど出さないということだけで「良心的」だとされ、いまだに日本の航空会社は機内搭載しているし、病院や銀行などの待合室にも置かれ、大きな社会的影響力をもつている。それらの偽善を明確にのべる「意見」をアメリカのジャーナリズムを代表するメディアの一つ「ウォール・ストリート・ジャーナル」が正当と認め、それをシリーズで掲載したからである。

以下、SGI広報部へのインタビューによつて得た情報とこれまでの私自身の意見広告へのかかわりから、政治権力と経済的強者による寡占支配状態にある日本のメディア環境に市民が発言の場をいかに確保していくのかについて、市民主権メディア論の立場からおきたい。

〈意見広告とその掲載基準〉

広告には大きく分けて①商品広告、②イメージ広告、③意見広告の三つがある。日本で私たちがふつう耳にしたり、見たりするのはたいてい①の商品広告。②は企業イメージの向上をめざしたもので、不況の今ではほうつておいても入社の応募はあるのでときおり見られる程度。③の意見広告については、現在の巨大メディア上には市民サイドからのはほとんどなく、目立つの電力会社が出す「原子力発電は安全です」「電気の〇〇パーセントは原子力によるものです」といったものか、総理府や自治省などによる「政府公報」という名の世論誘導めいたものばかり。というわけで、事実上、現在の日本の放送や新聞は政府の公報はもちろんのこと、広告のほとんどすべてが広告王としての「大企業・経済界」による「意見広告の場」になってしまったかのようみえる。つまり現在の日本の民放はそのすべてが、新聞もその大半が広告収入に依存して経営されているから、広告面・CM時間だけではなく、記事面・通常番組にもそ

うした広告主の利害を忖度した情報しか報道・掲載されにくいことになってしまっているということだ。

環境問題にしろ、人権問題にせよ、平和問題にせよ、市民運動にすこしでもかかわってみれば、現在の日本の巨大メディアがいかにそのエンデューザーである視聴者・読者のほうを向いていないかがすぐ分かる。巨大資本を背景にした強者の「編集・送出」した情報はまさに圧倒的な力で社会を席巻しており、もはやだれにも優しい、平和な社会を建設していくには、自立した市民がメディアの情報政策そのものの形成に参画していくしかない。その前段階の方法の一つが今度のような、市民・NPO（非営利団体）が提供者となつた意見広告である。

〈アメリカのケースは？〉

アメリカではそうした立場から、市民運動体だけを顧客にしたPMC（パブリック・メディア・センター）という「広告会社」⁽¹⁾がある。しかも意見広告を掲載するメディアと市民運動とのあいだには健全な社会の建設に必要、かつ妥当な内容をもつ意見広告には一般商品広告代金のほぼ十分の一しか請求しないという不文律ができている。

またケーブルTV網の発達したアメリカではその新規開設にあたつて公共チャンネル（PEG）として、教育や自治体の公報などとともに、市民の意見表明の専門チャンネルの提供を義務づけることのできる通信法⁽²⁾さえある。また市民チャンネルのテレビ番組の制作にあたつては放送局の専門施設が一時間一〇〇ドルといつた格安の値段で借りられるといつた特典さえ提供される。つまりアメリカでは市民がたとえ限られたスペース、限られたチャンネルであるとはいえる、みずから意見をかなりダイレクトに表明することができる、メディアにおける「市民主権システム」の形成が社会的合意事項となりつつあり、その理念が実現しつつあるわけだ。

もちろんどんな無茶な意見でも許されるわけではなく、暴力やセックスなどに関連して「社会的品位」（decency）を侵すようなものは許可されない。またアメリカでは意見広告される事実・内容に広い解釈の幅がある場合には批判され

たものからの反論権が保障されることが多い。さらにはもし最初の意見広告が虚偽であつたり、根拠がないときには逆に名誉毀損で告訴されることもある。

それに敗訴すれば、それを掲載したメディアにも連帯責任が問われることが多い。しかもその賠償金額は日本の百万円程度よりも少なくとも一桁、ときによつては二桁も大きいから広告を掲載するほうも意見広告の内容的妥当性の事前審査をかなりきびしくおこなうことになる。⁽⁶⁾

ただし、アメリカの意見広告の事前審査基準には、日本の場合についてメディアの内部関係者が証言するような、批判されているのが同じメディア（関係者）だから遠慮するとか、批判の対象が当該メディアの大広告主だから、あるいは雑誌や単行本等の刊行物の場合でも、文章のなかに当該メディアの批判が入つていいから……などという本音の理由をかくして、表向きは「意見広告は我が社の方針にはない」などという「日本的言い方」で拒絶することはない。そのことが判明した場合の人びとのリアクションがこわいからである。その意味では日本の私たちは巨大メディアになめられているわけだ。

というわけでアメリカでは市民サイドからの意見広告掲載の可能性はかなり高い。と同時に、いつたん掲載されたものにはそれなりの權威と妥当性があると受け取られている。実際、掲載までの審査プロセスを考えあわせると、そう解釈して間違いはないから、今度のSGIによる意見広告掲載はそこで取りあげられたさまざまな社会問題に関連し、新潮や文春などの主張・報道のまやかしが間接的に証明されたということでもある。

ついでにいっておけば、文藝春秋社の場合は、今度の意見広告でも取りあげられた、九五二月号のマルコポーロ誌で「ナチのガス室はなかつた」などといふ、「言論の自由」を悪用する記事を掲載して、良心的な人たちから批判され同誌を廃刊にした。しかし同社取締役編集総局長の岡崎満義氏は、九六年七月十日の情報化メディア懇談会での講演で、この件で文春に抗議したユダヤ人団体を「テロ団体」と示唆しこういった。

「その廃刊の理由は記事内容が間違っていたとか、広告量が減ったことなどによるものではなく、ある筋からいまのままでは日本の海外駐在員がテロにあう危険性があるという情報が入ったためである」（一部筆者による要約、『I—メディア』一五二号、参照）。

これは文藝春秋社という出版社が外向き用と内向き用では正反対の「舌」を平氣で使うところであることをよく表している。

〈日本での困難〉

ところが日本では市民によるそうした意見広告の掲載は掲載代金の高さであることながら、内容の審査以前の「メディアの自主規制」のハーダルによつてかなり困難だ。

もう二十五年もまえのことだ。私自身も参加したが、みんなで一万円づつを負担し三百万円ほどで毎日新聞の全国版の下部四分の一ページ大を買い取つて「私たちは保革逆転に期待します」との意見広告を資金寄付者の名前一覧とともにに出したことがある。そのときも朝日新聞社はこうした「政治的なものは困る……」といって掲載拒否した。読売については事前の非公式接触でとうてい掲載しそうにないということがわかり本格折衝をしなかつた。毎日の場合も結局は前記のように落ち着いたが文案のことでもめにもめた。

その後も何回か、今では廃刊になつた『朝日ジャーナル』などへの意見広告に私はかかわつてきているが、なぜ日本での意見広告、とりわけ今度のようにターゲットを明確にしたもののはむずかしいのか。

日本のふつうの民間放送の場合は全部、新聞の場合はその収入の半分近くを広告に依存していることは先に述べたとおりだが、プライムタイムの高視聴率番組中のCMが十五秒一回の放映で四百万円もし、新聞一ページ大では三千万円

図7 日本の大広告主

1993年度 順位	会社名	業種	広告宣伝費 (単位=100万円)
1	花王	化学	47,338
2	松下電器産業	電気機器	40,134
3	トヨタ自動車	自動車	35,991
4	サントリー	食品	35,719
5	資生堂	化学	34,495
6	本田技研工業	自動車	32,374
7	アサヒビール	食品	32,182
8	サッポロビール	食品	30,708
9	NEC	電気機器	30,655
10	三菱自動車工業	自動車	30,363
11	日本電信電話	通信	28,375
12	日産自動車	自動車	26,154
13	日立製作所	電気機器	25,140
14	キリンビール	食品	24,294
15	ダイエー	小売業	23,710
16	ライオン	化学	23,534
17	高島屋	小売業	23,408
18	任天堂	サービス	22,829
19	東京電力	電力	22,760
20	東芝	電気機器	22,495

*出典『電通広告年鑑 95/96』

だ。実際、電通広告年鑑（九五／九六年版）で広告支出の上位社をみると、大企業ばかりがならんではいる（別図7参照）。そのリストは、現代の日本の一般メディアは放送も活字も、読者・視聴者のほうではなく、大広告主のほうしか向い

もかかる。またテレビ・ラジオ・新聞・雑誌というマスコミ四媒体の年間総広告費が一九九六年度計三兆五千億円以上にもなっているとき、現代のテレビと新聞、あるいは『文藝春秋』などの巨大雑誌メディアの広告主がそれだけの代金を自社製品の販売によって取り返せる大企業に限られるのは残念ながら自然なこと

ていないことを経済構造の問題としてはつきりしめしている。① そうした理由と、② 同業者批判は避けたいということで、今度のSGI広告でも、日本の一般紙が平行発行する英字紙のいくつか、それに日本で発行されている外資系英語雑誌なども、同業他社の批判広告はどうも……ということで掲載に同意しなかつた。いいかえれば、現代の日本のメディアは本来の使命である「視聴者・読者がまともな社会的判断をするための基礎資料を提供する」という社会的機能を果たしておらず、広告だけをとつてみてもそれが「良質の商品の流通を社会的に保障する手段」とはまるで関係のない「大企業の意志表明と宣伝の場」になってしまっているということなのである。

〈言論の自由の確立とメディア・リテラシーの向上〉

その根本原因には、私たちの日本社会が「言論の自由」の本当の意味を社会的合意事項とせず、「メディアを読み解き、使いこなす能力である」—メディア・リテラシーの向上を戦後教育の重要な項目としてこなかつたという背景があるのではないかと思われる（拙著『メディア・リテラシー』ダイヤモンド社、一九九七年、参照）。

言論の自由の本来的意味は「誰にも干渉されずにその社会の最高権力を批判できる情報環境が保障されている」とである。つまり、日本でいえば天皇制や政財界の最高機密をふくむすべての事象・制度が「まともな議論の、開かれた対象」にならなければならぬということだ。もちろんそのとき取りあげられる情報のすべてが社会的公共性と公益性をもつてていること、という条件設定がなされるから個人のプライバシーや人権侵害に相当する表現や情報はこの言論の自由の範疇にはいらない。いうまでもないことだが、現在の週刊誌ジャーナリズムのほとんどは言論の自由とは何の関係もないことを「商業利益」と「社会的強者にとつての利権誘導」のためだけにおこなつている。

現代社会における言論の自由論でもう一つ大切なことがある。

それはたとえ上記のような「言論の自由」環境が市民運動の機関誌やピラ、あるいは個人の日常会話レベルで保障さ

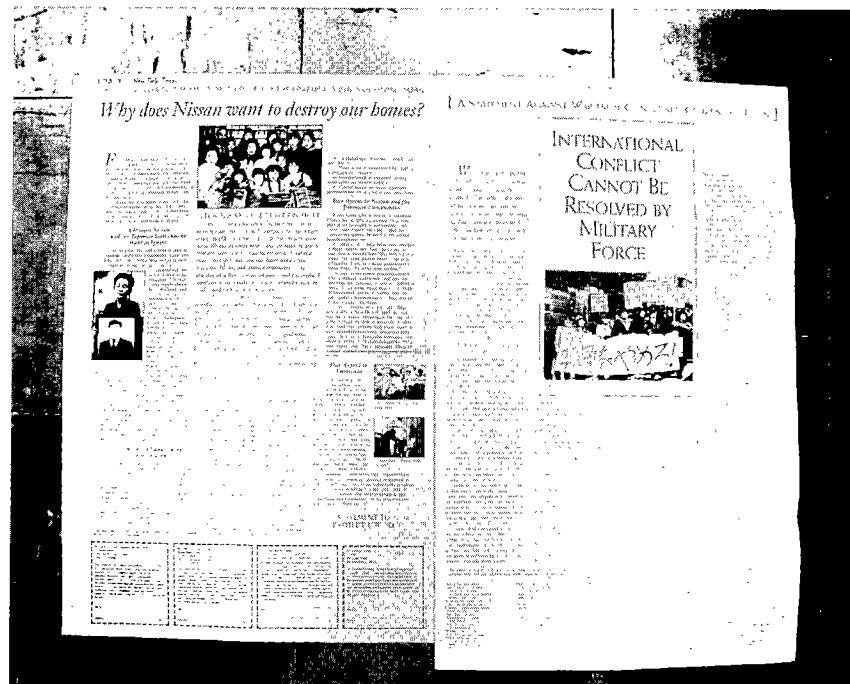
れでいても、今日のように大きくなればグローバルな規模で展開している社会では、すくなくともマスメディアといわれるコミュニケーション手段にそうした意見が採用、掲載されなければ、その社会は言論の自由を保障しているとはいえないことを確認しておきたい。そうでなければ、現代の日本のメディア状況のように、一般市民は巷で「ヂをいえる程度にさしおかれ、金をもつた強いものだけがいつでもメディアに発言スペースを確保し、世論を自分本位に誤導する社会状況が「言論の自由」であるというとんでもない錯覚が、とりわけマルチメディア論に関連して学会レベルでも平然と主張されることになってしまふからである。

〈なぜ外国のメディアが使われるのか〉

以上のように、日本のメディアには金錢や言論認識などのほかにもいろんな制約があるから、意見広告を出そうとするものはこれまで主として日本のメディアではなく外国メディアをその場所として選ぶことをやってきている。

ベトナム戦争時には小田実氏・鶴見俊輔氏・吉川勇一氏などが中心となつたベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）が、また先の湾岸戦争時には吉川勇一氏たちが九一年三月十八日付のニューヨーク・タイムズに「国際紛争は軍事力では解決されない」（原文英文・別図8参照）というアメリカ政府批判の広告を出し、日本人の良心をアメリカ人に訴え、日米草の根対話を呼びかけ大きな反響をよんだ（『アメリカは正しいか』第三書館、一九九一年、参考照）。

広告は営利企業や政府・自治体が出るものと考えて、当初は市民（団体）・NPOによる意見広告という表現手段にどう対応していいかわからなかつた日本のメディアの場合も、吉川勇一氏らのその後の継続的努力によって認識の変更をせまられてきている。最近では、吉川氏らが中心となつた意見広告運動を目的とする「市民の意見三〇の会」などといった組織が活動し、九五年八月十五日の朝日新聞全国版に戦後五十年にあたつての市民の反戦宣言を広告として出し



意見広告が掲載された、91年3月18日付（右）と93年3月1日付の『ニューヨーク・タイムズ』紙。

図8

た（『戦後五〇年』あらためて不戦でいいこと！』社会思想社、一九九五年、および『強者の政治から弱者の政治へ』第三書館、一九九〇年、などを参照）。また現在も、軍事同盟である日米安保条約に代わる「日米平和友好条約」をつくろう、という運動を小田実氏や浅井基文氏らと展開、今年の十二月八日を目標にニューヨーク・タイムズに意見広告を出そうと頑張っている。

もう一つ外国紙への例だが、京都府下、宇治に住む在日韓国・朝鮮人たちが、強制連行されてきて住みついた彼らを「不法占拠」だとして長年住んできた場所（通称・ウトロ地区）から日産（系企業）が追いだそうとしていることの不当性を、九三年三月一日付のニューヨーク・タイムズにこれまた一ページ大で訴えたことがある（原文英文・別図8参照）。この運動は田川明子

氏などが中心となって支援し、日本の戦後処理とウトロ地区を地上げしようとした企業、およびそれを放置する自治体のやり方を批判したものだ。

金銭的支出については、京都のウトロ地区の意見広告の場合、総額二万五千米ドル（当時は二百二十万円ほど）であった。今度のSGIの場合でも五回全部で日本円で約二九〇万円だという。つまり大学新卒者の年収ほどだということであり、外国メディアの場合だと市民が努力すればなんとかなる金額の範囲内におさまることになる。

この経費の問題以上に外国メディアへの意見広告にはその他いくつもの「副次効果」が期待できる。

〔ブーメラン効果〕

日本の主要メディアが社会的強者の寡占状態にあり、それらの提供する、あるいはそれらに掲載・報道された情報をネタ元に外国特派員の多くが本国向けのニュース原稿を送る。その仕組みによつて、たとえば、昨（九六）年六月のいわゆる「信平訴訟」に関する不当な報道が『週刊新潮』によつてはじまり、それを基にした海外への誤った転電となつていつた。しかも「誰かの手引きで」函館から出てきたその提訴者が週刊誌の記事コピーまで用意して外国人記者クラブで会見するというかたちでゆがんだ報道と人権侵害が増幅されていった（ビデオ『嘘と眞実』第三文明社、一九九七年発行、参照）。

今度のSGIによる意見広告のねらいのひとつはそこにあるのだろうが、ほうつておけば偽情報のキャッチボールを繰り返す、商業主義をベースにした「メディアの自由市場」に市民運動がまともな意見を流通・伝播しようと思ったら、この仕組みを逆手にとり、意見広告という手段で外国メディアを利用することは一つの有効な手段でもあるのである。

一般にアメリカの新聞は地域的色彩がなく、ニューヨーク・タイムズやワシントン・ポストといった大新聞でも発行

部数が二百万部を超えない。ウォール・ストリート・ジャーナルのアジア版の場合も、他の類似メディアから推定する
と十万を超えることはないだろうから、朝・読という一千万部近い日本の全国紙よりはるかに小さい。

しかしアジアでのウォール・ストリート・ジャーナルを読んでいるひとは政界や経済界、学界で活発な活動をしている人が多いから、波及効果が桁違いに大きいのだ。くわえて、ふだんあまり見慣れないこうした広告が掲載されるとそれじたいがニュースになり、他の通信社・メディアがそれについて新たな記事を書いたり転電したりする。今回のS
G-I広告の場合もすでにAP通信などによって関連記事が全世界に配信されたという。

京都のウトロ地区の在日朝鮮人たちへの不当弾圧の問題でもそれを読んだアメリカ人たちが在米NISSANに手紙を直接書くだけではなく、在米の京都府事務所や日本大使館・総領事館にこの件を問い合わせたが、それが外務省をとおして田産（系企業）にはねかえつていくという波及効果があつた。こうして最初の情報がしだいに大きく伝播されていく」とをメディア学では「ブームラン効果」という。

JRのようにこんどのS-G-I広告もふくめて正しい内容をもつ意見広告は市民による「第三のメディア」(alternative media)として使える大きな可能性をもつた、巨大メディアの市民主権的転換の可能性の一いつだといふことができる。

繰り返すようだが、現代のメディア状況の変革には私たちが賢い視聴者・読者になり、メディアにたいし適切な論評をくわえると同時に、私たちの側からの情報発信を圧倒的にふやさなければならない。本稿でとりあげている意見広告や、インタラクティブ（双方向）性を原理としてもマルチメディアはたしかにその有効な手段の一つである。そして今、市民は意見広告のノウハウやマルチメディアの市民主権化利用を自分のものにしつつある。しかし、それらを実効化するためにはその有効な使い方の学習をふくめ、私たちは情報デモクラシーに根ざしたメディア教育をこれから創出していかねばならない。

意見広告にしても質的問題をかかえている。戦争や公害（輸出）は悪いといった抽象論だけにとどまり、今度のSGI広告のような特定ターゲットを名指したものが増えなければ、効果がそれほどあるとはいがたいのだ。なぜなら、新聞やラジオ主体の社会から映画・テレビといった映像文化主体になつても、そして電話やファックスの一般個人利用がふつうになつても、それによつて社会が改善され「弱者に優しく」なつたかというとかならずしもそうではない。またパソコン利用の新しいメディアにおいてやりとりされる情報内容も結局、ラジオの今日的変化がそうであるようなパーソナル化が進行するばかりで、そうした通信やメディアを可能にしている情報インフラとそのシステムが全社会的な政治と経済によつて左右されていることさえ忘れられがちだからである。

またいくらマルチメディア化とそれにともなう情報流通の個人化がすすんでも、社会全体の情報流通がいわゆるマスメディアを主体とするということに変わりはない。ところが、今日のマスメディアでは放送と新聞が系列化し、先述のように①大広告主優先、②メディア企業の商業利益、③国家支配、という三つの論理で動き、雑誌がその間隙をぬつて人権侵害・弱者たたきをそれに輪をかけおこなつてゐるとき、より根本的なメディア改革には、私たちを取り巻くメディアを総合的にとらえ、そのあるべき社会的機能を討議し、時代にそつたメディアの編集綱領・倫理綱領をつくり、國家管理をはずしたうえで、その責任を市民監理によつてとらせる制度を確立する以外にない。

私自身はまず、そうした方向性でいま、とくに問題の多いテレビ放送の改善のために、日本で放映されたすべてのテレビ番組をデジタル方式で収蔵、一般開示する「日本映像資料館」の設置を各方面に提言している。またメディア全体の綱領をつくり、それを守らなければ罰則も適用する、経営困難におちいつたまともなジャーナリズム事業体には間接的に国家財政から経済的補助さえ実行できる「日本マスマディア委員会」という、準司法・行政的独立機関の設置とその国家から離れた運用を提起している。

そうした方向に社会を向かわせるには、現行巨大メディアによる公益性に反した情報の流通にもの申す行為としての

意見広告の実行をふくめ、私たちは社会のあらゆるレベルのあらゆる問題において社会全体のプラスにならないさまざまな事象に勇気をもつて「ノン」という習慣をつけていかねばならない。そうすることが社会の常識となることによつて文藝春秋社や新潮社などをまともなメディアにたち還らせる環境が整うのだと私は考える。

6 〈市民主権メディアへの転換——その一・小林よしのり氏論^⑦〉

〈小林よしのり氏型論調を批判する〉

小学館発行の『サピオ』誌に連載中の「新ゴーマニズム宣言」第三十一章で、小林よしのり氏は「弱者」という聖域に居る権力者^⑧を書き、つぎのような立場から氏独特の「センセーショナル言語」での市民運動批判をおこなつてゐる。

第一、被害者が他の批判を許さないオールマイティな立場をとつてはいけないこと、第二、運動がその直接の対象の範囲を越えて、社会全体の構造的欠陥を指摘しその是正に向かうことは政治のプロにいたる党派的な左翼運動・国家批判であり、回避すべきであるということ、第三、「自分が就職して組織の一員となつて働いていく時、他人の命が懸かる様なギリギリのところで個を目覚めさせることができるのかどうか、やつてみるのだ」(「新ゴーマニズム宣言第一巻」小学館、一九九六年、以下『新・ゴー宣』)と現行社会をそのまま容認し、第四、運動参加者が個を失っていくことによつてそうした運動がともすれば既成の政党政治に利用される危険性があり、市民運動は当初の目的を達したら解散すべきである、ということなど。

以下、かつての六十年・七十年反安保闘争や全共闘運動からの転向者に典型的な、西部邁氏的『責任回避の常習犯としての知識人』の仲間入りをした小林よしのり氏について、市民主権主義による情報環境の整備に敵対するものとしてその思考回路のトリックを分析する。

環境保全や人権擁護などに関連した、私自身の市民運動のわずかな経験でも、行政や企業に対する住民・市民の疑問と善意、そして素朴な怒りによるその運動が注目をあびてくると、政治団体が自分の政治目的のためだけに近づいてくることはよくあつた。だからこの点についての小林氏の気持ちがわからないわけではない。また氏の著作活動と血友病患者の薬害H.I.V訴訟原告団とそれを支える会への氏の肩入れが厚生省批判の世論の喚起に一定の力があつたことは私たちには率直にみとめなければならない。

しかし、である。『新ゴーマニズム宣言・脱正義論』（幻冬社、一九九六年、以下『脱正義』）や『サピオ』に連載している薬害エイズに関連する諸事象とか従軍慰安婦問題についての氏の論は、テレビ局からおびがかかつてしょっちゅう登場、恥も外聞もなく誤った世論形成に加担している、その他大勢の「御用文化人」たちの言論と同レベルのデマゴギーに満ち、反社会性をおびているということだけは明確にしておかねばならない。小林氏の場合、一九七〇年代以降のテレビを中心とした巨大メディアとビジュアル文化による娛樂情報の中毒となつた人たちに好まれ、なまじつか本が売れるだけに、吉本隆明氏・西部邁氏・舛添要一氏などにくらべ、その公害＝「社会的害毒」の程度もより大きい表現者だから。

とりわけ、薬害エイズ問題の原告とそれに連帯する市民運動の批判をはじめてからの氏の一連の主張には、単なる「ブラックユーモア」や自由奔放な言論がときとすれども、許容される「毒」と笑つてすませられない「有害性」がある。その垂れながらを放置することは「公害源をだまつて放置すること」であり、それは現行のメディア状況のなかで氏を利用し、歴史を逆回転させようとする者たちの跋扈を許すことになつてしまつてである。加えて、私は以前雑誌『マスコミ市民』（九五年十一月号）『朝まで生テレビ』のトリック、拙著『メディア・リテラシー』ダイヤモンド社、収録）で小林氏についてふれ、「今回の出演者ではゴーマニスト・小林よしのり氏がいちばんましであつた」とH.I.V訴訟を支えていた頃の氏をいくらかほめた責任もある。だが、この「よしりん」こと、小林よしのり氏の実像は、

ある意味では「超單細胞型」であるのだろうが、氏を利用するグループの論調が市民主権社会の創造へ向かう言論に対立するものであることをまずはつきりさせておきたい。

〈「プロ」のもの書きの責任〉

小林氏は出す漫画が十万部単位で売れるそうだから、ものを書きいくばくかの報酬をもらうものにとつてはうらやましいかぎりだ。またたしかに氏のいうように、現在の主流メディアとそのつくりだす文化——氏のいう「メイン・カルチャーハウ」——はきわめて洗練されたノウハウと技術を開発してきており、そのレベルに達しないものは、たとえ制作・執筆意図と内容がよくても採用されることはない。その水準の高さは現在のテレビCMの完成度とそのおもしろさを見るだけでも理解できるだろう。その意味では現代社会でものを書いて食えるひとを「プロ」とよぶならば、氏はたしかにプロ中のプロだ。

だが同時に、どんなひとでも法律にふれる反社会的なことをおこなえば処罰されなければならないよう、もの書きが書くことによって社会的貢献をしないどころか、社会悪の温存に加担するようではそれらの「犯罪者」と同列、あるいはそれ以下だとといっていいだろう。そうならないことがプロのもの書きの最低限のルールであるはずだが、「優秀な人材は金のもうかる職場に行く。これはあたりまえだ」（『新・ゴー宣』二十八章）と、金だけで人間の価値基準を決めるやり方をそのまま肯定してしまったり、以前は「厚生省は（殺せい省）と化した責任をとれ！」（『新・ゴー宣』六章）といつておきながら、本質的な状況は何にも変わっていないのに今度は「厚生省は国民の健康の防衛軍だ」（『新ゴー宣』二十八章）などと、臆面もなく言い切る小林氏の感覚では、なんでもいいからメイン・カルチャーのなかで稼げることだけがプロの評価基準だということの悪しき実践にすぎない。つまり氏は強者たちが本音としてつくる現代社会の構造をそのまま認めてしまってから出発するから、その言動は現存する悪の権力とその維持体制を助長するもの

にならざるをえない。しかも氏は、歴史教育分野における、「自由主義史観」の藤田信勝氏（次節で詳述）などと同様、今それをかなり意図的におこなつてているのだから、「確信的犯罪者」といつてもいいだろう。

私はこのところ氏のいくつかの本を集中的に読んだ。プロの表現者は、言論の自由とは権力批判の自由のことだが、H.I.V訴訟だけが独立して存在しているだけではなく、スモンその他の薬害も水俣の企業公害も、動燃のもんじゅ事故とその隠蔽工作も底では全部つながっているというくらいのことは最低限の知識と論理として身につけて活動すべきなのに小林氏にはそうした常識が決定的に欠如している（広瀬隆「腐食の連鎖」集英社、一九九六年、などを参考照）。

たとえば、氏は情報公開についてこういう。

「自分自身すら情報公開できぬ小市民が官僚に情報公開を迫る図など笑止といふ他ない」（『新ゴー宣』二十八章）

あらゆる情報は縦軸に、①市民個人のものか（私人の基準）、②市民に選ばれるか、社会的影響力の強いひとに関連したことか（公人の基準）ということ、そして横軸に、③その情報の社会的利益（公益）・価値の大小と、④情報を自分でコントロールする個人のプライバシー概念と権利、といったものを組み合わせて位置づけ、公開の基準が決められなければならない。

現在国会レベルで議論されている行政情報の公開という点に関していえば、先述したように（第二章一節）、官僚は国民・市民にその仕事を依託されている（公務員）であり、法律（公務員法）にもあるとおり、彼らは「国民全体への奉仕者」なのである。だから、官僚が仕事上知り得た情報、保持する情報はすべて彼らにその仕事を依託した市民・国民のものである。その公開の基準を安全で平和な私たち自身の社会生活の維持・向上という観点から決めるのは私たち

国民なのだ。

もちろん、官僚といえども同時に生活者としての国民・市民であり、彼ら官僚に私たちはその個人レベルのこと、たとえばそのひとの好きな俳優さんの名前や趣味、子供の数、はては婚外恋愛の有無、などのプライバシー情報を明らかにせよといつていいわけではない。薬害エイズを例にしていえば、官僚制の維持、定年後の職場確保といった製薬会社と癒着した利権のために市民の生命と財産を脅かしておいて、法律に定められた条文に背徳した行為の記録データを市民・国民の利益（民益）に反するかたちで秘匿するな！といつていいだけで、「小市民」は自分自身を情報公開する必要はないし、官僚もその「小市民的部分」を公開する必要などないのだ。

もう一つ、小林氏の論の幼稚なトリック例をあげよう。

「祖国のため家族子孫のためと思つて戦い死んでいった兵士たち……新聞は国威発揚して世論を盛り上げ……兵士たちを戦場に送り……敗戦になるとその国民と子孫から侵略者だ虐殺者だ強姦魔だと汚名を着せられ人生を終えようとしている元・兵士のじっちゃんたち……被害者はこっちじゃないのか……今七十五～九十四歳の男性の年間の死亡⁽⁸⁾総数は二一五〇〇〇人である。計算してみると二分に一人死んでいる。薬害エイズの被害者は五日に一人死んでいる……本当の弱者がどこに居るか見抜け！」（『新ゴー宣』三十一章）

まず第一に、私（たち）が悪いといつているのは、召集されて軍の行動に組み込まれ、殘虐行為をせざるを得なかつた「日本人」はどうしてつくられたのか、その再発を防ぐにはどうしたらよいのかという立場からあり、「従軍慰安婦」たちを利用した「元・兵士のじっちゃんたち」だけを批判しているわけではない。「じっちゃん」たちの本当の行動を明らかにすることによって、天皇（制）を利用、「じっちゃん」を戦地に向かわせ、自分たちは背後で召集のがれ

さえし、私服をこやしていたものたち、およびそうした悪徳の社会システムを批判しているのだ。第二に、永尾俊彦著『棄てられた日本兵の人肉食事件』（三一書房、一九九六年）が証明したように、たとえばフイリピンのミンダナオ島北部では、天皇の軍隊（の敗残兵たち）が敵兵捕虜・現地人、そして最後には仲間兵士の「肉」を調理して食っていた事実さえあることを私たちは忘れてはいけないのである。

そういうことも知らない小林氏は、このマンガのなかで、人間が年をとりいれ死ぬことと、倫理観のない厚生官僚と製薬会社に薬害エイズで「殺される」ことを同列にしてその数を比較する。それは表現者としての筆者の低劣さということではすまされない。小学館は自社の発行雑誌にそんなものを掲載し、「応援レター」の宛先、小学館SAPIO編集部まで……」などと誌上で公告までやっているのだから、小林氏の論の是非とその責任は版元にも当然およぶことになるわけだ。

書籍や雑誌の掲載内容と版元との関連でいっておけば、この小学館も、講談社・新潮社・文藝春秋社などの大出版社もすべて情緒的右翼や財界などの圧力には弱く、そうしたところから糾弾を受ければ刊行物の発売後でもその回収さえやるのに、彼らはまともな市民運動の抗議には「めっぽう強く」ほとんど取り合わないということをこれまでしばしばやつてきている。小林氏がもしそういうメディア界の暗部も知らなければ単なる「無知」だし、知っていても「食う」（稼ぐ）ためだけに黙っているのだとすれば、そこらあたりにいくらでもいる「御用文化人」たちと同類の人間失格者だということになる。

〈小林氏を持ち上げる社会構造の怪〉

氏の最近著『脱正義』を朝日新聞（九六年九月十五日付）や読売新聞が読書面での著者インタビューで大きく取りあげた。両紙とも論者としての小林氏に注目し、その論を高く評価しているということであろう。朝日にいたっては、十

一月七日付夕刊の「総選挙再考」でも「個の喪失を憂え、マスコミによつて「政治に目覚めた市民」を危険視する」という氏の主張を見識あるものとして紹介しさえしている。

私は氏が漫画家だということをもつてばかりにするつもりはないし、漫画であろうが純文学であろうが評論であろうが学問的論文であるうが、その評価は表現の結果としての作品の総体でしなければならないと考える。ところが氏の主張には人類が幾多の犠牲のうえに普遍的な知的財産としてプラス評価してきた論理の進め方、知識、社会常識——つまりもの書きのルールと倫理というものがまるでない。くわえて、氏の活動の動機にたとえ悪意がないとしても、結果として出てくるものには幼稚すぎるものが多くなる。反面、そうしたレベルの立論だからこそ、氏は、今やなれば社会的強者の代弁機関と墮しているマスメディアとそれに目を曇らされた若者に受け入れられ、権力者とその奉仕者たちからは同類の「売文業者仲間」として歓迎されることになる。また小林氏は相当なお人好しから、札付きの変節者・売文家の西部邁氏などにおだてられるとすぐ、その主宰する『発言者』の「市民といふ偽装現実」（九六年十二月号）などという特集に登場し利用されることになる。またこの特集号には、他に、副田和也氏、西尾幹二氏、井尻千男氏、中川八洋氏など、とんでもない「テーマ説」を平氣で書く「御用文化人」（＝卑しい知識人）たちが勢揃いしており興味を引く。

〈小林氏を利用する「卑しい知識人」たち〉

事實を積み上げて論理的に思考することの不得手な情緒的右翼とか、ほめられると突如それまでの見方・言説を変え小林氏が尊敬した「知識人」——私のいうところの「卑しい知識人」＝「御用文化人」である西部邁氏などには「市民」という言葉と、その内包する意味を毛嫌いするところにその共通点がある。⁽¹⁰⁾

西部氏の主宰する『発言者』の特集「市民といふ偽装現実」は、どの筆者の論においても始めから終わりまで、小林

氏ならだまされるかもしれない程度の詭弁と欺瞞とでできている。細かく批判すればゆうに数冊の本が書ける。今そんなスペースも時間もないのに、「右代表」としての西部氏のとらえる「市民」の意味構成のてたらめさだけに言及しておく。

「ランダム・ハウスの辞書によれば、市民とは「一国の政府に忠誠を誓う義務とその保護下におかれる権利などを持つ公民」のことと、市民の自立と共生なるものもこの国家をめぐる義務——権利の体系のなかでしか規定できない……」この市民の自立という理念は國權ではなく民權と、という実に馬鹿げた主張である……民衆政治はすでに完結し切っており、その質的な墮落は、根本的には、民衆の質的な劣性に帰着させられるべきものである……。

歴史破壊は近代の左翼方面だけでなく、その中道にも右翼にも浸透している。この広範な浸透のあとに姿を現すのが、国民ならざる市民なのである。(今、必要なのは)市民よ、国民たれ、と煽動すべきときではないのか。それがデモクラシーの蘇生の第一歩である。」(一部筆者による要約)

小林氏はテレビ朝日の「朝まで生テレビ」の番組終了後、寄ってきた西部氏に「愛読者なんだ」とおだてられ、「美学のある男だ、本物の知識人と認めよう」(『新・ゴー宣』第一巻第一章)といつてしまふ。大人の言論人の場合、それはお人好しではすまされないのだが、この部分だけでも西部氏のトリックはつぎのことを理解すればすぐ判明する。

第一、まともな社会科学者ならだれもこんなランダム・ハウスの定義から市民論をはじめないし、学問的立場からその内容を肯定するものなどいない。第二に、よしんばその「市民」「国民」の定義を肯定する場合でも、民衆・有権者がまともな判断ができる基礎資料としての情報を日常的に提供されたうえで選んだ代議員のつくる「政府」、覚醒した民衆が拒否すればすぐつくりかえられるシステムとしての「政府」である場合、という前提条件がつく。第三に、日本

もふくめ世界中の巨大メディアが民衆の側の利益（民益・市民益）よりも現行社会体制の維持を最優先した情報選択と提供をしている現在、そうした巨大メディアの圧倒的影響下にある世論は誘導されたもので、現在のメディアと政治をそうちしめているものは何かということこそ追及されねばならない。第四、つまり民衆政治の質的墮落があるとすれば、その責任は民衆にあるのではなく、そう民衆を誤導している権力とそれに追随する巨大メディア、およびその構造にしつぼをふつてすり寄る西部氏などの「卑しい知識人」「似非知識人」とそれにだまされる小林氏などの言動にあるということだ。

私はモノをしゃべり、書き、そして若干の学務事務をすることによって生活しているから外部から見れば「知識人」だろう。しかし知識人一般といえば、カレル・ウォルフレン氏がいうとおり「日本にとって最重要だと私には思えることにコミットするでもなく、人びとの幸福な社会生活を妨げて國中を不幸のどん底に突き落としかねない……いわゆる〈公認〉の日本のインテリたちを捕いも捕つて腰抜けだと責めたい。彼らの政治にたいする無関心さには背筋が寒くなる。〈体制派知識人〉はとくに、その無責任さの罪でさらし台にさらされるべきだろう。彼らのせいで、日本社会の現状と政治の構造は遜色ないほど立派で、ほかに選択の余地はない、と思わせられてきたのである」〔日本の知識人へ〕

窓社、一九九五年、「読者へのメッセージ」）。

ウォルフレン氏や私の「知識人論」では西部氏などをまつとうな論者とはとても認めない。しかし、その西部氏が最近著『知識人の生態』（PHP、一九九六年）の帶で、他の知識人のことを「その無責任ぶり、その精神の卑しさを、あえて問う！」というのだから、論理・倫理から無縁であるばかりか、この人には恥という概念もないのだろう。このことばはそつくり西部氏にお返ししておきたいし、PHPもこんな本を出していたのでは創始者・松下幸之助氏の名が泣くというものだろう。

〈市民〉概念確立の必要性

私はこれまでの著作活動や市民運動をとおして、〈市民〉と云ふとばには積極的（英語で云う positive あるいは affirmative）な意味合いをもたせたほうがよいと考えてきた。「市民」によくにた用語として、某政党がこのんでも使う「住民運動」のように「住民」という言葉がある。が、それはたんにある地域に住んでいるということを意味しているだけで「市民」ほどの拡がりと基本的人権の平等性に基づく世界觀を形成するような概念ではないことも確認しておきたい。

私自身の「市民」の定義と用語法は本論文の冒頭に掲げたとおりだが、この考え方には私が三十年前の大学生時代からの市民運動のなかで学び、確認してきたことだ。こうして具体的な言葉で語りはじめたのはこの十五年ばかりだが、思ひとしてはたゞずそういう気持ちで暮らしのなかの社会問題に対処してきた。それは、同志社大学の大学院新聞学専攻で恵まれた、和田洋一・城戸又一・鶴見俊輔という三人の恩師の行動と教えによつてじだいに具体的にとらえられるようになつてきただことである。

それらの三先生に共通していたのは、社会改革を熟考し、その結果として得た信念によつて、たとえどのような巨大な悪にたいしても立ち向かうということであった。三先生のなかには国家の枠にとらわれない市民が地球的規模で連なることによつてはじめて可能になる、来たるべき時代の予感が確実にあつたからそれは可能であつた。

たとえば治安維持法で逮捕されたことのある和田先生は死ぬまで、自分の戦死した弟が意志に反して靖国神社に祭られることに裁判を起こして反対された（本誌『評論・社会科学』五三号の拙論を参照）。鶴見先生はベトナム戦争時、ベ平連の創設にかかわり、国家権力による逮捕を覚悟してアメリカ軍の脱走兵を援助された。城戸先生は毎日新聞論説委員として、アメリカ主導のサンフランシスコ单独講和に職を賭して反対された。和田先生をのぞけば今もご健在だが、それら三先生が私たちに身をもつて教えてくれたのは、ソ連圏の崩壊によつて社会主義は消滅したなどという些末

的・表面的ではない方法で、「國家イデオロギーの時代は終わった」ということであった。

その意味では未だに西部氏や「自由主義史観」を標榜する藤岡信勝氏などが天皇を中心とした資本主義を日本繁栄の基とし、あまつさえ「従軍慰安婦」の件など、過去の日本軍の行動の事実を教科書から削除させようとするのは歴史錯誤・まやかしであると同時に、詭弁であり、世論を誤導するものだといえよう。

歴史の偽造法には、主なものとして、①総幹組のなかに一部の誤った情報を混入し、全体の印象を変えてしまうもの、②誤った前提を仮定としてもちい「もしそうならば……」というふうに持論を展開するもの、③ことばの使い方をしてだけは同じものを用いるが解釈を時間の流れのなかで一般視聴者・読者に違和感をもたれないだけのスパンで変えていくもの、がある。戦後五十年の日本の教育とマスメディアは③を徹底してやってきた。昭和二十三年（上）と二十四年（下）に出された文部省著作教科書『民主主義』（径書房が一九九六年に復刻）は、現在の日本政府・文部省・自民党などの歴史観とはまるで違い、そのことをよく証明している。藤田氏らの言動は、この③のやり方の一部成功を受けて、前記①と②をもちいておこなう、権力における、市民主権に敵対する「知的堕落行為」といえる。

藤田氏たちの自由主義史観は自分たちではまともな原資料の調査や証人へのインタビューをまったくおこなわない。このことは九七年一月三十一日のテレビ朝日系列『朝まで生テレビ』の議論でも証明された。だいたいこの自由主義史観の基本的間違いは、たとえ悪いことでも日本「民族」の場合は隠して、過去の美化に専心することにある。それはまちがいなく泥棒をしたものが「泥棒をしなかつた」と主張する論理で、社会の進歩に敵対するものではないか。

なお、朝鮮人たちの強制連行の事実については、原資料である、東日本の石炭産業内部文書『戦時下強制連行極秘資料集』（全四巻、緑陰書房刊）などを、教科書問題については、家永三郎監修『教科書から消せない戦争の真実』青木書店、一九九七年、などをまとめて読めば、「自由主義史観」（同氏著『汚辱の近現代史』徳間書店刊、一九九六年、などを参照）のでたらめさがよりはつきりする。

江戸時代であれば各藩ごとに閑所などが設けられ、物理的な行き来が自由であったとはいえない。が、それも明治期の廢藩置県によつてほぼ解消され、すくなくとも国内の移動が法律で制約されることはなくなつた。こうした社会の変化が速度を増し、かつ拡大することによって、日本と日本人の知識や物質の動きは今では、資金同様、名実ともに国境枠をはるかに超えて動いている。それなくして現在の私たち自身の生活じたいが成立しない。

そうした状態は物質や知識だけのことではない。市民運動をすこしでもやればすぐわかるが、現代社会のあらゆる矛盾が今では地球大の拡がりをもつていて。つまり、私たちの社会改革運動は、日本とかアメリカ、中国、あるいは韓国とかロシアといういう国境と国民によつて区切られるものではない。言い換えれば、現在の社会運動は国境や国籍で人間を区分するやり方ではなく、地球大の一人ひとりの市民の利益（市民益）を基に考えざるをえないとする、日本国家の枠組みによつてその短期的利益だけを考える従来の国益思考はいくら「自由主義史観」というふうに衣だけ換えても駄目だといえよう。

〈すべての問題は縦糸と横糸で結ばれる〉

主として催眠薬や胃薬として使われ、「アザラシ症」とよばれる肢体不自由児をたくさんつくりだしたサリドマイド薬害事件のときの厚生省薬務局長松下廉蔵氏は当時「二度とこのようなことは起こしません」といつて謝罪した。しかしその後、ミドリ十字に天下り、今度の薬害エイズ問題で逮捕された元社長三人のなかに入つている。官界と財界・業界・政界の関係にはこんなことはいくらもある。そしてその構造は一人ひとりの官僚の良識などはどうにもならないほど深刻な症状をしめしている。しかもこのミドリ十字には中国で生体実験をおこないながら、「悪魔の知識」を軍事利用したいGHQから免責された、「天皇の軍隊」の七三一部隊員の医者たちが大量に入社しその基礎をつくつたから、HIV訴訟の川田龍平氏が「問題は戦争を引き起す社会構造、行政情報を公開しない役所にある」と主張するこ

とには十分な理があることになる。じつさい、薬害も「もんじゅ」事故も、政・財・官の利権構造もみんな底ではつながっていることは先述のとおりだ。この点でも、薬害エイズ問題を単独でとらえ、一般化・社会問題化しようとする「市民運動」を批判し、市民運動の一部が政・財・官の癒着構造を弾劾するカール・ウォルフレン氏の著作などを肯定的に読むことに反対する小林氏の主張のほうにこそ間違いがあるといわざるを得ない。

この小林氏の論とその無知を利用する側の暴論は、「従軍慰安婦」などの歴史的事象に関連しその頂点に達する。この問題について小林氏がしたがう「歴史論」は先述した藤岡信勝氏などの「自由主義史観」だけで、それに賛同しているのがこれまで札付きの権力追随主義者である西尾幹一氏や大月隆寛氏など（『新・ゴー宣』三十三章、参照）だからお里が知れるというものだ。

たとえば、藤岡氏はこういいう。

〔慰安婦たちは業者に伴われて戦地に働きに来たのであり、彼女らは〈売春婦〉よばれるべき存在だったのだ
る。つまり、彼女らは〈人類の最古の職業〉に従事していたのだ。〕

人類最古の職業とは何かを〈歴史的・学問的〉に厳密に考えたこともないこの東大教授の〈俗説依拠〉にもあきれるが、その言いぐさには、たとえば現代のタイ・バンコクの「少女売春」を、社会構造と事実を踏まえないと、「人類最古の職業」だと平然という神経と通じるものがある。こういう感覚の小林氏や藤岡氏を出演させている「朝まで生テレビ」（九六年十一月二十九日、九七年一月三十一日など）について、まさに誤解を増幅するだけの罪深き「やらせ」的娯楽・討論番組であるとかつて私が主張した（『マスコミ市民』九五年十一月号）のはそういう意味でもある。

〈メディアの報道責任〉

ソウルに本部のある「韓国挺身隊問題対策協議会」は元従軍慰安婦に対する日本政府の国家保障などを求めており、また「太平洋戦争犠牲者遺族会」は強制連行の被害者などの日本の補償などを求めており、それらの会員は、昨（九六）年八月十四日、「女性のためのアジア平和国民基金」（原文兵衛理事長）が償い金を渡そうとしたが国家賠償ではないとして拒否した。そのとき日本側が用意した橋本龍太郎首相の手紙にはこうある。

「いわゆる軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございまして。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として、幾多の苦痛を経験され、心身にわたり癒やしがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。」

橋本総理が日本政府の代表としてこういう背景には、自民党が情緒的右翼と、戦争中の経済構造と支配者意識をそのまま引きずっている財界などの圧力にもかかわらず、さまざまな人たちの地道な努力による事実の発掘に基づく市民運動の正しい主張に抗しきれず、やむなく認めざるをえなくなつたということがある。今やその認識は、反動右翼と自民党によって扇動された岡山県議会などの「教科書からの慰安婦記述の削除要求決議」（九六年十一月十九日）などや小林氏のいうような「おちやらけ」の論などで動くレベルの問題などではない。⁽¹⁾だがそうした無知と自己正当化のためだけの暴論がマスコミによつて「愚民化」された多くの若者に受け入れられ、それがまた小林氏をもちあげる朝日や読売という巨大商業マスコミによつて増幅されていくことこそ、市民主権主義が看過できない「メディアの犯罪行為」なのである。

この『SAPIO』と小林氏などの「従軍慰安婦論批判」については、福岡市の「戦争責任を問う闘争裁判を支援す

る会』（松岡澄子代表）など四十三団体が、「非常に女性差別的」として同誌に抗議文を送り、謝罪と抗議文の誌上掲載を求めていた。しかし同誌編集部の回答は「『慰安婦』軍人による組織的レーパーの被害者」という点についてはいままだ多くの点が検証されるべき」などとというものであったという。（読売新聞、九六年十一月三十日朝刊）

情報、とりわけマスメディアの提供する情報は社会の共有物である。それは筆者の自己満足や、社会的強者による民衆操作、情報所有者の金儲けのためにあるのではない。このメディアによる情報のとらえ方の質的変化はメディアが自らを「情報産業」と位置づけたときに決定的になつた。それを私たちはどのようにして「市民主権監理」に転回させていけるのか。

情動だけによる小林氏の感覚はそうして『新・ゴー宣』第二十一章「河野義行と小野悦男の間』での、両氏にたいする誹謗・中傷と論理的破綻になり、番組のほとんどが人権侵害とのぞき見趣味だけで成立している現行テレビの「ワイドショーア」礼賛になつていく。

繰り返すが、メディアの最大の機能は視聴者・読者にまともな社会的判断をするための基礎資料を提供することにある。が、ワイドショーの情報のはほとんどは松本サリン事件での河野氏の犯人視誤報に典型的であつた警察情報の無批判なたれ流しや人権侵害・センセーショナリズムに基づいているから、それだけを見ていたのでは私たちは正邪の判断力を「鈍磨化」され、社会問題の本質に迫る意欲と時間を削がれることになる。

それに第一、オウム教祖の麻原氏の主張およびその追随者と戦前の大本營のそれとはそつくりの構造をもつてゐる。たしかに小林氏のオウム批判には妥当なものがいくらかある。が、もし氏がその論理をとるならば、戦前の大本營と軍国主義、およびその現代の追随者たちを同時に徹底的に批判しなければ理論的整合性はつくれまい。

もちろん、H.I.V訴訟原告の川田龍平氏とその母も、小林氏が罵倒するほどではないが、被害者だからといってオーラマイティではありえない。私は薬害エイズ・H.I.V訴訟においては厚生省・製薬会社・一部医者たちは絶対的に

「悪」だと考える。そしてこの訴訟に関するかぎり、原告とそれを「支える会」の人たちの主張には耳を傾けるべきだと考える。しかしここで繰り返していくことがある。それは原告となつた人たちも、それ以前に水俣病などの企業公害や、スモンなどの薬害訴訟などでその原告たちを応援したことがあるのかという問い合わせである。このことは、阪神・淡路大震災のさいの報道批判に関連しても書いた（拙著『メディア・リテラシー』ダイヤモンド社刊、参照）のだが、震災の被害者の多くはその他の日本人とおなじく、それまでの幾多の災害や社会問題においてそれらの被害者の自立を応援してきていない。そのことを問い合わせ、社会全体としての意識を変える方向性を出さずに日本社会を変革することなどできはしない。

だが、川田氏らと連帯する人たちへの批判が小林氏のつぎのような表現だけだと問題なのである。

「観客は楽しませて帰さにや次は来ない……そしてこの観客こそが実は常識ある今時のフツウの感覚の人びとで……正義のみでやつて来る人々はむしろオウム信者の危うい人びとか……もしくはイデオロギーで行動している人びとなのである」（『脱正義』）

「観客は楽しませて帰さにや次は来ない」のはその通りの面もあるからよいかもしれない。が、正義感をもち、まともな市民運動に日常生活のあいまをぬつて参加して、応分の労力と金銭的負担をする人たちを「オウム信者の危うい人びと」とひとくくりにしてしまうことに私はとても同意できない。

第三章 地球社会のなかの個人情報環境

1 情報の国家支配から市民権原理への転換

前章の「市民権メディアへの転換、その一」では、現行のメディア状況においてメディアの利用者である視聴者・読者がどうやってその立場を（公）にしていけるか（社会化）の一具体例として「意見広告」をとりあげた。「その二」では現状の論壇が、カール・ウォルフレン氏いうところの「体制派知識人」たちによっていかに毒されたものになつているかを「小林よしのり氏と『新・ゴー宣』をめぐる御用文化人たち」を例にして批判した。

そこではつきりしてきたことは、社会の現体制が自らの利権の維持にいかに必死になつてゐるかということであった。官僚たちは制度としてみれば、こうした利権構造の補完システムにすぎないし、今度の厚生省福祉汚職であげられた岡光序治次官や関西国際空港汚職の服部経治元運輸次官に典型的なように、彼らは社会的強者の「使い捨ての道具」にすぎない。放送メディアもふくめ、日本のメディア規制の深刻な局面は、第一、官僚（郵政省や通産省）と政治家の結託による利権的見地からの支配がますます強化されようとしていること、第二、主権者たる国民・市民によるアクセスがシステムとして保障されていないことである。

このことを理解すれば法規制において政府主導を排除することは最終目的ではなく、より健全な市民権社会へ近づいていくための思考回路の第一歩にすぎないことがわかつてくる。つまり、私たちの生活に死活の重要性をもつ通信行政を郵政省にまかせておくことをやめ、利用者（個人や団体・企業・自治体など）および専門家の意見と要望がより快適な暮らしこと文化の創造に生かされる状態を、準独立司法行政機関としての「日本情報通信委員会」または「日本マス

「メディア委員会通信事業部会」、（仮称、終章で詳述）などを早急に立ち上げ、確固とした社会制度とする方向に向かうべきだということである。そしてこのことをメディアの市民主権主義の立場から言い直せば、現行メディアの関係者にとって最大の課題は、メディアの全従事者がこの社会の仕組みを認識したうえで、どのような情報の取材・提供をおこなっていくことが出来るかをぎりぎりのところまで追求していくことだ。

その具体的プロセスはつぎのようになるであろう。

第一 現在の日本の情報通信システムと情報が、天皇制を象徴的な頂点とする国家とそれを利用する社会的強者の意のままに組み立てられようとしていることを認識すること。

第二 その国家システムはどのような仕組みによって具体的に動いているかを把握すること。

第三 現在の世界は地球規模で動きながら、行政的単位としてはやはり国家が主体となっている。こうした構造のなかで、私たちに何ができるかを徹底的に考え、その方策の具体化を市民主権の立場からデザインすること。

第四 情報通信の問題もふくめ、すべての社会問題の解決と評価のレベルを国家の枠組み（国益）ではなくて、そのアクセスの可能性と恩恵が市民個人の生活レベルにどの程度までおよぶのかを考えること（市民益思考法）。

第五 こうした考察のプロセスとその結果としての情報政策の形成に、市民が主体的に参加できるシステムを形成し、それを保障すること。

第六 国家は市民・国民に依託されて存在している行政体であることを認識し、国家に私たちが①「やらせる」と②「やらせたいこと」を明確にし、現状のような郵政省や通産省などのメディアに対する「横暴な行政指導」をゆるさないこと、である。

いうして現実的課題の整理をおこなつてみると、現在の日本の情報政策がいかに国家主導によってシステム的にゆがめられているか、反面、そうしてゆがめられた構造に疑問をもつ論調がいかにメディアにのりにくいかがわかるであろう。問題はこの実体が現行の巨大メディアの提供情報からはほぼ消え去り、現状肯定の理論だけが横行、視聴者・読者が結果として現状を肯定するしかないデータのみを提供していることである。じつにその構造は戦時中の大本営発表とそれに追随した「マスメディア」との関係そのものだといつていいだろう。

2 情報通信と「あまねく公平」概念、おもび公共性・公益性

前節でのべたのは、情報通信論だけではなく、現在、メディア・情報論全般において重要なのは論理と実務の実際においていかにして国家支配を脱し市民主権原理のネットワークづくりをしていくかということじつであった。それはとりわけ情報化社会といわれる「情報の価値が相対的にその比重を増した状況」においてだけではなく、実質的には強者の論理の補完機構（人脈）である官僚や反動政治家たちに「国益の論理」、「愛国心」などという、めぐらましのことばによつて私たちは幻惑させられてはならないといふことである。

そのことはつきの一いつの観点から確かなものとしていかねばならない。

第一は、情報化社会といわれる以上、私たちは当然のことだが、その次にくる「脱情報化社会」(Post-Information Society) といふものを想定して議論をしていかねば視野狭窄を起すことじつである。アメリカではすでにいうした立場からの議論がはじまっており、デジタル化社会の後にくる社会像が検討の対象になつている（たとえば、Nicholas Megroponte : *Being Digital, Vintage, 1996* など）。

日本では情報化社会論の主流は、日本マス・コミュニケーション学会の発表でも数としては圧倒的に「マルチメディア

ア礼賛」型だし、「情報学会」にいたつてはその会員数が四万人以上にものぼるという。多くのひとが学会に加盟することはたしかに専門家の暴走を許さない可能性をひろげる。しかし、もしその四万人のほとんどが「マルチメディア社会バラ色」論だけを信じているのだとすれば、本稿で指摘している現行マスメディアの提供情報による世論誘導と画一化（一九二二年刊の『世論』）でウォルター・リップマンいうところの「ペステレオタイプ」ということで、あまり好ましい状態ではないことになる。

さて、社会に流通する情報は個人のものではなく、本質的に公共性・公益性という価値をもつていて。これらの情報のすべてに接する（アクセスする）ことは物理的にはさまざまな制約によって不可能だ。が、システムとしては、すべての個人がそれを希望した場合にはそれらのすべての情報にアクセスできるということの保障だけはしておかなければならない。それが情報通信での領域で議論されるときの「あまねく公平」ということのもつとも基礎にあるべき認識である。

さらに、情報のやりとりを可能にする通信ネットワークの建設を、商業論理だけではなしに、私たちの快適な暮らしと文化的創造にいかにむすびつけるかという問題も大切なことである。そのことの具体的な議論・検討のためには、「あまねく公平の理念」（＝いわゆる「ユニバーサル・サービス」）とは何かを把握することと、「本当に豊かな暮らしとは何か」の追究とを相関させておこなわなければならなくなる。そしてこのことは情報論でいわれる「公共性」と「公益性」の具体的な内容の理解を必然的な前提条件とすることになる。

これまでの関連論文でも書いてきているが、公共性とは社会一般の関係性のことであり、公益性とはその観点からの公衆の利益・必要性・利便性のことである（同志社大学人文学会『評論・社会科学』五一号、五二号の拙論、参照）。

ルハ）でいう公衆（the public）は「民衆」（people）といいかえてもいいが、通信事業の場合、それは一般の個人ユーザ一だけではなく、それらの形成する企業・団体・自治体・国家・国際団体等までのすべての利用者をふくめて考えなければならない。が、いざれにしても社会的弱者（第二章第四節でのべたようすにセイシェル共和国などのよくな弱小国家をもふくむ）を犠牲にせず、すべての人びとに経済的に無理なく通信ネットワークへの参加と、それをとおした情報のやりとり、つまり「コミュニケーション権」が保障されなければならない。このことは今後の日本社会がますますその高齢化・経済的弱者の増大を特徴としていくときに強調されるべきことである。

さて、この「ユニバーサル・サービス」という概念は、いざれの立場にたつかによつてその解釈は変化し得る。が、共通する部分はすべての人びとが個々のレベルで情報にアクセスしそれらの恩恵をうける権利とともにそれをとおして情報を発信する義務と権利を持つていていう認識が出発点になるはずだということである。以下一般に通信ネットワークの公共性と公益性を考えるときの要件についてのべる。

①通信の秘密とプライバシーの保護

日本国憲法の保障する通信の秘密の保持、各種基本的人権、とりわけ通信と報道に関してはプライバシー保護に留意しなければならない。しかし昨今の通信技術のいちじるしい発展は国境をくらくると越えると同時に、エレクトロニクスとコンピュータに支えられた通信回線によつて茶の間への瞬時の大量情報送り込みを可能にするもので、従来型の法規制ではそれらへの充分な対応が不可能になつてきている。ビジネス面での規制緩和だけではなく、人びとの暮らしをまもるための新しいかたちの法整備が痛感されるゆえんである。（第三章四節で詳述）

②情報の安定的確保

通信ネットワークの利用者にとって必要なことは情報を安定的に送受信できるシステムが安価に確保されている」と

である。そのことが確保されれば、ポスト産業社会の生産・サービス事業はかならずしも交通等の便利な都市近郊である必要がなくなる、つまりその結果として東京一局集中などといったことも確実に緩和されていく。人気ワープロソフトの「一太郎」を生産する株ジャストシステムの本社が四国・徳島にあることがその象徴である。そのことは日本社会のより均衡ある発展の保障につながることである。

またこの傾向は距離とともに時間を超えることにつながる。たとえば現在朝日新聞社がおこなっている電気通信による情報発信（C S放送やインターネットなどの電気通信）の日英翻訳業務や編集作業といった人手の必要な事業の一部は日本を指令本拠にしながらも実際の作業はアメリカの西海岸でやっているといった具合にである。アメリカのほうが人件費が安いうえに日本でなら深夜作業になることが現地では昼間の通常業務として可能になるからである。かくして通信事業のこのような展開は日本の各種事業の国際的展開を促進する面をもつことになる。

③適切な料金体系

企業としての通信事業者は利用者にたいし、国際的な基準にてらしても適切である料金体系を提示し、同時に情報伝達効率を高める必要がある。政府による規制があり、またさまざまな制約があるとはいって、N T Tが料金体系について、現実に新電電各社の参入があるまで利用者の正当な要求に対しても柔軟な対応をしてこなかつたことは事実である。そのことは国際電話事業体であるK D Dのそれにもあてはまる。K D Dの料金体系が国際常識からいってあまりにも高価であるため、師弟を外国に留学させていたり、外国に営業拠点をもつている企業などではさまざまな工夫をして、日本発信の通信に現実にアメリカのA T & Tなどを利用するという事態を招来し、A T & Tもこのほどその目的のために新しい日本事務所を開設したほどである。

④高度な情報伝達効率の確保

安定した情報ネットワークは災害に強いものであると同時に、情報通信において映像と文字双方の大量情報を短時間

で送ることができるものでなければならぬ。そのためにも各社がしおのぎをけずった技術開発競争をしているが、情報通信分野の国際的な競争と展開には一般に想像される以上のものがあり、一民間事業者の偶然の発見や工夫といった程度のものでは継続的な革新はのぞめない。そのためにも日本を代表できるような強力な組織による不斷の技術革新と研究開発に従事できる人材の確保が不可欠になつてくる。

⑤ポスト産業社会と情報通信インフラの整備

ポスト産業社会の特徴は物的生産が社会でしめる比率が相対的に小さくなることにもとめられる。こうした意味で、ポスト産業社会の主役が情報産業の発展と福祉の充実にあることを否定するひととはいえない。そのためにも「情報弱者」への配慮と、適切な情報インフラ、およびネットワークの整備とその利用の新しい工夫によつて、私たちのより快適な生活の実現とともに都市と農村等との暮らしと文化の地域間格差の是正などにもつなげていかなければならない。

⑥受益者負担の論理の再考

情報通信ネットワークには、さまざまなサービスの形態があり、他の物品購入やそのメンテナンスの受益者負担とは異なる側面をもつことが多い。つまり、情報通信はエンド・トゥ・エンドで完結する性質をもつてゐるから、できるだけ多くのひとに伝わるシステムの確保そのものが価値を倍加されることになる。よつて情報通信ネットワーク・サービスの受益者負担のあり方は、利用者に情報を売るという考え方において送信側・受信側のどちらかが支払いをすべきであるとは単純には決められないことになる。いわゆる「情報弱者」、「情報貧層」といわれるネットワークからの疎外者をつくりだすことは日本社会の健全な発展にマイナスであるという視点と、ビジネス用と人びとの暮らしのネットワーク双方の同時保全という視点からの受益者負担原則の見直しがもとめられる。

また医療関係機関への問い合わせの場合、患者から相手先支払い（コレクト）でかかつてきても、途中からそのひと個人の問題に話がうつり、医師などがそのひとの相談に対応しておればその瞬間から先の利用者（患者側）の負担にな

るといったきめ細かな料金のシステム的対応を可能にするといったことが必要となる。

3 二十一世紀の情報通信とその国際展開

私たちには実感しにくいことが、私たちの日常を取り巻くコミュニケーション・ネットワークはまさに地球規模で展開している。しかし、その実体がわかりづらいのは①あまりにも急速な変化の中にあることと、②情報ネットワークのこうしたグローバルな展開をしている企業や国家・政府が意図的にその実相とそこでやりとりされている情報を隠そうとしているからである。国家機密の保持と企業利益のためである。

ここでは情報通信の国際展開をいかに市民民主権の原理で実現していくかについてのべていくことになる。

①情報通信の国際展開

より高速に、より大量に、より安定した方法によって、必要な情報がもとめる人びとのすべてに行き渡り、その逆のながれも保障される、そしてそのすべてのプロセスの政策決定に誰もが直接・間接に参加できることが「情報化社会」の理想的デモクラシーである。そしてその理想形はいまやグローバルな規模で実現されなければならない。

この点に関連し私たちに必要なことは、それを実現する有力な方途が（a）安定した技術にささえられた光ファイバ一網のきめ細かな敷設、（b）その国際的ネットワークとの円滑な接続、（c）日本における信頼できる全国ネットをもつ通信事業体の存在による保障、にあることはこれまでにのべてきたことからも明らかである。

（c）に関連していえば、先述のように、一つの国にはさいてい一つの全国をカバーするネットワークがあるべきだというのは世界的な趨勢になりつつある。カナダ・オーストラリア・イギリス・イタリアなどの諸国でも国内ネットワ

ークについては分割どころか統合に向かっている。また一九八四年に地域網を分割したアメリカのAT&Tは、昨（一九五）年、通信機、コンピュータ部門を分離・分割するかわりに、地域網へ再参入する計画を発表しているというのが実情なのである。

このような状況下にあって、日本社会にすむ私たちにとって必要なことは、そうした国際的展望にたつた情報インフラ網の設置に理解をしめし、その早期実現に協力していくことである。それがいざというときの私たちの平和維持論、経済貢献の基本になる。

②日本の国際競争力の維持と開発余力の創出

米国では第一次クリントン政権の時代からアル・ゴア副大統領が主導し、政府をあげていわゆる「情報スーパーハイウェイ構想」がすすめられている。日本ではこの点についても意図的な「誤報」が流されづけているが、実際には、光ファイバー網の設置に関してはいまのところ日本の技術とその実施率は他国の後塵を拝するものではない。それは情報インフラの革新の重要性を認識した各界各層の協力とNTTの努力によって順調にことがすすめられてきた結果である。とはいっても、現代のエレクトロニクス分野の発達と変化の速度には予想を超えるほどのめまぐるしさがあり、すこしの油断が取り返しのつかない状態を生み出す恐れがある。

また、国際競争力の向上のためにも、NTTのような人材と開発余力をもつた会社が存続し、その方向での活動を開拓することが日本の情報産業を国際的に飛躍させることを可能にする。そのことが日本人による国際社会への友好的仲間入りのための貢献となるであろう。またそれが日本の国益と日本人の国民益を増大させることにつながるのである。

国際的な地域統合の問題をとりあげても、ヨーロッパではECCが全体的な情報構想を推進し、アジアにおいてもいくつかの地域共同体が統一通信ソフトの作成だけではなく、情報インフラ問題についても意見交換をはじめようとしている。今日のエレクトロニクス技術と能力は空間的距離を超越するとはいって、日本はアジア地域の国であり、環太平洋地

域の社会である。そのような観点からも日本はアジア諸国とどう連携し、アメリカなどとも適度な緊張感をはらみながら、どのような協力関係をもすんでいけるかが今日の情報ネットワーク問題についても緊急に解決すべき課題なのである。

③ 地球的規模の通信ネットワーク整備と日本の役割

現在の社会は地球的規模の同時コミュニケーション・ネットワークによって成立している。また今日の日本はその生産力・経済力において世界全体の活動の一割以上を占めるにいたっている。その活発な経済活動の維持はひとえに諸外国との友好・親善関係の維持・増進ができるかどうかにかかっている。

さらには現在の日本のような大きな経済活動をしている国家や社会は地球的規模の適切な情報ネットワークの整備・拡充においても、技術開発の分野だけではなく、世界の情報流通のユニバーサル・サービスの実現のために貢献するところが期待される。それは私たちの国・日本と私たち日本人の国際的責任なのである。グローバルな展開をみせる情報通信分野において日本と日本人が今後より一層の主体的参画を望まれるゆえんである。

④ 安心できる情報ネットワークづくりと国際協力

一人ひとりの利用者の利便性とネットワークの構築、および災害と緊急時につよいネットワーク、そしてそれらを利用者の立場で使いこなせるシステムとソフトがもとめられる。その実現にはこれまでの産業育成と利潤獲得のためだけのネットワーク論ではない、情報デモクラシー社会を展望した社会制度としての、国際的な情報戦略がもとめられるのである。

そうした前向きの議論がこれまでしつゝかた原因の一つには、弱いとはいえ今の学界でもながれとしてはある「真面目な議論・研究」が政治と経済の論理で相手にされてこなかつたことがある。

短期的には地球規模のネットワークづくりを展望しながら、だれにも安価で入手でき、利用できる各種ソフトの開発

が急務である。同時に、そうした日本と日本人の将来的展望のなかで重要なのは、いわゆる情報発展途上国をどのように援助し、相互に発展していく途をどうさぐつていけるかということである。情報がエンド・トゥ・エンドで終結するものである以上、こうした援助は日本のネットワークを拡大することにもつながると同時に、もしそういう形の国際協力が世界中に知られていけば、最初にのべた日本と日本人をターゲットにした「ペルーの集団人質事件」のようなことも確実に減少すると思われる。

⑤情報ネットワーク構築の国際的動向

NTTの分離・分割論ではかならず一九八四年のアメリカのAT&Tの分割の例がだされるが、先述したように、今日のアメリカではすでに寰質的な再統合の動きが顕著になつてきてている。他のアジア諸国でも、EU、オセアニア等においても一国の情報ネットワークを分割する方向で情報政策を考えていこうとするところはない。それぞれの国が、真に国民の生活の向上につながり、安定した情報ネットワークを確保するには「規制緩和」と「民営化」ということばの合唱だけでは駄目であることに気づきはじめたのだ。

高度な通信技術とそれを生かすノウハウがあつてはじめて日本の情報産業は世界のトップレベルを維持できる。そしてそのことによつてのみ、私たちの豊かな暮らしと社会の創造的展開が保障される。

4 これからの情報通信と法規制のあり方

地球規模における情報通信の飛躍的発展のもとで市民本位のネットワークの整備とそこでやりとりされる情報のあるべき姿を追求していくにはどのような法規が必要なのか。法規の制定には①関係者の保護と②社会の横暴な搅乱者への取り締まり③関係社会のより健全な発展の促進、という三つの目的があるが、基本はその社会の健全な運営のための市

民主体の自主規則であるべきだということである。

今（九七）年になつて出始めた岩波講座「現代の法」のモチーフの基礎には当然、現代の法体系を見直し社会の変化に応じたものにしていこうという考え方がある。そして现代社会の法のなかでその根本からの再編を迫られているのが情報法であるという認識から全一五巻のうちの販売第一巻が『情報と法』にされたのもうなづけることである。だがこの本は①現代の法体系を実際に見直すことに徹底性がないことと、②情報社会の実相とその展開の理解にいくらか時代とずれた面がある。

ここでは私なりの情報社会とその法のあり方について、情報社会以後を展望しながら実際の法制定にあたつて留意すべき点を考えることにしよう。

以上の観点から今後の情報通信のグローバルな展開、およびその市民民主権原理の個人レベルまでの貫徹ということを考えれば、つぎの二つのことが明らかになつてくる。

第一 まともな社会生活をおくるために必要な情報をすべてのひとにアクセス受容可能な状態におくことをシステムとして保障すること、およびそうしたネットワークへの参加の保障がインフラ的にもなされなければならないこと（民衆のコミュニケーション権の保障）。

第二 そうしたインフラ整備によつて可能になるネットワークによつてやりとりされる情報もまた市民民主権社会の発達にとって有益なものでなければならぬこと（市民益の論理）。

つまりこれから情報通信とその法規はこれまでのよき軍事と商業利用の優先、そして権力的取り締まりという実

態であつてはならないわけだ。またソレの情報もこれまでの一部の議論に見られるように、放任し、曲らの力で適切な方向に収斂していくのをまつておればよいといふものでもない」とはあまざまな情報犯罪を見ても明らかだろう。問題はどういう観点から提起され、制定される法規であり、法規制なのかということである。

この議論については、総じて、国家を代表とする権力は従来型思考法によりインターネットをよくめ規制の必要性をよく説き、現実にアメリカでは①社会の安全や②品位に欠ける情報を「通信品位法」(Communication Decency Act, 一九九年制定)によって規制したり、文章としての規定がないときでも「社会通念」としての規制が強くおこなわれている。これはイギリスでも同じで、流通情報において「表現の自由」とは認められないとして、名誉毀損、機密条項のほかに、以下の十二の法律にかかるものがある。しかしそれらの法規制が実際に有効に機能しているかどうかについては、インターネット通信の性格上、保障のかぎりではないというのが実状である (Richard Collins & Christian Murphy : *New Media & New Policies : Polity*, 1996, pp. 94-95)。

一九五九年と一九六四年制定の猥褻物出版禁止法。一九八一年制定の品位に反する標示物禁止法。一九八一年制定の法廷侮辱罪（情報源の暴露）。一九八四年制定の警察および犯罪証拠法（情報源の暴露）。一九八四年制定のビデオ録画法（ビデオ分類）。一九六五年および一九七六年制定の人種関係法に基づく、一九八六年制定の公的秩序法（人種の嫌悪煽動罪）。一九八八年制定の悪意あるコミュニケーション禁止法（郵送による材料）。一九八九年制定の公的秘密法。一九八九年制定の暫定条項としてのテロ禁止法（情報源の暴露）。一九九〇年制定の放送法（とくにその第十節）。一九九一年制定のサッカー法（品位に反する、あるいは人種差別的な応援）。一九九四年制定の刑事裁判・公的秩序法（集会の権利およびビデオ分類）。

その他の諸国・諸地域でも同じで、通信インフラ規制はもちろんのことその情報内容についてもさまざまな形での規制法ができている。

そうした反面、アメリカだけではなく、日本などでも市民運動をおこなつて いる団体のいくつかは国家のあらゆる情報規制に反対し、ネット上にホームページを開いてその主張を活発に展開している。たとえばアメリカでは電子フロンティア財団の「検閲と表現の自由資料」<http://www.eff.org/pub/Censorship/> 日本では規制反対の声明を載せる <http://www.jca.or.jp/~toshi/NetCensor/statement.html> などが代表的だ（くわしくは『市民メディア入門』創風社出版や『市民運動のためのインターネット』、社会評論社、などを参照されたい）。

私は理想としては通信事業をふくめ、あらゆる」とに国家・自治体等による上からの規制がなくても国民・市民のちゃんととした生活が市民の自律的監理によつて支障なくおこなわれる状態のほうがよいと考へる。しかし現実には現代社会はそつした規制を文書化し、強制しなければやつていけないほどの規模になり、強いものの横暴がまかりとおる状態になつてしまつて いる、その」とはコンピュータ通信についても同じで、規制のほとんどないことをいいことに善良なひとを犠牲にする犯罪が激増して いるといふ現実がある。だから重要なのはだれのためにどういう法規をつくり、悪意の犯罪をどう抑制するかということになる。より具体的には、現在の日本の通信行政のように、①政府が主導となり、すべての事業・計画を統括し、「官製倫理綱領」によつて管理することにも、そうした体制に実質的にしたがうメディア事業者の「自主規制」論にも私は反対である。理由は、そつたものはいずれも国家による民衆操作のための強権的管理であつたり、各テレビ局や新聞社などによる建前だけで内容的に守られたためしがないものであるからである。だが同時に②放任しておけば通信ネットワークを流れる情報が適度な質をたもちながら市民・民衆の利益になるかたちに収まついくとも私には思えない。この点については別途新しい論文を用意しなければいけないほど問題が入り組んで いる。ここでは以上のような私の立場だけを明らかにしておくことにする。

以下、本稿では日本の情報ネットワークのケース、それも今後の情報ネットワークの国際戦略のなかにおけるNTT

関連の法案から具体的に考えていくことにある。

①NTT関連法の緩和と是正

いわゆる規制緩和として言及される法律は主としてNTT法（日本電信電話株式会社法）と電気通信事業法である。これらの法律がネットワークの開放や料金規制、受給調整などでこれまで新規事業者たちの参入を困難にしてきたことは事実であろう。しかしながらそれらの法律が日本における通信事業の比較的公正な発展に貢献してきたことも事実であろう。同時に今の日本の社会はもはや世界のトップレベルの経済力と技術をもち、国民の教育程度も非常にたかい。これまでとは根本的に違う考え方たち、再度、通信事業の今日的公共性と公益性とは何かを十分に検討したうえで、適正な競争原理と新しい受益者負担原則を導入した今目的法体系をつくりあげるべき機会にきているといえよう。

②倫理問題

先にものべたアメリカの通信品位法はすでに「プレスの自由」を定めた憲法修正第一条の違反であるという観点から電子フロンティア財団などから訴えられている。また実質的に通信過程においてスクランブルをかけたり、わいせつ図書・图画などを情報提供の段階でサーバーが規制したり（富山県山田村の例など）、特定番組をカットできるチップを設置したりのことが現実に利用されている。私自身は、メディアの「積極的公正中立主義」の立場から①差別を促進させるもの、②過度の暴力・セックス表現、③事実に反するデマ宣伝、などは規制されるべきであると考えている（『ジュリスト』一九七九年三月刊、「変革期のメディア」特別号の拙論を参照）。こうした「プレスの自由」および情報通信の自由と制限との兼ね合いについてPatrick Garry: The New Media and the First Amendment; University of Pittsburgh Press, 1994が、その副題で Scrambling for Protection（保護のためにスクランブルをかける）と主張するように、私の方た自由原則を尊重しながら市民主権社会の建設志向という視点からの規制を考える立場をとる。

③利用者サービスと料金体系

利用者が通信事業者にもとめるのは、安定した通信ネットワークの確保とより安価な料金体系、および親切なサービス、である。たとえばアメリカにくらべると、日本の通信ネットワークの使用料金はそのシステムと単位時間あたりの使用料金の両方において数倍にもなっている。これはこれまでのNTTが日本全国に「あまねく公平」なサービス網の構築ということで施設の拡充だけに重点を置き、その他要件については従してきたこと、および政治的規制によつて世の中の変化に敏感に対応出来ないシステム上の問題、労使双方にともすれば独占事業体としてのおごりによるふるまいがあつたことなどによつてもたらされたことである。

しかし技術がこれほど進歩し社会の変化もいちじるしい今日、従来のネットワーク拡充のやり方が再考をせまられていると同時に、料金を結果として高くとどめるような政府の行政指導や許認可制度については根本的に見直す必要がある。また、経済的弱者にたいする「公的援助」などの法的整備についても急ぐ必要がある。

④通信行政のあり方について

現在の日本の通信行政は主として郵政省、産業的側面としては通産省によつておこなわれ、市民民主権行政とはほど遠い状態にある。しかし、通信は社会一般の大動脈であり、先述したように人間の個体でいえば神経にあたるもので、とうてい政府・省庁の一元的管理にはなじまない。それは放送事業についても同じなのだが、日本社会のさらなる発展とより豊かな文化の開花を個人生活のレベルにまで保障するためにも政府や企業という社会的強者にたいして利用者の立場から独立した発言のできる、放送におけるかつての電波監理委員会のような準独立司法・行政委員会的組織（仮称「日本情報通信委員会」または日本マスメディア委員会情報通信部会、先述）を結成し、それによつて通信政策の立案と執行をおこなう必要が出てきている（第四章に詳述）。

⑤情報伝達の効率化とアクセス権の社会的保障

情報伝達はだれにとつても、早く、便利で、安価、安定、そしてすべてのひとにどこでも情報提供が保障されるとい

う六つの条件をそなえていなければならぬ。その体制はたんに、地域的・業態的に大都市間あるいはその周辺の一部分にだけ実現されるサービスの向上と料金の低減化という商業主義からはうまれにくい。さらに、日本社会は今後ますます高齢化を進行させていく。そのことは社会の諸生産部門から取り残されかねない人たちの増大化を意味する。また社会の機械的発展はすでにさまざまな社会病理を生じさせているし、今後その傾向はますます顕著となるであろう。それらのことを見通したネットワークの構築がもとめられるわけである。

たとえば命の電話などもNTTなどのような公的性の強い企業の存立によって安定的に確保されてきたといつてよいのだが、このことは先述した「ユニバーサル・サービス」とも、公正・公平理論と情報アクセスの公正とも関連している。情報通信における「公正・公平」とは、すくなくとも必要な情報が必要なときに、だれにも無理なく獲得でき、発信できる状態が保障されている原理のことである（第三章第二節、参照）。そのことは単純な競争原理によって実現できるものでないことを私たちは再度確認しておかねばならない。つまり情報伝達の効率化と情報アクセスの社会保障は同時並行して実現されなければならないのである。

⑥政府・公的機関による情報弱者救済の政策

情報弱者をつくりだしその増大を放置しておくことは社会の健全な発展の阻害要因となる。その問題はマルチメディア社会が喧伝されるにしたがって現実に大きくなりつつある。しかしそれは企業だけの社会的責任として解決させるにはあまりにも大きな課題であろう。このことは企業の論理からいつても無理が生じ、結局はすべてが実行されないということにもなりかねない。この問題は国家的な福祉政策の一環として考えられべきであり、情報弱者を生みださないトータルな施策の実行とともにそうした人たちへの適切かつ適度の救済政策の確立が国家的レベルでもとめられる時代になつたということである。

⑦著作権の問題

最後に情報の所有権（知的所有権および著作権）の問題にふれておくと、情報は社会の共有財産であるという立場にたてば、商業利用をしない限り、この権利をあまりにも厳密に考へることにはいくらか問題があるといえよう。特許事項の無断使用や、学者や作家・ジャーナリスト・ジャーナリズムによる剽窃や盗作は論外だが、出典を明らかにし、その正当な価値評価をしたうえであれば、「コピー・ライト」（著作権）の向こうをはつた、アメリカの運動「コピー・レフト」は「社会的価値ある情報の普及の自由」として日本でもまじめに検討されるべき状況が到来したといえる。

終章 市民主権の情報政策

「日本情報通信委員会」、あるいは「日本マスメディア委員会情報通信部会」（仮称）設置の構想

私のメディア・情報論の基本認識は、第一、公共性をもつて世間に流通するあらゆる情報は市民・国民・民衆などといわれ、社会全体をささえている人たちの幸せになる権利と義務を侵害してはならないというところにある。そこから出発して、第二、メディア・情報論の基礎的状況認識としての概念である「民衆のコミュニケーション権」をベースにした議論を展開する必要があるのでないか、第三、それに一步でも近づけるための方策が現状のメディア・情報環境のなかでいかにしたら可能か、という問題設定とそれらの追究にある。

しかしこの議論がそこで完結してしまうならば、私の論もまた「一人のメディア論者の一つの意見にすぎない」といふことで、今日の日本のメディア政策と事業の現実のマイナス的側面の是正のために何ら影響をあたえないままに終わってしまうことになる。この分野において私はこれまで何冊かの書物と十本以上の論文を書いてきた。が、それらはすべて執筆の動機とプロセスにおいて同じであり、学界の業績としての「足跡を残すため」のものではない。私がしたい

のは正確な現状分析にたって、いかにそうした市民主権のメディア・情報論を現実の社会のなかで実現していくかの道筋をしめし、政・財・官界と学界での議論の端緒とし、それらを私たち市民・民衆にとって有益なものにすることである。

たとえば本稿でのべた、日本の情報通信インフラのあり様に甚大な影響をもたらすNTTの分離分割論にも、NTT同様の基準によつて新規参入が歓迎されるその他の業者(NCC)との共存状態においても、いまのままでは(a)郵政省によますます支配されるようになるか、(b)「規制緩和」、「自由競争」という利益至上主義によつて利用者の便宜を考えないようになるか、のどちらかに走りやすいという危惧を私はもつ。つまり現行制度のなかでは、公共性と公益性の立場にたつた利用者・受容者の利益を創出・維持できないことが確実に予測されるのである。さらには現行制度のもとでは、政治家たちが官僚と一部学者たちを巻き込んでおこなう業者の利益対立からのみの議論になりやすかつたり、国際戦略の欠如したものであつたりしやすい。

こうした問題を回避するためには、個人・団体(企業や自治体など)利用者の立場を十分に反映し、かつ政府とのあいだにも密接な関係を保持し協力する関係がつくれ、事業者にたいしても市民・利用者主権を保障する監督機関として機能する「日本情報通信委員会」(仮称、あるいは「日本マスメディア委員会情報通信部会」といつた、準独立司法行政機関が市民を主体として業界・政府の三者の利益・利便性を調整するものとして設置され、そこからの妥当な要望・注文等が可及的、速やかに実行されるといった体制の確立が望まれることになる。

私はこれまで現代社会におけるメディア、とりわけ放送の社会的役割に着目し、「日本マスメディア委員会」とその付属施設である「日本映像資料館」の設置を提案してきている。上述したように、日本の情報通信分野においても放送メディアと量と質の両方において同じような深刻な問題が山積している。にもかかわらず、この通信事業の展開構想と

して発表される議論・研究の多くが、放送メディア同様、現状分析をする。しかしそれらは結局は現状を是定することになるものがほとんどで、私が本稿でしてきたような、市民主権の立場からの考察が少ない。それではメディア事業の現場に生起する問題解決に対する影響力もほとんどないばかりか、それらに基づいて情報通信施策がたてられることもなかつたのである。私がこの情報通信ネットワークの分野でも、マスメディアの分野における準独立司法・行政委員会にあたる「日本情報通信委員会」（仮称）の結成を考慮しなければいけないと考えるようになつたゆえんである。

そしてその提案を先述した「二十一世紀の情報通信を考える円卓会議」の本答申の結論としてのべた。情報通信分野におけるNTTは、放送メディアにおけるNHK以上の大きな存在であり、情報通信の重要性を考えると、将来的には、NTTはこの日本情報通信委員会のもとでの直接的運営を考えたほうがよいと考ええるのである。

私がこういう理由は、これほど重要な社会的役割をもつてているNTTとその経営者たち、ならびにその職員の多くにはそうした自覚があるとはいえないし、郵政官僚たちや政権担当者たちもいわゆるNTTファミリーといわれるハードの納入業者たちと同様、自己の利益のためだけの思考法をとりがちなのである。今、私たちは彼らの認識の抜本的変革をはからねばならないのだが、私たち利用者はそれを要求する義務だけではなく、権利があるのである。なぜなら、官僚は国民にその仕事を依託されたものであり、政治家は国民が選んだものであり、NTTはこれまで国民の金でその資産（通信インフラとノウハウ）を形成してきたからである。じつさい、そういう自己認識を彼らにもつてもらわねばこまるのである。こうした立場からの奉仕の精神をNTT関係者は忘れるべきではない。だが彼らの自覚をだまつて待つには時間がすでにたちすぎている。このことからも、利用者・市民の立場でNTTを監視できる機構の設立が必要だということになる。

私たちは次の世代により美しく、より住みやすい日本を引き継ぎ、それを実現する情報ネットワークの確立のため

に、その利用者であり、その政策立案の主権者であるべき国民・市民の恒常的利益の保障と、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ・東欧地域などの情報発展途上諸国への援助等によって国際社会への友好的仲間入りが可能になり、人類社会に普遍的なプラスとなるような貢献を通信事業従事者だけではなく、国際社会で通用する一人ひとりの日本人として今もとめられているのである。

それには①情報通信問題の議論の前提としての、私たちのこれからめざすべき社会のあり方についての基本的合意と、②情報デモクラシーの確立としての、メディア・アクセスと情報発信におけるすべてのひとの平等性と民主社会への変革への人びとの意志確立が最優先しておこなわれなければならない。

いうまでもなく、情報デモクラシーの基本は、正しい情報の、社会的・経済的格差のない分配と発信ということであり、そうしたシステムにたいする「万人平等の参加」とその保障ということである。そしてその実現のプロセスにおいて、制度として「消費者・生活者に開かれた議論」を保障することである。それこそ豊かな文化の創造と受容者、とりわけ弱者保護の立場にたつた情報の伝播を保障する原理、「民衆のコミュニケーションする権利」の確保である。

注

- (1) 広瀬隆『腐食の連鎖——薬害と原発にひそむ人脈』集英社、一九九六年、参照。この本は天皇を象徴的頂点とする日本の政・財・官界という社会的強者の人脈的つながりとその支配システムを実名で見事にえがいている。
- (2) 赤木昭夫『インターネット社会論』岩波書店、一九九六年、一二〇ページ。
- (3) 『新潮四五』一九九六年十二月号。同誌九七年三月号にもクリフォード・ストール氏による同趣旨の論文が掲載されている。
- (4) ある社会の情報ネットワークには、警察や消防・救急車の手配や、ガス・電気の事故などの場合の対処など、非常営利的なものと、一般的な商業ネットワークの二つがあるが、この円卓会議では主として、後者の一般商業ネットワークとしての情報インフラとその内容について限定し、議論した。
- (5) 岡部一明『パソコン市民ネットワーク』技術と人間、一九八六年、岡部一明『インターネット市民革命』お茶の水書房、一

九九六年、民衆のメディア連絡会編『市民メディア入門』創風社出版、一九九六年、などを参照。また『放送文化』九七年三月号が「仰天！アメリカの市民参加型テレビ」と題した特集をし、実際にアメリカの実状を取り材した結果を報告していく参考になる。

(6) この意見広告を出した創価学会の例でいえば、『週刊新潮』があたかも「創価学会員が反学会の僧侶を交通事故を仕組んで殺した」かのように書いた、いわゆる「白山事件」でも一九九六年十一月二十日、札幌地方裁判所（民事第五部）は原告・白山信之氏の名誉毀損訴訟を認めた判決を出している。だが、このときの白山氏側の請求が一千一百万円であったのに、判決によって命じられた新潮社側の賠償金はわずか百十万元である。くわしくは白山氏本人による主張が『潮』九七年三月号、「人権無視の『週刊新潮』に勝訴したわが闘争記」に掲載されているし、『法学セミナー』九七年四月号の拙論「メディアの自由と人権侵害報道の境目」もあわせ参照されたい。

(7) この『マスコミ市民』誌上の二回（九七年一月号と二月号）にわたる小林よしのり氏への批判については、同氏と『新ゴーマニズム宣言』を掲載している小学館の『S A P I O』誌編集長宛に『マスコミ市民』への私の予定原稿とともに以下の手紙をつけて事前に送付した。本論文提出時まではそのどちらからも返事はない。

〔手紙 1〕

『小学館『S A P I O』編集長様 『新・ゴーマニズム宣言』筆者 小林よしのり様

一九九六年十二月一日

渡辺武達

〒五二〇 大津市比叡平二二二二二二

電話 ○七七五一一九一一四四〇 F a x ○七七五一一九一一四四〇

e-mail : twatanab@doshisha.ac.jp

前略 初めてお便りを差し上げます。

さて、御誌連載の小林よしのり氏の『新・ゴーマニズム宣言』はその内容、表現方法の双方においてメディアのあり方として問題が多すぎます。

私もしゃべったり、書いたりして生活している部分がある人間だという意味でも御誌の編集方針と小林氏の表現をだまつ

てみすゞ」とはできません。

小林さんに申し上げたいのは、いかなる思想も自由ですが、それは自分個人に向けられたときにのみにそうであって、巨大メディアによつてそれを他に呼びかけるのは問題であることがいくつもあることをご理解いただきたいたいと思います。
以下は私が月刊雑誌『マスコミ市民』九七年一月号用に書いた予定稿です。お目にとまらないかも知れないので事前にお送りしておきます。

かしこの稿についてふれられるようなことがあれば、その部分をおそれりますが当方までお送り戴ければ幸甚であります。
本件などぞよろしくお願ひいたします。』

〔手紙 二〕

『小学館『S A C H I O』編集長様 〔新・ゴーマニズム宣言〕 筆者 小林よしのり様

一九九七年一月一〇日

渡辺武達

〒五一一 大津市比叡平一―二二二二

電話 ○七七五一一九一一四四〇 FAX ○七七五一一九一一四四〇

e-mail : twatanab@doshisha.ac.jp

前略 昨年十二月二日付けにてもお手紙をさしあげましたが、御誌連載の小林よしのり氏の『新・ゴーマニズム宣言』はその内容、表現方法の双方においてますますメディアのあり方として問題を引き起こすものとなつています。

以下は私が月刊雑誌『マスコミ市民』九七年一月号用に書いた第一部につづくもので、本年二月号への掲載予定稿です。お目にとまらないかも知れないので事前にお送りしておきます。
もし何らかのかたちで前稿およびこの稿についてふれられるようないどがある場合は、その部分をおそれりますが当方までお送り戴ければ幸甚であります。
本件などぞよろしくお願ひいたします。』

(8) 「御用文化人」とは、社会的強者の仰せのとおりに論を形成し、そのお先棒をかついで「御用さき」をし、メディア界・論壇

に巣く、自称「文化人」のことである。

本文でもふれたが、これら「御用文化人」たちの言論トリックにはいくつかの特徴がある。とりわけその典型は①特殊例を普遍化する、②事實をねぐつて言論上の形式論理だけを主張する、といった手法で、読売新聞一九九七年二月二十五日夕刊『論壇思潮・下』における大阪大学教授の猪木武徳氏の論がその具体例である。氏はそこで「言論の自由」について「意見の一致しない」とに同意する（agree to disagree）】としたうえで「反対派の意見を封じるのはよくない」という。

そこまでは私も原則論として正しいと思う。が、その後に具体例としてジャーナリストの櫻井よしこさんが「従軍慰安婦問題と朝鮮植民地侵略問題で、旧日本軍が女性を強制連行した資料は今のところみつかっていない」という主張をしただけで、自治体主催の講演会講師をキャンセルされるのはいけない」、また「評論家の山本夏彦氏が、東京都文化賞に内定しながら、山本氏のコラムが女性蔑視で、憲法で定められた普通選挙を否定しているという理由で、突然取り消されそうになり、本人のほうから賞を辞退した」ということのふたつを例にして、それらを言論の自由に反する思想弾圧だという。

強制連行は歴史の常識で、資料的にもすでに位置づけられ証明されているから、櫻井氏の場合は勉強不足であり、そういう知識レベルのひとに自治体主催の講演会講師をしてもらつては困る。山本氏の場合も、普通選挙を否定することは男女の平等という基本的人権の否定ということで、独り言なら別にしてメディアでそう主張するようではその掲載紙・誌ともどもどうしようもないから東京都が表彰してはいけない。またそういう例を出して論じる猪木氏も同じレベルの詭弁を弄しているわけだ。なぜなら、H-I-V問題でよく闘つた櫻井氏は評価すべきだが、山本氏も猪木氏も一般テレビ放送や雑誌が、そして新聞では読売や産経を代表として、政府や財界の批判をちゃんとする人たちに意見表明の機会を与えないことには頗かむりした今まで、「情緒的右翼」と「御用文化人」たちだけを持ち上げているからだ。私のいう「積極的公正中立主義」からいえば、これらの人たちのほうこそ「言論封殺派」ということになる。

(9) 慰安所は軍の命令によつてつくられ、軍の制定した規定によつて運営され、中には軍の直轄のものもあつたという川田文子氏などの研究については、『パンプキン』九七年一月号の同氏の論文などを参照。

(10) この「発言者」の特集号には、西部邁氏ほかの「卑しい知識人」たちによるつぎの「市民論」もあわせて掲載されている。
①へ市民へは市民感覚によつて行動する。市民という背景ももたない者の感覚なのであるから、市民感覚なるものから発した行為には、いかなる責任も存在しようがない……現実認識の試みもないから、情勢認識の誤りもない……ゆえに、市

民と名乗るものを、私たちは軽蔑すればよい」（副田和也「市民という自己像とその臭氣」）

②「戦後日本の市民主義者が前提とする平和とは、個々の市民の願望ないしは欲望の総称」というより、主体なき身を許不明のイデオロギーの産物にすぎず、市民という無名の他者の思考の、無責任な模倣にすぎなかつたのである。戦後の反戦平和思想が、戦争はもうこりごりだという、無名の思考に対するムード的な同調でしかない以上、そこに善なり正義なりが宿る道理がない」（情報革命と市民主義 高澤秀次）

③さわめつきは、中川八洋氏の「公約」は憲法違反（議会主義否定）である」である。

「現実にこの民衆とは政治に関して無知であり無教養である……つまり、（民衆）が魅力を感じて支持する、政治家の（公約）とは、この無知や無教養あるいはその経済的欲望や嫉妬に迎合したものでしかありえない」

中川氏は「行政改革」についてこうもいう。

「今日の日本の四文字スローガン（行政改革）とは、その本性が日本で唯一に優秀な人材の最後の宝庫たる霞ヶ関官僚に対するヘタタキであることは明白で、人材が霞ヶ関から大量流出するもしくは霞ヶ関への人材の新規流入を阻止することにある」

自民党と反動右翼がいつしょになり、自由主義史観に応援され、しかも過去の戦争についての庶民の保守・自己正当化感情にのつかつて、岡山県議会をはじめ、各地で「従軍慰安婦教科書削除意見書」が提出され、採択されはじめている。以下は昨年十二月二十日、京都府相楽郡加茂町議会で賛成八、反対七で採択されたもの。

【発議第一八号】

中学校歴史教科書から元慰安婦についての記述の削除を求める意見書の提出について

地方自治法第九号第二項の規定により、内閣総理大臣及び関係大臣及び行政関係機関に対し、中学校歴史教科書から元慰安婦についての記述の削除を求める意見書を提出されるよう提案します。

平成八年十二月二十日

提案者 加茂町会議員 今西 邦雄
賛成者 桂 昌一
桂 喜章
山本 喜章
川地恵美子

昨年、戦後五十年の節目を経て、新たな時代に生きていく少年に対し、先人の築かれた過去の歴史を悪と決めつけ、国民の誇りを傷つけようとする特定の「反日の」グループの日本の歴史教科書にいわゆる従軍慰安婦の虚構の記述は、文部省の教科書検定基準にも反するものである。

児童生徒の心身の発達段階に添い、健全な情操の育成に配慮するという基準に即し、正しい歴史を通じた教育となるよう、元慰安婦の記述の削除を強く求める。

以上、地方自治法第九九条第二項の規定により意見書を提出する。』

(12) 『放送文化』九七年二月号に天本英世氏が「日本航空の呆れた体質」を書いている。それによれば、日本航空のファースト・クラス用雑誌『アゴラ』にスペインの芸術家、アントニオ・ガデス氏についての原稿を頼まれ、そのなかにガデスの言葉の紹介で「私は現在スペイン共産党中央委員である……」および「ガデスの『アンダルシアの嵐』を日本人が見たら、現在の沖縄の状況を想起するであろう……」の二カ所の削除をもとめられたという。JAL側のいう理由は「うちのファースト・クラスに乗るのは大体日本財界の大物達が殆どなので、この人達に沖縄云々のことを読ませるのは困ります」ということだつたという。

テレビはそういうことをいうひとを最初から出演させないやり方で、雑誌等の原稿の場合にはこうした形での「隠れた検閲」が横行しているのが現行日本のメディア状況なのだ。

参考文献

- 本稿を書くにあたって、郵政省および通産省、公正取引委員会などの各種刊行物、および本文中に引用したものその他に主としてつぎの書物を参考にしました。
- 天野勝文・桂敬一・林利隆・藤岡伸一郎・渡辺修編『岐路に立つ日本のジャーナリズム』日本評論社、一九九六年
 - 小川和久『ニュースを疑え!』近代文芸社、一九九六年
 - 久保正敏『マルチメディア時代の起点』日本放送協会、一九九六年
 - 栗原幸夫・小倉利丸編『市民運動のためのインターネット』社会評論社、一九九六年
 - 河野義行・浅野健一『松本サリン事件報道の罪と罰』第三文明社、一九九六年
 - 片岡幸彦『地球化時代の国際文化論』お茶の水書房、一九九四年

笠原利香『Hack—』ジャストシステム、一九九六年

諏訪邦夫『パソコンをどう使うか』中央公論社、一九九五年

高木仁三郎『むんじゅ事故の行きつゝ先は?』岩波書店、一九九六年

中島洋『マルチメディア・ビジネス』筑摩書房、一九九五年

浜六郎『薬害はなぜならないか』日本評論社、一九九六年

古瀬幸広・廣瀬克哉『インターネットが変える世界』岩波書店、一九九六年

郵政省「[一]十一世紀に向けた通信・放送の融合に関する懇談会」編『融合メディアの新時代』読売新聞社、一九九六年

吉田望『マルチメディア社会の実像』生産性出版、一九九四年

各年次の『通信白書』

カレル・ヴァン・ウォルフレン著、西岡公・篠原勝・中村保男訳『日本の知識人へ』総社、一九九五年
ケビン・メーリー著、古賀林幸訳『メガメディアの衝撃』徳間書店、一九九五年

原著は (Kevin Maney: Megamedia Shakeout; John Wiley & Sons, 1995)

J・C・ハーツ著、大森望・棚下毅一訳『インターネット中毒者の告白』草野社、一九九六年

原著は (I. C. Herz: Surfing on the Internet——A Nethead's Adventures on-line; Little, Brown and Company, 1995)

クリフ・ストール著、泡虫訳『カッコいいメール』河出書房、一九九一年

原著は (Clifford Stoll: the Cuckoo's Egg——Tracking a Spy Through the Maze of Computer Espionage; John Brockman Associates, Inc., 1989)

Michael Cusumano & Richard Selby: Microsoft Secrets; The Free Press, 1995 (Special Overseas Edition by HarperCollins Publishers, 1996)

John Naisbitt: Global Paradox; Avon Books, 1994

Nicholas Negroponte: Being Digital; Vintage Books, 1996

Richard Collins & Cristina Murroni: New Media & New Policies; Polity, 1996

Harold Cross: The People's Right to Know——Legal Access to Public Records and Proceedings; Columbia University Press, 1953

Frederick Williams & John Pavlik ed. : *The People's Right to Know——Media, Democracy, and The Information Highway* ; LEA, 1994

Denis McQuail & Karen Siune ed. : *New Media Politics* ; Sage, 1986

Robin Mansell : *The New Telecommunications* ; Sage, 1993

William J. Drake ed. : *The New Information Industry ; The Twentieth Century Fund Press*, 1995

Klaus Bruun Jensen : *The Social Semiotics of Mass Communication* ; Sage, 1995

Simon Davies : *Big Brother* ; Pan Books, 1996

Avishai Margalit, translated by Naomi Goldblum : *The Decent Society* ; Harvard University Press, 1996

☆本稿の執筆にあたっては、NFTTの職員組合である全国電気通信労働組合の近畿地方本部が呼びかけ、組織、私が座長を務めた「[十一世紀]情報通信を考える田原会議」が一九九六年一月に開かれた「答申」を下敷紙にした。その内容の一部については、一九九六年六月に金沢学院大学にて開催された、日本マス・コミュニケーション学会の春季大会において発表した。また本稿関連では、現在私が月刊誌『マスク/市民』に連載している「市民のためのメディア・リテラシー」の一九九六年十月号と十一月号に『インターネットは市民主権社会をつくれるか』と題して書いた。小林よしのり氏型論調の批判については同誌の一九九七年一月号に書いた。意見広告論については、おなじく『潮』九七年三月号に寄稿した拙論に基づいている。なおそれらの文章は同志社大学のサーバー上に設けた私個人のインターネット・ホームページ（後記）で公開している。

冒頭に掲げた「市民主権社会」と「メディアの積極的公正中立主義」については九七年三月刊の『ジュリスト』「新メディア総合特集・変革期のメディア」号にも拙論を寄稿しているので参照されたい。

本稿はそうしたかたちですでに発表した論説を軸に、情報はだれのものか、という視点から、あるべき『マルチメディアの社会学』、あるいは「市民主権の情報戦略」序説として再構成したものである。

☆またこの視点からの私の著作としては、今年になって出版した『メディア・リテラシー、情報を正しく読み解くための知恵』（ダイヤモンド社、一九九七年）と『メディアの公正と社会的責任』（同志社大学出版部、一九九七年）がマルチメディアと情報化社会のなかのマスマディアのあり方にについてとりわけ検討している。あわせに参考いただければ幸いである。

☆本稿執筆のための資料収集では同志社大学大学院の私のクラスで「メディアと市民参加」について研究している野原仁氏のお世話をうけた。また民衆のメディア連絡会の電子メール・サービス上の資料も利用させていただいた。記して感謝する。

☆本稿を一九九六年度に私のクラスに登録した全学生に贈る。

☆著者連絡先

〒五〇〇 大津市比叡平一―二二一―二二
電話 ○七七五一九一六一四
ファックス ○七八五一九一四四〇

e-mail : twatanab@doshisha.ac.jp

YHE 03545@niftyserve.or.jp (ニフティ)

<http://www1.doshisha.ac.jp/~twatanab> (ドウシシャ一ネット)

If you need more information, write to : Professor Takesato Watanabe, Doshisha University, 602-80, Japan.

(『総論・社会統計』[五十七号]、一九九七年一月)提出、同年[1997]十一月締結。Doshisha Social Science Review, No. 57, published on the 20th of March 1997)